

【 別紙 】

規制改革要望に対する検討状況

平成13年1月26日

国土交通省

目 次

1 競争政策等

内航海運暫定措置事業の早期終了

1

2 住宅・土地、公共工事

(1) 建築

暫定利用の促進に向けた規制の緩和	2
暫定利用の促進に向けた規制の緩和	3
排煙設備に係る技術基準の整合化（建築基準法と消防法）	4
建設業と建築士免許	5
建築資材の基準	6
建築資材の基準	7
建築資材の基準	8
試験・認証・基準（集成材）	9
板ガラス 提案a, b（性能評価機関の承認）	10
板ガラス 提案c	11
試験・認証・基準（木造家屋）	12
エレベーター	13
エレベーター	14
建築規制および基準	15
建築規制および基準	16
建築規制および基準	17
建築規制および基準	18
建築規制および基準	19
建築物の維持管理に関する届出のワンストップサービス化	20
工場内建築物の申請確認建築面積の拡大	21
ハートビル法適合施設に対する支援	22
防火	23
在来軸組工法に対する建築規制の緩和	24
北米の基準を基に作成された規定について	25
性能に基づく基準	26
サイズその他の仕様規制	27
書類手続きの煩雑さ	28
国際規格	29
国際規格	30
特殊用途建物	31
4階建て木造建築	31
隣地境界線セットバックおよび外壁の開口部の面積計算の規定	32

(3) 容積率等

倉庫建設に係わる建ぺい率・容積率の緩和	33
---------------------	----

(4) 宅地供給等土地利用	
市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員同意要件の撤廃	34
市街地再開発事業の区域要件の緩和	35
都市公園における22(33)キロボルト配電用変圧器の占有条件の緩和	36
マンション建替えの円滑化	37
都市計画法改正の円滑な施行	38
都市計画法改正の円滑な施行	39
都市計画法改正の円滑な施行	40
土地利用に係るマスタープランの拡充	41
土地利用に係るマスタープランの拡充	42
(5) 公共工事	
入札資格関連書類の電子化	43
公共工事における総合評価方式、設計・施行一括発注方式の一層の活用	44
建設省及び運輸省における公共事業入札に係る談合の防止	45
建設CALCSの書式・方式の標準化とネットワークの活用	46
公共工事における現場写真のデジタル化	47
公共事業における電子入札の導入	48
パブリック・インボルブメントの活用	49
(6) その他	
不合理な住宅付置義務の見直し	50
映画館建設に係る用途地域規制の緩和	51
宅地建物取引業者の変更事項届出の電子・簡素化	52
監理技術者・主任技術者の配置基準の緩和	53
道路占用規制等の見直し	54
道路占用規制等の見直し	55
市街化調整区域における開発許可の緩和	56
建設業と建築士免許	57
建設業と建築士免許	58
二次的住宅市場 -A	59
既存住宅の維持・改修の促進	60
中古戸建住宅に対する公庫融資の償還期間の延長	61
新築住宅の評価に維持・改修の重要性を正當に評価する基準評価方式の導入	62
光ケーブル(情報BOX)管路の民間への使用開放	63
光ケーブル敷設における監理技術者制度の見直し	64
道路下部の二次占用規制に関する規制緩和	65
中古住宅市場の整備について	66
建設業法の規制緩和の要望	67
身分保証に関する法律の廃止	68
不動産特定共同事業の手続き要件	69
地方自治体による下水道指定業者制度の撤廃	70
リバース・モーゲージの促進	71
市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	72
市街化調整区域における既存建築物に関する規制の撤廃	73
中古住宅市場の整備	74
中古マンション等のストック管理のルール	75
不動産情報の開示	76

3 情報・通信

(6) 社会・行政の情報化

環境関連の法に基づく届出書、許可申請書の電子化	77
自動車の生産・販売・流通に伴う諸行政手続きの電子化等	78
インターネット上での旅行取引の促進	79
輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	80
学術報告書の電子化	81
特殊車両通行許可申請手続き	82
特殊車両通行許可申請手続き	83

(7) その他

光ケーブル敷設のための鉄道高架橋脚空間の活用	84
線路敷設権と既存事業者施設へのアクセス	85
IRU方式による他事業者への芯線使用における道路占用からの除外	86
スマート・ウェー・サービス用ビーコンの自動車専用道路、一般道路双方における整備の実現	87
交通情報提供の民間活用	88
建設工事の請負契約の電子化	89
光ケーブル敷設のための高速道路および鉄道の高架橋脚空間の活用	90
光ファイバケーブル敷設の河川横断時の手続き、申請の見直し	91
ケーブル敷設に係わる道路占用料等の見直し	92
電気通信工事業の特定認可における技術者資格の緩和	93

5 運輸

(1) トラック事業等

貨物運送取扱事業の参入及び運賃・料金規制の見直し	94
貨物運送取扱事業の参入規制について	95
トラック事業の営業区域規制の見直し	96
トラック事業の最低車両台数規制について	97
トラック事業の運賃・料金規制の緩和	98
トラック事業の運賃・料金規制の見直しに対する慎重な検討	99
分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の輸送規制の緩和	100
営業用ダンパーへの表示番号の指定及び表示番号の表示義務の廃止	101
危険物輸送時の2名乗車規制の緩和	102
運行管理者研修制度の見直し	103
普通自動車の車両総重量規制の緩和	104
車高	105
分割可能貨物積載車両の総重量	106
駆動軸の軸重	107
三軸車の総重量	108
セミトレーラ等特殊車両の通行可能道路の拡大	109
特殊車両通行許可申請の緩和	110

(2) バス事業・タクシー事業等

乗合タクシーの許可基準の緩和	111
タクシー事業の緊急調整措置の在り方	112
タクシー事業の緊急調整措置の導入について	113
タクシー事業の運賃・料金規制の在り方	114
乗合バス事業の早期自由化	115

(3) 自動車の登録・検査	
自動車検査証の有効期間の延長	116
自動車の登録に関する申請書の電子化等	117
自動車の登録手続の印鑑証明書の添付の簡素化	118
けん引自動車及び被けん引自動車に係る車検制度の見直し	119
企業合併に伴う名義変更事務手続きの特例措置	120
(4) 鉄道事業	
鉄道運送事業の運賃規制の緩和	121
(5) 海上運送事業等	
港湾運送事業の更なる規制緩和	122
事前協議制度の改善	123
港湾の24時間フルオープン化	124
港湾の24時間フルオープン実現に際して荷役料金の割増を行わないこと	125
船舶運航事業者の提出する報告書・届出等の簡素化	126
国際船舶の海外譲渡、登録抹消に係る手続きの簡素化	127
船舶の建造許可に当たっての手続の一層の簡素化	128
強制水先の必要な船舶の範囲の見直し	129
船舶登記制度と船舶登録制度の一元化及び変更時手続きの一元化	130
航海実歴認定を受けた船長の乗り込む船舶に対する強制水先の免除	131
港湾関係諸料金（入港料等）の適正化	132
外貿埠頭公社の埠頭等貸付料の適正化	133
国際港におけるガントリークレーンの民間所有の容認	134
(6) 船舶航行	
危険物積載船の入港及び荷役に際しての危険物貨物の荷役許容量等の見直し	135
危険物積載船の夜間入港・荷役制限の緩和	136
危険物積載船の荷役終了後棧橋でのレーダーの試運転許可	137
2万5千総トン以上の液化ガスタンカーに対する海上交通安全法に基づく東京湾、伊勢湾への夜間入出域制限の緩和	138
瀬戸内海における危険物積載船を除く巨大船に対する航行管制の緩和	139
瀬戸内海に新規立地する危険物基地に係るタンカーの安全対策確約書の廃止	140
危険物船舶荷役時の船間保安距離の緩和	141
(7) 船員	
船員職業紹介事業等の自由化	142
船員職業紹介事業等についての現行の許可制度の維持	143
内航船への外国人船員の受入れ	144
(8) 航空運送事業等	
航行施設利用料の軽減	145
着陸料の軽減	146
ビジネスジェット機の国内運行規制の緩和	147
国際空港におけるスロット配分手続き等の見直し	148
国際航空運賃の自由化	149
日本の国際空港における共有スペースの使用料の軽減	150
構内営業承認の期間の延長	151
空港ターミナルビル内で行うイベント等の手続の軽減・簡素化	152
一般旅客が直接の利用者とならない施設に係る構内営業料金の承認制の廃止	153

(9) 倉庫業	
倉庫業の参入規制及び運賃・料金規制の見直し	154
(10) その他	
無人貸出返却を前提としたITS技術を用いた車両共同利用システムの処理の緩和	155
自賠償保険の政府再保険の廃止	156
自賠償保険の加入期日の延長	157

6 基準・規格・認証・輸入

(1) 基準・規格・認証	
気象測器の検定制度の見直し	158
自動車検査用機械器具の検査制度の見直し	159
大型トラックへの速度表示灯の取付義務の廃止	160
自動車の保安基準の見直し	161
自動車の車台番号又は原動機型式の打刻届出の簡素化	162
正規輸入業者に対する原動機型式の打刻の緩和	163
回転式助手席及び脱着式シートの取扱い要件の緩和	164
自動車の型式指定審査の見直し	165
自動車の相互承認対象装置に対する型式指定審査の際の確認内容の簡素化	166
非常信号用具取付位置要件の緩和	167
EUのナンバープレートサイズ等の受入れ	168
N R 装置の最高速度基準の緩和	169
土砂等を運搬する大型自動車（ダンプカー）の積載重量の自重計の取付義務の廃止	170
未完成トラックの輸入車特別取扱制度の適用	171
フォークリフトの速度制限の緩和	172
内航海運（沿海船）航行可能海域の拡大	173
プレジャーボートの技術基準の見直し	174
小型船舶の汽笛、号鐘等の技術基準	175

7 金融・証券・保険

(1) 金融	
日本鉄道建設公団の余裕金運用先への農林中央金庫の追加	176
新東京国際空港公団の余裕金運用先への農林中央金庫の追加	177
特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加	178
特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加	179
特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加	180
特殊法人・地方公共団体関係機関等の資金運用先への農林中央金庫、農協・信連の追加	181
特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加	182
特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加	183
特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加	184
地方公共団体関係機関等の資金運用先への農協・信連の追加	185
(3) 保険	
子会社・関連会社で行うことのできる金融関連業務として「SPC法又は不動産特定共同事業法に定める不動産の管理及び処分等に係る事業又は業務受託」の追加	186

8 エネルギー

(2) 電気事業	
特別高圧送電線の施設について	187

(4) その他	
放射線物質の輸送容器に関する承認手続の見直し	188

10 公害・廃棄物・環境保全

(2) 廃棄物	
廃棄物処理業および施設の許可を得る場合の事務の簡略化	189

11 危険物・防災・保安

(5) その他	
給油所毎の揮発油地下タンクの最大貯蔵数量の緩和	190

15 資格制度

(1) 業務独占資格等	
障害等を理由とする欠格条項の見直し	191
三級海技士についての資格制度の見直し	192
航空身体検査基準（遠距離視力）の緩和	193
測量士と土地家屋調査士	194
(2) 必置資格	
自動車整備管理者の必置単位の見直し	195
告示航路の見直し	196
給水装置工事主任技術者と管工事施工管理技士の資格の相互乗り入れ	197
宅地建物取引主任者 定期講習の内容の見直し等	198

その他	
公的資格制度の要件緩和	199

16 その他

特殊法人等（日本小型船舶検査機構）の透明性と説明責任について	200
特殊法人等（日本自動車整備振興会）の透明性と説明責任について	201

分野	1 競争政策等関係 5 運輸関係 (5) 海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	内航海運暫定措置事業の早期終了			
意見・要望等の内容	政府の強力な支援のもと、内航海運暫定措置事業をできるだけ早期に終了させ、同事業からの脱却を図り、内航海運業の自由化を促進すべきである。			
関係法令	内航海運組合法第8・12・57条	共管	なし	
制度の概要	<p>日本内航海運組合総連合会の実施する内航海運暫定措置事業は、船腹調整事業の解消に伴い、引当資格が事実上無価値化することによる経済的悪影響を考慮し、経過措置として平成10年5月より導入されたものである。</p> <p>同事業は自己所有船を解撤する事業者に交付金を交付するとともに新たに船舶を建造する事業者から納付金を納付させ交付金の原資とすること等を内容とするものであり、同事業は収支が相償ったときに終了することとされている。</p>			
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画(再改定)1(c)、5(5)(a)</p> <p>内航海運業における船腹調整事業については、できるだけ短い一定期間を限って転廃業者の引当資格に対して日本内航海運組合総連合会が交付金を交付する等の内航海運暫定措置事業を導入することにより、現在の船腹調整事業を解消する。</p>			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>交付金の交付期間は、船舶の耐用年数を勘案の上15年を目途としており、事業の終了時期は収支相償ったときとしている。よって、現時点において、暫定措置事業を直ちに終了させることは困難である。なお、国土交通省としても、同事業が不必要に長期化しないために、交付金単価を当面5年間、毎年度漸減する仕組みとするとともに、運輸施設整備事業団が政府保証の下に低利で調達し、これを内航海運組合総連合会に融資する措置を実施しているところである。</p>				
担当局課室名	海事局国内貨物課 (連絡先) 03-5253-8627			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	暫定利用の促進に向けた規制の緩和			
意見・要望等の内容	建築基準法第85条第4項の仮設建築物として既設建築物を含める。			
関係法令	建築基準法第85条第4項	共管	なし	
制度の概要	特定行政庁は、仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間を定めてその建築（新築、増築、改築、移転）を許可することができる。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：H11.7措置済)				
<p>(説明)</p> <p>仮設建築物は最長1年という短期間に仮設的に設けられるものであることから特例的に一部の規定を適用除外としているものであり、社会通念上も既設建築物を仮設建築物として扱うことはできない。</p> <p>このため、建築基準法上、既設建築物の用途を転用する場合には、仮設建築物としてではなく建築基準法第87条の用途変更として扱うこととなっている。なお、工場跡地等の土地利用転換を推進するため、「工場跡地等の有効利用の推進について」（平成11年7月23日建設省都市局長、住宅局長通達）を發出し、市街地の環境に支障がない場合等にあつては建築基準法第48条の許可を適切に行う旨通達を行ったところである。</p>				
担当局課室名	住宅局建築指導課（連絡先：03-5253-8513）、市街地建築課			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	暫定利用の促進に向けた規制の緩和			
意見・要望等の内容	仮設建築物を設置できる期間を5年程度に延長する。			
関係法令	建築基準法第85条第4項	共管	なし	
制度の概要	特定行政庁は、仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間を定めてその建築（新築、増築、改築、移転）を許可することができる。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 仮設建築物は最長1年という短期間に限定して設置されることから特例的に一部の規定を適用除外としているものであり、社会通念上も5年間にもわたって存置する建築物を仮設建築物として扱うことはできない。				
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先:03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	排煙設備に係る技術基準の整合化(建築基準法と消防法)			
意見・要望等の内容	<p>排煙設備に関しては、建築基準法において排煙が必要な建築物、消防法においては排煙設備が必要な防火対象物がそれぞれ規定されているが、同一の対象物について、両方の基準が整合していないものがある。</p> <p>(例1)百貨店の場合、建築基準法では500㎡を超えるものに、消防法では1,000㎡以上のものに排煙規制がかかる。</p> <p>(例2)排煙風道の材質において、建築基準法では金属あるいは石綿と規定しており、消防法では煙の熱及び成分によりその機能に支障を生じるおそれのない材料と規定している。</p> <p>(要望)排煙設備に係る技術基準の性能規定化を図り、両方の規定を整合化すべきである。</p> <p>(理由)現状では両方の異なる基準に対応するため、申請者が省庁間の調整を行っており、非効率である。</p>			
関係法令	建築基準法施行令第126条の2、消防法施行令第28条等	共管	消防庁	
制度の概要	<p>一定規模以上の特殊建築物等には、排煙設備を設けなければならない(令126条の2)。</p> <p>排煙風道は厚さが10cm以上の金属以外の不燃材料で造る等としなければならない(令126条の3第1項第七号)。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期: H12.6措置済)				
<p>(説明)「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、建築基準法における排煙規定(施行令第129条の2、第129条の2の2)及び不燃材料(法第2条第9号、令第108条の2)については既に性能規定化を行っている。また、平成11年3月の消防法施行令等の改正により、排煙設備が満たすべき構造上の基準については、建築基準法令における技術基準との整合化を図られている。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	5 専門サービス 建設業と建築士免許			
意見・要望等の内容	<p>提案</p> <p>b ヨーロッパの大学の建築士免許は、日本で3年間活動した後は一級建築士の資格と同等に扱い、日本語実力「試験」は建築士には必要でないと認めること。</p>			
関係法令	建築士法第4条第3項	共管	なし	
制度の概要	<p>外国の建築士免許を受けた者で、一級建築士になろうとする者にあつては建設大臣が、二級建築士又は木造建築士になろうとするものにあつては都道府県知事がそれぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士と同等以上の資格を有すると認める者は、それぞれの試験を受けないで、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を受けることができる。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>建築士の資格の同等性の承認は、2国間あるいは多国間で相互主義的に実施するべきものであるが、EU側から、EUにおける建築士資格を我が国の一級建築士と同等の資格を有するものとして取り扱うことについて要望がなされたにもかかわらず、EUサイドで、我が国の一級建築士の免許をEUの建築士資格と同等と認める意志が無いため、相互承認の枠組みが確定していない現段階においては、我が国だけが一方的にEUに対して門戸を開放するのは適切ではない。</p>				
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先:03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	建築資材の基準			
意見・要望等の内容	a . 透明性を向上させるとの日本の公約に沿って、国内基準と国際基準との関連を明確にすること。また国際基準から乖離している箇所とその程度を明らかにすること。			
関係法令	建築基準法第68条の26、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第58条等	共管	なし	
制度の概要	建設大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 申請にあたっては、性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類等を添えて、建設大臣に提出しなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期：H12.6措置済)			
	<p>(説明)「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、建築資材に関する各般の規定について性能規定化を行い国際基準と整合させており、既に措置済みである。</p> <p>なお、ご指摘の「国際基準との乖離」については、具体的な内容や問題点を明確化した上で検討すべき課題である。</p>			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	建築資材の基準			
意見・要望等の内容	b. 従来の建築基準を全て新しい性能基準に置き換えること。日本の基準要件を満たすために使用できる基準の種類について混乱が全く無い様にし、ISO試験方法が原則として採用されることを確認すること。			
関係法令	建築基準法第68条の26、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第58条等	共管	なし	
制度の概要	建設大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 申請にあたっては、性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類等を添えて、建設大臣に提出しなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期：H12.6措置済)			
<p>(説明)「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、各般の規定について性能規定化を行っており、既に措置済みである。さらに、試験方法についても、各性能評価機関において定めることとするとともに、ISO基準と整合させた試験方法を採用できることとし、各性能評価機関においてこれを採用している。</p> <p>なお、ご指摘の「混乱」については、具体的な内容や問題点を明確化した上で検討すべきである。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	EU	
項目	建築資材の基準			
意見・要望等の内容	c. EUにおいて、ISO承認を受けている建築資材を、改正建築基準法の下で承認すること。また、日本の性能基準との整合性を示すための手続きを公表すること（EUの規制改革優先提案、「外国試験・検査機関」を参照のこと。）			
関係法令	建築基準法第68条の26、第77条の57等	共管	なし	
制度の概要	建設大臣は、性能評価を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：H12.6措置済)	検討中	措置困難	その他
(説明) 「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）の施行により、外国における機関であっても一定の基準を満たすものについては性能評価機関として承認することが可能である。その際、建築基準法において要求されている性能をISOの試験方法により評価することが可能な場合には、これを採用することとしている。				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室（連絡先：03-5253-8514）			

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U
項 目	試験・認証・基準（集成材）		
意見・要望等の内容	枠組壁工法告示（1982年建設省告示第56号）にしたがって行われる試験の確認について、その方法と手続きを公表するとともに、当該試験法とJASもしくは、他の基準との関連性を明確にすること。		
関係法令		共管	なし
制度の概要			
計画等における記載			
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施（予定）時期：1998年)		
<p>(説明)</p> <p>試験方法については、「枠組壁工法建築物構造計算指針（建設省住宅局監修）」で詳述されている。試験の内容の判断は、基本的に建築確認の際に建築主事が行うが、建設大臣による認定が必要となる場合もある。</p>			
担当局課室名	住宅局 建築指導課（連絡先：03-5253-8513）		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U
項目	板ガラス提案a, b (性能評価機関の承認)		
意見・要望等の内容	a 性能評価機関の承認を可能とし、ISOに適合する試験法を導入する。 b 性能評価機関の承認に関する手続、規則を公表する。		
関係法令	建築基準法第68条の26、第77条の57	共管	なし
制度の概要	建設大臣は、性能評価を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。		
計画等における記載	該当なし		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、申請に基づき、必要な要件を満たす機関については、性能評価機関としての承認を行うこととし、平成12年6月から申請が可能となっている。また、これらの手続や基準については、法律、政令、省令において規定し、公表されている。</p> <p>板ガラスの耐火に関する性能の試験方法については、各性能評価機関において定めることとするとともに、ISO基準と整合させた試験方法を採用できることとし、各性能評価機関においてこれを採用している。</p>			
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先: 03-5253-8513)		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	板ガラス提案 c			
意見・要望等の内容	c. 認定評価機関による評価に基づき、建築基準法の技術基準を満たしている「外壁の耐火ドア開口部」を承認すること。			
関係法令	建築基準法第68条の26、第2条第九号の二口、施行令第109条の2等	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載	該当なし			
状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 </div> (実施(予定)時期: H12.6措置済)			
(説明) 「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、防火設備に関する技術的基準に適合するものについて、性能評価機関の性能評価に基づき認定を行っている。				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	EU	
項目	試験・認証・基準（木造家屋）			
意見・要望等の内容	<p>EUは、2000年1月に発表された中間報告において、木造建築物に使用される丸太の寸法そのものが、もはや建築物の承認において決定的な要因ではないと確認されたことを歓迎している。そのかわりに、構造計算若しくは性能評価が建設省の認定に応じて行われるものと我々は理解している。</p> <p>しかし、木造建築物及びそれを主たる構造として利用する建築物の寸法についてはまだ大きな制限が残っているように見受けられる。EUは、日本においてそのような制限がすべて撤廃されることを希望する。</p>			
関係法令	建築基準法施行令第三章第三節	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：2000年6月)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>木造建築物の柱の小径の規定については、建設省告示で定める構造計算を行えば適用除外となる。</p>				
担当局課室名	住宅局 建築指導課（連絡先：03-5253-8513）			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	エレベーター			
意見・要望等の内容	<p>ISO/TC178において現在作業を進めている以下の項目について協調しつつ、完全な性能規定化と合意の得られた安全パラメータを導入し、仕様基準とは別に規定すること。 どの要求基準が機械的・技術的なもので、どの要求基準がエレベーターの設置された建築物に関するものなのかを示すこと。 単独で試験できる部品の認定。 積載荷重区分、速度、自動車用エレベーター及び乗降扉の大きさについて、改正されたISO4190-1基準と整合させること。 構造上の要求による基準の部分と、地震対策による基準の部分とがはっきりと区別されていることを示すこと。 エレベーターに関する建築基準法以外の強制的な基準（例えばエレベーターに関する省エネ基準（CEC/EV））について示すこと。</p>			
関係法令	建築基準法第129条の3ほか	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 基準の不調和の具体的な内容や問題点が明確化された上で検討すべき課題である。 一般のエレベーターについては、当該項目の規制はしていない。 地震対策を必要とする部分は、建築基準法施行令第129条の4第3項第三号、第四号、第129条の7第四号、第129条の8第1項に明示されている。 建築基準法以外にはない(省エネ基準は強制法規ではない)。 なお、エレベーターに関する基準は2000年6月の建築基準法の改正に伴い、性能規定を導入するなど所要の改正を行ったところである。(これにより、一定の仕様基準を満たしている場合には国土交通大臣の認定は不要であるが、満たしていない場合は要求性能を満たしていることについて、国土交通大臣の指定した性能評価機関の作成した評価書を元に大臣認定を行うことになる。)				
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先:03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	エレベーター			
意見・要望等の内容	エレベーターに関するあらゆる基準を一つの体系に統合すること。			
関係法令	建築基準法、省エネ法	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) エレベーターに関する省エネ基準は省エネ法に基づく努力基準であり、強制法規である建築基準法に定めるものではない。				
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先:03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国	
項目	建築規制及び基準			
意見・要望等の内容	住宅に関する政令、省令、通知その他関連規制のパブリックコメントにおいて60日間の意見提出期間導入。			
関係法令	平成11年3月23日の閣議決定「規制の設定または改廃にかかる意見提出手続き」	共管	なし	
制度の概要	規制の設定又は改廃にあたり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う。			
計画等における記載	意見・情報の募集期間については、意見・情報の提出に必要と判断される期間等を勘案し、1ヶ月程度を1つの目安として、案等の公表時に明示する。			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>パブリック・コメント制度の手続きは、閣議決定により定められており、その中で意見・情報の募集期間は、1ヶ月程度を目安とすることとしている。募集期間については、法令の施行スケジュール及び法令を早期施行することの公益性の観点等から判断されるものであるが、今後ともこの閣議決定の内容を踏まえて実施すべきものとする。</p>				
担当局課室名	住宅局 建築指導課 (連絡先: 03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国	
項目	建築規制および基準			
意見・要望等の内容	-A-1 建設省は、2001年4月1日までに、建築基準法の特別使用建築物に関わる条項が性能規定型になっているかどうかを確認するため、見直しを行うべきである。			
関係法令	法第2条第九号の二、第27条、施行令第108条の3等	共管	なし	
制度の概要	一定規模以上の特殊建築物は耐火建築物等としなければならない。 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造又は火災が終了するまで耐えるものとしなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期：H12.6措置済)			
(説明) 「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、特殊建築物に関わりのある条項である耐火性能、避難安全性能、不燃材料、防火設備等に関する規定について性能規定化を行い、必要な性能についての技術的基準の整備を行った。				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国	
項目	建築規制および基準			
意見・要望等の内容	日本で採用されている試験手順を考え、国際的な慣行との整合性を確保するためにも、米国政府は、建設省が速やかに I S O 規格の試験方法を採用することを要望する。			
関係法令	建築基準法第68条の26、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第58条	共管	なし	
制度の概要	建設大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 申請にあたっては、性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類等を添えて、建設大臣に提出しなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期：H12.6措置済)			
(説明) 平成10年の建築基準法の改正(平成12年6月1日施行)により、耐火構造等の性能評価を行うための試験方法については建設大臣が指定する各性能評価機関において定めることとした。現在各機関において、I S O 規格の試験方法と整合させた試験方法を採用している。				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国	
項目	建築規制および基準			
意見・要望等の内容	適切な現場対応や、事前の構造設計が安全に対する懸案事項に対処するためであることを理解しながらも、建設省は、2001年12月31日までに建築基準法における防火目的の建築物の高さに関する仕様規定や容積制限を廃止することも念頭に置いて、見直しを行うべきである。			
関係法令	建築基準法第21条	共管	なし	
制度の概要	高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物は、主要構造部を耐火構造又は火災が終了するまで耐えるもの等としなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期：H12.6措置済)			
(説明) 高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物及び延べ面積が3,000㎡を超える大規模な建築物については、これらの建築物で火災が発生した際の大量の熱、火の粉等による重大な危害を防止するため、防火上特に高い性能を要求している。 従来、これらの建築物の主要構造部については原則として木造としてはならないこととされていた。しかし、平成10年の建築基準法の改正(平成12年6月1日施行)において木造の使用を禁止する規定は廃止した。これに代えて、これらの建築物の主要構造部は、火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えることを確かめることとした。				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国
項 目	建築規制及び基準		
意見・要望等の内容	建設省は、2000年7月にAPA (The Engineered Wood Association) から建設省に提出された最終報告書に基づいて、2000年12月31日までに構造用パネルと合板の同等性を是認することを検討すべきである。		
関係法令		共管	なし
制度の概要			
計画等における記載			
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施 (予定) 時期 : 2000年12月)		
(説明) 2000年12月に、日本 2 × 4 建築協会が「1998年枠組壁工法建築物構造計算指針」において構造用パネルの水掛り係数の値を構造用合板の値に合わせるとともに、都道府県建築主務課長等への周知を図ったところである。			
担当局課室名	住宅局 建築指導課 (連絡先 : 03-5253-8513)		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	建築物の維持管理に関する届出のワンストップサービス化			
意見・要望等の内容	建築物の維持管理については、消防、公害、建築、電気、水道等、それぞれ別の窓口に出が必要である。 データベース化を進め、建物単位の届出とする。			
関係法令	建築基準法第12条	共管		
制度の概要	不特定又は多数の者の利用する建築物又はエレベーター・遊戯施設等のうち、特定行政庁が指定するものの所有者は、安全性の観点から定期的に資格者が検査を行った結果を特定行政庁に報告する。			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明)				
各法令に基づく届出はそれぞれ異なる目的から、それぞれの関係機関が行っているものである。				
担当局課室名	住宅局 建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	工場内建築物の申請確認建築面積の拡大			
意見・要望等の内容	建築面積の基準を10㎡ 100㎡に緩和する。			
関係法令	建築基準法第6条	共管	なし	
制度の概要	<p>以下に掲げる建築物については、建築確認が必要である。ただし、防火・準防火地域外において、増築等にかかる部分の床面積の合計が10㎡以内の場合はこの限りではない。</p> <p>1) 特殊建築物で、一定の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡</p> <p>2) 木造で3階以上、又は延べ面積500㎡、高さ13m若しくは軒の高さが9m超</p> <p>3) 木造以外で二階建以上、又は延べ面積200㎡超</p> <p>4) 上記以外で、都市計画区域又は知事が指定する区域内の建築物</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>確認の面積については、延焼の防止、市街地環境の保全等の観点から、その面積にかかわらず法律との適合性を判断する必要があるため、面積の引き上げは困難である。</p>				
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先:03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	ハートビル法適合施設に対する支援			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・同法の適合基準について、行政（都道府県）単位のバラツキがあることと、一部過度と考える要求が散見される。 ・同法の補助金制度のハードルが高い。 			
関係法令	ハートビル法	共管	なし	
制度の概要	<p>ハートビル法では、不特定かつ多数の者が利用する特定建築物について高齢者・身体障害者等が円滑に利用できるよう、それら特定建築物の建築主の判断基準となる事項（平成7年告示814号の基礎的基準及び誘導的基準）を定めている。</p> <p>また、誘導的基準を満たした優良な建築物の計画については、都道府県知事による認定制度を設け、税制の特例措置、補助、低利融資等の助成制度、容積率緩和の活用によって、高齢者・身体障害者が円滑に利用できる建築物の整備を促進している。</p>			
計画等における記載	なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>ハートビル法に基づく基礎的基準・誘導的基準は、出入口等の特定施設の構造や設備について数値を示して具体的に規定され、全国一律に適用されていることから、行政単位によってバラツキが生じるものではないし、過度の要求をするものであるとは考えられない。一方、都道府県の多くは、「福祉のまちづくり条例」等を制定し、独自の整備基準を設けているとともに、個別建築計画について事前協議を義務づけている。このため、指摘があった各行政単位でのバラツキは、これら条例に基づく整備基準によるものであり、ハートビル法によるものではないと考えられる。</p> <p>国庫補助や税制特例措置等の要件である誘導的基準は、社会全体で目指すべき高齢者や障害者の方々が不自由なく建築物を利用できる水準、すなわち、社会にとって理想的な水準である。その制度的位置付けは、推奨できる建築物の整備を建築主の理解と協力を得て誘導するものであり、何ら規制的要素は含まれていない。このため、安易にそのレベルを引き下げ要件緩和できるものではなく、規制緩和の議論にはなじまない。</p>				
担当局課室名	住宅局建築指導課（連絡先：03-5253-8513）			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	ニュージーランド	
項目	防火			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火規定に関して、性能規定を採用されたい。 ・ 実証的なデータより防火基準を策定されたい。 ・ 防火基準において、難燃材料を重要視されたい。 ・ スプリンクラーによる効果を考慮した性能規定化を行われたい。 ・ 避難規定の性能規定化を行われたい。 			
関係法令	法第2条第九号、施行令第1条第六号、令129条の2、令129条の2の2等	共管	なし	
制度の概要	<p>難燃材料とは、加熱開始後5分間燃えない、き裂を生じない、有害な煙等を生じないものであること。</p> <p>建築物が避難安全性能を有するものであることが確かめられたものについては、避難に関する規定の一部は適用しない。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	<p style="text-align: center;">措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他</p> <p style="text-align: center;">(実施(予定)時期：H12.6措置済)</p>			
<p>(説明)</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、防火に関する構造や材料避難規定等について性能規定化を既に行っている。</p> <p>また、スプリンクラーを設置した場合は防火区画について制限の緩和を行っている。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	ニュージーランド	
項 目	Exemption of Japanese house construction methods from the Building Standard Law 在来軸組工法に対する建築規制の緩和			
意見・要望等の内容	建築基準法では、日本の伝統的な在来軸組工法は、一般に建築規制が緩和されていると理解している。一方、海外から導入される工法については必ずしもそうではなく、結果的に在来軸組工法に比べてより多くの構造的な検討を要求されている。 ニュージーランド政府は、建築基準法において、全ての工法について必要最低減の性能基準を満たす体系となることを希望する。			
関係法令	建築基準法施行令第47条	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載				
状 況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(説明)				
建築基準法では、それぞれの工法についての最低の基準を定めているところである。				
担当局課室名	住宅局 建築指導課 (連絡先: 03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	ニュージーランド	
項目	北米の基準を基に作成された規定について			
意見・要望等の内容	日本の建築基準は北米の建築基準をもとに作成されているため、他の国々からの資材の供給が可能となるように改められたい。			
関係法令	法第2条第九号、施行令第1条第五号、第六号、法第68条の26等	共管	なし	
制度の概要	不燃材料、準不燃材料、難燃材料とは、それぞれ20分間、10分間、5分間、燃えない、き裂を生じない、有害な煙等を生じないものであること。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：H12.6措置済)	検討中	措置困難	その他
(説明) 防火等に関する性能の試験方法については、各性能評価機関において定めることとともに、ISO基準と整合させた試験方法を採用できることとし、各性能評価機関においてこれを採用しているところであり、基準を満足するものについてはすべて受け入れ可能である。				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	1. 性能に基づく基準			
意見・要望等の内容	以下の基準の作成を続行するよう強く要請する。 <input type="checkbox"/> 防火、および建築物の内部・外部双方からの延焼防止を目指す、性能に基づく防火基準 <input type="checkbox"/> 火災時の効果的な避難を確実にを行うための避難に関する性能に基づく基準 <input type="checkbox"/> 性能に基づく製品基準			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第2条第九号の二、令第108条の3 ・ 令129条の2、令129条の2の2 ・ 法第2条第九号、令第108条の2等 	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造又は耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐える構造とする。 ・ 避難安全検証法等により在館者の避難の安全性が確かめられた階及び建築物については、避難規定の一部の適用を除外する。 ・ 不燃材料とは、建築材料のうち、不燃性能に関する技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めたもの又は建設大臣の認定をうけたものをいう。 			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：H12.6措置済)				
<p>(説明)「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、</p> <input type="checkbox"/> 耐火建築物の主要構造部は耐火構造又は耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐える構造とする <input type="checkbox"/> 避難安全検証法等により在館者の避難の安全性が確かめられた階及び建築物については、内装、排煙等の避難規定の一部の適用を除外する。 <input type="checkbox"/> 不燃材料、準不燃材料、難燃材料については、それぞれの材料に必要とされる性能に関して、20分間、10分間、5分間、「燃えない」「き裂を生じない」「有害な煙等を生じない」等の技術的基準が設けられている。 等の規定に改められており、既に措置済みである。				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	サイズその他の仕様規制			
意見・要望等の内容	以下の事柄を検討するよう強く要請する。) 建築基準法からの防火関連の仕様規制の除去) スプリンクラーシステムやその他の適切なシステムを含む防火および延焼防止代替手法の検討			
関係法令	・ 建築基準法第61条、62条 ・ 法第2条第九号の二 ・ 令112条等	共管	なし	
制度の概要	防火地域・準防火地域内の一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 主要構造部を耐火構造等とした建築物は延べ面積1,500㎡ごとに防火区画をしなければならない。ただし、スプリンクラー設備等を設けた部分の床面積の1/2の床面積を除く。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期：H12.6措置済)			
	<p>(説明) 防火地域・準防火地域内に存する一定規模以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物等とする必要があるが、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、それらの主要構造部や外壁の開口部に設ける防火設備等に係る規定について、従来の仕様を中心とした規定から、材料種別の制限による規定を廃止し、それぞれの部分に応じて要求される性能を中心とした規定に改正した。 なお、従来よりスプリンクラーを設置した場合は防火区画について制限の緩和を行っている。</p>			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	3. 書類手続きの煩雑さ			
意見・要望等の内容	以下の事柄を強く要請する。) 国際的な慣行に向けた行政管理システムの改訂の続行) 製品企画の行政管理システムの再検討、およびその他の国で実施されているシステムとの比較検討) 高い水準を維持しつつ、煩雑さおよび書類の量やコストを削減する、製品規格の行政管理システムの改定			
関係法令	建築基準法第68条の26等	共管	なし	
制度の概要	建設大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき指定又は承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 不燃材料とは、建築材料のうち、不燃性能に関する技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めたもの又は建設大臣の認定をうけたものをいう。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：H12.6措置済)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明) ご指摘の事項については、具体的な内容や問題点を明確化した上で検討すべき課題と考えられる。 なお、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、建設大臣はその指定又は承認する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができることとする等、認定に係る性能評価・手続き等の整備・合理化を行うとともに、手続等についても政省令等により明らかにしている。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	4 . 国際規格			
意見・要望等の内容	以下の事柄を強く要請する。) 防火試験規格の I S O 規格への転換の続行) これらの I S O およびその他の規格を建築材料の構成に言及せずに適用			
関係法令	・ 建築基準法第68条の26 ・ 建築基準法第2条第九号、令第108条の2等	共管	なし	
制度の概要	建設大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき指定する者に性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 不燃材料とは、建築材料のうち、不燃性能に関する技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めたもの又は建設大臣の認定をうけたものをいう。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：H12.6措置済)				
(説明)「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、従来の建築材料の構成による仕様を中心とした規定から、建築材料に要求される性能を中心とした規定に改正した。併せて、各構造・材料において要求される性能を I S O の試験方法により評価することが可能な場合には、これを採用することとした。				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	4. 国際規格			
意見・要望等の内容	ISO規格委員会でのより積極的な委員活動。			
関係法令	該当なし	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 我が国は、ISOの専門委員会TC92(火災安全)内の全てのSC(分科委員会)においてPメンバー(投票権を持つメンバー)となっており積極的な活動を行っている。				
担当局課室名	住宅局 建築指導課(連絡先: 03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	5 . 特殊用途建物 6 . 4 階建て木造建築			
意見・要望等の内容	以下の事柄を強く要請する。 5 . 特殊用途建物) 性能基準に準じた特殊建築物の建築法規の再検討) 特殊建築物に関する建築法規の国際的な慣行の評価 6 . 4 階建て木造建築) 準防火地域および郊外地域における、木造 4 階建て共同住宅および同複合用途建築物の性能基準の作成			
関係法令	・ 法第27条 ・ 法第2条第九号の二 ・ 建築基準法第62条	共管	なし	
制度の概要	一定規模以上の特殊建築物は耐火建築物又は準耐火建築物等としなければならない。 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造又は耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐える構造とする。 準防火地域内の一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：H12.6措置済)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明) 一定規模以上の特殊建築物や準防火地域内に存する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物等とする必要があるが、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、それらの主要構造部や外壁の開口部に設ける防火設備等に係る規定を、従来の建築材料の構成による仕様を中心とした規定から、それぞれの部分に応じて要求される性能を中心とした規定に改正した。</p> <p>また、耐火構造等の性能評価にあたっては、所要の性能をISOの試験方法により評価することが可能な場合には、これを採用できることとした。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	7. 隣地境界線セットバックおよび外壁の開口部の面積計算の規定			
意見・要望等の内容	以下の事柄を強く要請する。) 土地境界線セットバックおよび外壁開口部の面積計算の規定、特にこれらの規制によるコストの影響の考慮と再検討) セットバックおよび外壁開口部の面積計算の規定に対する必要な性能基準の作成			
関係法令	建築基準法第62条第1項、施行令第136条の2	共管	なし	
制度の概要	準防火地域内の地階を除く階数が3である建築物は外壁の開口部の構造及び面積等について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物等としなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明) 準防火地域とは市街地における火災の危険を防除するため都市計画法に基づき都市計画決定される地域であり、当該地域における木造三階建建築物の開口部の面積等に係る制限は、隣地境界線における輻射熱量を一定以下とするための性能を踏まえた基準である。</p> <p>この制限は、当該地域における建築物の開口部からの噴出火炎による他の建築物への延焼を防止する性能を確保するために必要なものであり、規制の見直しは困難である。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (3) 容積率等	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	倉庫建設に係わる建ぺい率・容積率の緩和			
意見・要望等の内容	<p>建築物の建ぺい率及び容積率は用途・地域毎に定められているが、用地確保が困難でありまた、物流施設の中心となる倉庫建設について建ぺい率及び容積率の緩和を要望する。</p> <p>倉庫の用に供する建築物については、原則として80%まで緩和して頂きたい。容積率については、当該建築物に適用されうる容積率(上下の幅あり)のうち、最も高い容積率を適用して頂きたい。</p>			
関係法令	建築基準法第52条、第53条	共管	なし	
制度の概要	建築物の建ぺい率及び容積率は用途地域の種類毎に定められた数値の中から都市計画で定められている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>建ぺい率規制は、敷地内に一定以上の空地を確保することにより、火災等に対する防災上の安全性と採光、通風等の環境を確保するため定められるものである。また、容積率規制は、基盤施設とのバランスや良好な市街地環境を確保するため、当該地域における土地利用の現状と将来像、道路等の公共施設全体の整備状況や整備計画に応じて都市計画として定めるものである。</p> <p>建ぺい率規制、容積率規制は市街地における基礎的な社会的ルールであり、倉庫の用に供する建築物について一律に建ぺい率規制・容積率規制の緩和の対象とすることは、市街地の良好な環境の確保や道路等の公共施設とのバランスに支障をきたすことが懸念されるため適当ではない。</p>				
担当局課室名	住宅局 市街地建築課(連絡先: 03-5253-8515)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (4) 宅地供給等土地利用	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員同意要件の撤廃			
意見・要望等の内容	都市再開発法に基づく市街地再開発事業については、建築基準法に基づく地権者の全員同意要件の適用対象から除外すべきである。			
関係法令	建築基準法第86条第3項、都市再開発法第14条	共管	なし	
制度の概要	1998年6月の建築基準法改正により、連担建築物設計制度(建築基準法第86条第2項)が創設されたことに伴い、一団地の総合的設計を行なう際にも、全地権者の同意が必要となった。これにより、市街地再開発事業において、一団地の総合的設計を活用して、複数建築物を建築する場合は、権利調整手続(組合設立にかかる地権者の2/3以上の同意・権利変換・組合決議等)に加えて、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要件が課せられることとなった。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 一団地の総合的設計制度の適用を受けた土地の区域内では、将来にわたって、全体を一敷地とみなし、当該区域内の他の建築物とは無関係に建築を行うことはできなくなる。このため、関係者の権利を保護する観点から認定申請に当たっては、必ず当該区域内の土地について所有権・借地権を有する者の同意を得ることとしているものである。 一方、都市再開発法に基づく市街地再開発事業では、当該事業において建築される建築物等を対象として権利調整手続が行われるものである。 したがって、一団地の総合設計制度においては、事業が完了した後にも、当該土地の区域において建築物を建て替える場合等に制限が及ぶこととなるため、市街地再開発事業における権利調整手続と異なる要件を課しているものであり、全員同意要件の適用対象から除外することは適当ではないと考える。				
担当局課室名	住宅局 市街地建築課(連絡先: 03-5253-8515)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (4) 宅地供給等土地利用	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	市街地再開発事業の区域要件の緩和			
意見・要望等の内容	市街地再開発事業による大規模共同住宅の建て替えを促進するため、「耐用年限(60年)2/3を経過しているもの」という経過年数規定を短縮化し、第一種市街地再開発事業の施行区域の要件を緩和すべきである。			
関係法令	都市再開発法第3条 都市再開発法施行令第1条の4	共管	なし	
制度の概要	都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業を施行するには、区域内の耐火建築物の合計が一定比率以下であることが必要であるが、耐火建築物であっても耐用年限の3分の2を経過しているものは耐火建築物に加えないこととしている。例えば鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の住宅については耐用年限を60年と定められており、40年を経過すれば耐火建築物として扱われないこととなる。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 現在国土交通省において、都市の再生・再構築の推進を図る方策を検討することを目的とする市街地整備研究会を開催している。当該研究会において市街地再開発事業に係る施行区域要件の見直しを含めて今後の市街地整備の手法を総合的に検討しているところである。				
担当局課室名	都市・地域整備局 市街地整備課(連絡先:03-5253-8412) 住宅局 市街地建築課			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (4) 宅地供給等土地利用	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	都市公園における22(33)キロボルト配電用変圧器の占用条件の緩和			
意見・要望等の内容	22(33)キロボルト配電用変圧器を都市公園法第7条第1号の「変圧塔その他これらに類するもの」とし、これを設置する場合の当該都市公園の面積規制を撤廃すること。			
関係法令	都市公園法第7条、同施行令第12条、第16条	共管	なし	
制度の概要	<p>・公園管理者は、公園施設以外の工作物その他の物件または施設が、都市公園法第7条各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術基準に適合する場合に限り、これを設けて都市公園を占有することを許可することができる。</p> <p>・変圧塔は、5ヘクタール以上の敷地面積を有する都市公園に設置される場合に限り、許可の対象となる。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>都市公園の本来の目的からすれば、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設により都市公園を占有することは、都市公園の効用を阻害することになるため、公園管理を適正に行う観点から、占用許可申請に係る物件が、法第7条各号に規定する物件に該当し、及び当該占用が公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限り、許可を与えることとしている。</p> <p>本件要望にあるように22kv配電用変圧器について、22kvキャビネット、低圧分岐装置及び利用者の安全確保に必要な施設等を分離して設置した場合でも、占用面積の合計が減少することではなく、都市公園の効用を著しく阻害することに変わりはない。したがって都市公園法第7条第2号に定める「変圧塔その他これに類するもの」に該当するとは言えず、当該都市公園の面積基準の如何にかかわらず、都市公園に設置することはできない。</p> <p>なお、昨年度の当課回答にある「公園施設以外の工作物その他の物件又は施設は都市公園の効用を阻害することはあっても、これを増進することはない。」における「効用」とは、都市公園の都市における貴重なオープンスペースとしての効用等を意味するものである。</p>				
担当局課室名	都市・地域整備局公園緑地課(連絡先:03-5253-8418)			

分野	2 住宅・土地・公共工事 (4) 宅地供給等土地利用	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	マンション建替えの円滑化			
意見・要望等の内容	必要に応じて住宅政策の見地からも、マンションの建替えが円滑に実行できるための方策について検討する。			
関係法令	区分所有法	共管	法務省	
制度の概要	該当なし			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>マンションの建替えについては、建物の区分所有等に関する法律第62条により、「老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価額その他の事情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至ったとき」に、集会において、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で建替え決議をすることができることとされている。</p> <p>しかし、この制度については実際に運用する場合に、建替え決議後、建替えを行う主体に法人格を付与する仕組みがなく、安定的に建替えを行うことができない等の問題があると指摘されている。</p> <p>そうした問題点を含め、現行の区分所有法の問題点が整理され、必要により運用の改善等が図られるのと併行して、必要に応じて住宅政策の見地からも、マンションの建替えを円滑に実行できるための方策について検討を行うものである。</p>				
担当局課室名	住宅局 市街地建築課 (連絡先: 03-5253-8515)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (4) 宅地供給等土地利用	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	(3) 中山間地域の計画的な保全 ア 都市計画法改正の円滑な施行			
意見・要望等の内容	<p>中山間地域の計画的な保全を図る観点から、農業的土地利用から都市的土地利用への土地利用転換が見込まれる地域については、準都市計画区域制度の活用が図られるべきである。</p> <p>とりわけこうした土地利用転換が見込まれる区域で、従前、農業的土地利用に関する規制が課せられている場合には、こうした規制の解除等と十分な連携を図りつつ、制度の活用が図られるべきである。</p> <p>当該制度に係る法改正は公布後（平成12年5月19日公布）一年以内に施行される予定であるが、地方公共団体が制度を十分使いこなせるよう、可能な限り早期に、運用にあたっての技術的助言を作成し、改正法の円滑な施行を図るべきである。</p>			
関係法令	都市計画法	共管	なし	
制度の概要	<p>都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法第73号）により、準都市計画区域制度を創設。都市計画区域外において、市町村が「準都市計画区域」を指定し、用途地域、風致地区等土地利用の整序のために必要な都市計画を定められることとした。</p> <p>当該区域においては、開発許可制度等も基本的に都市計画区域内と同様に適用される。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施時期：平成12年12月)				
<p>(説明) 都市計画の事務について、地方公共団体の都市計画の運用を支援する国の技術的な助言として「都市計画運用指針」を策定し、平成12年12月28日付にて地方公共団体に送付。</p> <p>当該指針には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画制度全体を貫く、運用についての国の考え方 新制度を含む各制度の趣旨、想定している使い方の具体的な例示 都市計画の見直し、都市計画決定手続についての必要性、考え方 制度の複合的な運用についての考え方 <p>等を記述している。</p>				
担当局課室名	都市・地域整備局 都市計画課（連絡先：03-5253-8409）			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (4) 宅地供給等土地利用	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	(6) 都市郊外部における計画的な土地利用転換・保全 ア 都市計画法改正の円滑な施行		
意見・要望等の内容	都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域の線引き、開発許可については、都市計画法が改正され、都市郊外部における計画的な土地利用転換・保全に資する制度改正がなされた。当該制度に係る法改正は公布後（平成12年5月19日公布）一年以内に施行される予定であるが、地方公共団体が制度を十分使いこなせるよう、可能な限り早期に、運用にあたっての技術的助言を作成し、改正法の円滑な施行を図るべきである。		
関係法令	都市計画法	共管	なし
制度の概要	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法第73号）により、 ・開発許可制度について、一定の宅地水準の確保のため、技術基準については、地域特性に応じて地方公共団体が条例で基準を強化または緩和できるようにする、 ・市街化調整区域について全国一律の基準により開発行為を抑制するのではなく、区域内の状況に応じた開発許可基準になるよう、弾力化を図ること、 ・三大都市圏等の一定の都市計画区域以外について、線引きするか否かを原則都道府県が選択できることとする、 ・その際、線引きしない都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が図られるよう、特定用途制限地域制度を導入すること 等の制度の創設・改正がなされた。		
計画等における記載			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
(実施時期：平成12年12月)			
<p>(説明) 都市計画の事務について、地方公共団体の都市計画の運用を支援する国の技術的な助言として「都市計画運用指針」を策定し、平成12年12月28日付にて地方公共団体に送付。</p> <p>当該指針には、</p> <p style="padding-left: 2em;">都市計画制度全体を貫く、運用についての国の考え方 新制度を含む各制度の趣旨、想定している使い方の具体的な例示 都市計画の見直し、都市計画決定手続についての必要性、考え方 制度の複合的な運用についての考え方 等を記述している。</p>			
担当局課室名	都市・地域整備局 都市計画課（連絡先：03-5253-8409）		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (4) 宅地供給等土地利用	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	(5) 都心部の都市内の土地の有効利用促進方策 ア 都市計画法改正の円滑な施行		
意見・要望等の内容	都市計画法の改正により、都心部の都市内の土地の有効利用促進に資する制度改革がなされた。当該制度に係る法改正は公布後（平成12年5月19日公布）一年以内に施行される予定であるが、地方公共団体が制度を十分使いこなせるよう、可能な限り早期に、運用にあたっての技術的助言を作成し、改正法の円滑な施行を図るべきである。		
関係法令	都市計画法	共管	なし
制度の概要	<p>都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法第73号）により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域内であって、適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、土地の高度利用を図るため、未利用となっている建築物の容積の活用を可能とする、 ・用途地域内であれば、どこでも地区計画を定めることができるよう、地区計画を定めることができる土地の区域に関する要件を再整理 ・道路、河川等の都市施設について当該施設を整備する立体的な範囲等を都市計画に定めうることにするとともに、立体的な範囲を定めた場合における建築行為の許可基準の特例の新設 ・都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、決定理由を記載した書面を添えて、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供するとともに、都市計画の決定手続きについて、条例で必要な規定を定めうることにする ・市町村は地区計画策定手続きを定める条例において、住民等から地区計画の案となるべき事項等を申し出る方法を定めうることにする <p>等の制度の創設・改正がなされた。</p>		
計画等における記載			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
<p>(説明) 都市計画の事務について、地方公共団体の都市計画の運用を支援する国の技術的な助言として「都市計画運用指針」を策定し、平成12年12月28日付にて地方公共団体に送付。</p> <p>当該指針には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画制度全体を貫く、運用についての国の考え方 新制度を含む各制度の趣旨、想定している使い方の具体的な例示 都市計画の見直し、都市計画決定手続についての必要性、考え方 制度の複合的な運用についての考え方 <p>等を記述している。</p>			
担当局課室名	都市・地域整備局 都市計画課（連絡先：03-5253-8409）		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (4) 宅地供給等土地利用	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	(6) 都市郊外部における計画的な土地利用転換・保全 ウ 土地利用に係るマスタープランの拡充		
意見・要望等の内容	<p>わが国の国土全体の土地利用については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法といった個別法による土地利用規制が、それぞれの固有の法目的の実現のためになされている。</p> <p>このうち、都市計画のマスタープランについては、都市計画法が改正され、市街化区域、市街化調整区域の「整備、開発又は保全の方針」を拡充された。</p> <p>当該制度に係る法改正は公布後（平成12年5月19日公布）一年以内に施行される予定であるが、地方公共団体が制度を十分使いこなせるよう、可能な限り早期に、運用にあたっての技術的助言を作成し、改正法の円滑な施行を図るべきである。</p>		
関係法令	都市計画法	共管	なし
制度の概要	<p>都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法第73号）により、都市計画のマスタープランについては、都市計画法が改正され、市街化区域、市街化調整区域の「整備、開発又は保全の方針」を拡充し、線引きと独立した都市計画区域のマスタープランとしてすべての都市計画区域で策定されることとされた。</p>		
計画等における記載			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
<p>(実施時期：平成12年12月)</p> <p>(説明) 都市計画の事務について、地方公共団体の都市計画の運用を支援する国の技術的な助言として「都市計画運用指針」を策定し、平成12年12月28日付にて地方公共団体に送付。</p> <p>当該指針には、</p> <p>都市計画制度全体を貫く、運用についての国の考え方 新制度を含む各制度の趣旨、想定している使い方の具体的な例示 都市計画の見直し、都市計画決定手続についての必要性、考え方 制度の複合的な運用についての考え方 等を記述している。</p>			
担当局課室名	都市・地域整備局 都市計画課（連絡先：03-5253-8409）		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (4) 宅地供給等土地利用	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	土地利用に係るマスタープランの拡充			
意見・要望等の内容	<p>我が国の国土全体の土地利用については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法といった個別法による土地利用規制が、それぞれの個別の固有の法目的の実現のためになされている。</p> <p>こうしたそれぞれの規制の調整等を図る観点から、マスタープランである国土利用計画法の土地利用基本計画の機能の強化が図られる必要がある。</p>			
関係法令	国土利用計画法	共管	なし	
制度の概要	<p>国土利用計画法の土地利用基本計画</p> <p>都道府県知事が、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域と土地利用の調整等に関する事項を内容として定めるものであり、都市計画法等個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引、開発行為に関して、規制の基準としての役割を果たすものである。</p>			
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画（再改定）</p> <p>別紙4「2住宅・土地、公共工事関係（4）宅地供給等土地利用」</p> <p>土地利用基本計画の機能の強化（12年度検討 国土庁）</p>			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>旧土地政策審議会企画部会において、土地利用基本計画の機能の充実・強化について検討を進めてきており、今後は国土審議会に設置される土地政策分科会において引き続き検討を進めていく予定。</p>				
担当局課室名	土地・水資源局土地利用調整課（連絡先：03-5253-8381）			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	入札資格関連書類の電子化			
意見・要望等の内容	入札資格審査の内容を政府として、地方自治体を通じて標準化するとともに、電子署名・認証制度等を利用し、関連手続きを随時オンライン化で行えるようにすべきである。 (入札参加資格申請業務の効率化・迅速化が可能になる。)			
関係法令	会計法、予算決算及び会計令、建設業法	共管		
制度の概要	(入札参加資格審査申請手続) 国土交通省の公共工事を受注するにふさわしい、優良建設業者選定を行う為の一環として、資格審査を実施している。2年間に1度の定期受付と随時受付がある。			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>国土交通省では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(各省庁・関係公団等が会員で公共工事に関する契約制度の円滑な運用を図る組織。以下、「中央公契連」という。)の事務局を務めている。中央公契連では、今年9月14日に工事・コンサルタント等資格審査申請書類統一様式の申し合わせを実施している。これについても、地方公共工事契約制度運用連絡協議会(国の地方出先機関・関係公団・県・市等が会員で公共工事に関する契約制度の円滑な運用を図る組織。)から都道府県公共工事契約制度運用連絡協議会(各地方の都道府県が会員で公共工事に関する契約制度の円滑な運用を図る組織。)への参考送付を通じ、地方公共団体への中央公契連統一様式の周知を図り勧奨しているところである。</p> <p>また、現在、国土交通省においては、平成13・14年度一般競争(指名競争)資格審査を実施している。旧建設省においては、平成11・12年度定期受付より、インターネットによる一元的な受付を実施しているが、今回の国土交通省のインターネット一元受付では、対象機関を大幅に拡大し、実施しているところである。</p> <p>なお、随時受付においては、恒常的に資格審査用巨大サーバ等システムを設置、システム運用員を常駐させることは、費用対効果が薄く、過剰な負担となるため、現在のところ、インターネット一元受付の実施予定はない。</p>				
担当局課室名	大臣官房地方課(連絡先:03-5253-8208)、技術調査課、会計課			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	公共工事における総合評価方式、設計・施工一括発注方式の一層の活用		
意見・要望等の内容	コストのみに着目した入札競争により、企業の総合的な技術力が評価されていない。公共工事は、設計・施工分離発注が主であり、施工性や維持補修を考えた合理的・効率的な計画が出来ない。(建設省直轄工事で、設計・施工一括発注方式は平成9年と10年で3件、総合評価方式は平成11年度に2件が試行されただけである。)		
関係法令	会計法、予算決算及び会計令(総合評価方式)	共管	財務省(総合評価方式)
制度の概要	<p>(総合評価方式)</p> <p>公共工事では、会計法に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とすることが原則。契約の性質・目的からこれによりがたい場合は、本規定に係らず、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものを契約の相手方とすることができる。ただし、この場合、各省各庁の長より大蔵大臣への協議が必要。</p> <p>(設計施工一括発注方式)</p> <p>公共工事においては、原則として設計業務等の受託者及び当該受託者と関係を有する企業を当該工事の入札に参加させ又は当該工事を請け負わせてはならないこととなっている。</p>		
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画2-(5)</p> <p>(a)総合評価方式の導入</p> <p>総合評価方式の導入にあたっては、円滑な導入に必要な措置を講ずるとともに、総合評価の方法や結果の公表等手続きの透明性を確保する。</p> <p>(m)設計・施工一括発注方式の導入</p> <p>設計・施工分離発注の例外として、事業の性格等を考慮しながら設計施工一括発注方式の導入の検討を行い、結論を得る。</p>		
状況	措置済(総合評価)・措置予定(設計施工一括) 検討中 措置困難 その他 (措置予定:平成13年3月)		
<p>(説明)</p> <p><u>総合評価方式</u></p> <p>従来は、総合評価落札方式を採用する場合、個別工事ごとに各省各庁の長より大蔵大臣への協議が必要であったが、同方式の円滑な導入を図るための措置として、平成11年3月27日に包括協議を整えた。また、国土交通省及び公共工実施省庁において、適用範囲と運用上の基本的事項をとりまとめたガイドラインを策定・通知して積極的な採用のための環境整備を図っている。</p> <p>国土交通省では、平成12年10月、12月にガイドラインに基づき3件の工事発注の公告を行っており、今後も、手続きの透明性を確保しながら、具体の工事で総合評価方式の積極的採用を図る。</p> <p><u>設計・施工一括発注方式</u></p> <p>設計・施工を一括して契約すると、設計に対するチェック機能が働きにくく、発注者の利害と必ずしも一致しない工事を優先させる場合があること、また、自社の受注に有利な工法を前提に設計するなど競争性が確保されない場合があることなどから、公共工事では「設計と施工を分離」することが原則となっている。</p> <p>ただし、施工技術の開発が著しい工事で、個々の業者が有する設計・施工技術を一括して活用することが適当な工事等については、「設計・施工分離の原則」の例外として、設計・施工技術の一体的活用を行う方式について具体の工事で試行しながら導入の検討を行っている。</p> <p>特に、舗装工事においては、平成10年度以降に20件以上の工事で設計・施工の一体的活用を図る性能規定方式の試行を実施している。また、国土交通省及び公共工実施省庁において平成12年度に外部検討委員会を設置したところであり、試行結果を踏まえつつ導入に向けての検討を実施し、平成12年度中に報告を頂く予定である。</p>			
担当局課室名	大臣官房技術調査課(連絡先:03-5253-8220)、会計課、地方課、公共事業調査室、総合政策局建設業課		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	意見・要望提出者	米国	
項目	建設省及び運輸省における公共事業入札に係る談合の防止			
意見・要望等の内容	建設省及び運輸省は、公共事業の入札に対する全ての参加者について、入札価格について話し合い、あるいは他の参加者と入札に関して情報交換をしていないことを示す証書の提出を義務づけるための談合禁止行政プログラムを導入すべきである。そのようなプログラムには、偽りの証書に対しては適切な法的処罰あるいは行政処罰（指名の停止等）を課すべき規定が盛り込まれるべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	国土交通省における競争入札においては、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省厚発第5号）第4条の3及び「競争契約入札者心得について」（平成2年3月26日付け官会第439号）第5条により、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為の禁止 他入札参加者との入札価格及び入札意思についての話し合いの禁止 落札者決定前の、他入札参加者への入札価格の意図的な開示の禁止を定めており、これらの規定に違反した場合は指名停止の措置を行っているところである。			
計画等における記載	なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成11年6月)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>平成9年4月の日米首脳会談において両首脳間で合意された、規制緩和に関する「強化されたイニシアティブ」の2年目の成果を取りまとめた「第2回共同現状報告書」が平成11年5月に公表されたが、同報告書中に、旧建設省の通達「競争契約入札心得について」中の公正な入札の確保に関する規定をより明確化する旨が盛り込まれた。</p> <p>このため、旧建設省としては、同報告書の趣旨を踏まえ、発注者としての禁止事項及び措置対象事項をより明確化する観点から、平成11年6月3日付けで「競争契約入札心得について」の改正を行い、公共事業に係る入札のより適切な執行を図ったところである（参照）。</p> <p>また、旧運輸省においても、同様に、平成11年6月4日付けで「競争契約入札者心得について」の改正を行った（参照）。</p>				
担当局課室名	大臣官房地方課（連絡先：03-5253-8208）、技術調査課、会計課			

分野	2.住宅・土地、公共工事 (5)公共工事	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	建設CALSの書式・方式の標準化とネットワークの活用			
意見・要望等の内容	建設省を中心として建設CALSが試行され、2004年の本格運用に向け整備が進んでいるが、地方公共団体を含めた標準化がどの程度追隨されているのか懸念している。地方公共団体を含む省庁別の公共工事における各種書類の標準化の実施と共通化及びネットワークの活用を可能にしてほしい。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	国土交通省では、公共事業の調査・計画、設計、入札、施工及び維持管理の各事業プロセスで発生する図面や書類、写真等の各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報の交換・共有できる環境を創出するCALS/ECの構築に向けて取り組んでおり、直轄事業については2004年度までにCALS/ECを実現することを目標としている。			
計画等における記載	なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 関係者間での情報交換・共有を可能にするためには、各種情報(図面フォーマット、コード類、帳票等)の標準化を推進する必要があることから、「建設情報標準化委員会」(委員長:中村英夫武蔵工業大学教授、事務局:(財)日本建設情報総合センター)を設置し、他省庁、自治体とも連携をはかりながら標準化に向けた検討を進めているところである。 具体的には、以下の4つの小委員会を設置し、検討を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・コード小委員会 ・電子地図/建設情報連携小委員会 ・成果品電子化検討小委員会 ・CADデータ交換標準小委員会 				
担当局課室名	大臣官房技術調査課(連絡先:03-5253-8220)			

分 野	2.住宅・土地・公共工事 (5)公共工事	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項 目	公共工事における現場写真のデジタル化			
意見・要望 等の内容	デジタル写真の採用を全面的に認める。			
関係法令			共管	
制度の概要	工事現場において受注者が発注者に提出する関係書類の中には工事写真が含まれる。直轄工事における工事写真は「写真管理基準(案)」に基づき作成・提出される。			
計画等にお ける記載				
状 況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 上記「写真管理基準(案)」は平成9年9月に改定を行い、建設省(及び北海道開発局)直轄工事において電子媒体での提出を認めた。その他の直轄工事についても順次電子媒体での提出を認めているところ。				
担当局課室 名	大臣官房技術調査課(連絡先:03-5253-8221)、公共事業調査室			

分野	2.住宅・土地、公共工事 (5)公共工事	意見・要望提出者	個人
項目	公共事業における電子入札の導入		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・物品に関しては既にインターネットによるシステムが研究されているのに、公共事業は除かれているのはどうしても理解できません。必要な公共事業まで「悪」と見られるのは、入札＝談合であることが否定できないからです。 ・ホームページによる一般公募とインターネット上での入札方法が、入札談合を無力にする唯一の方法。地方公共団体にIT革命を推進するための起爆剤となる。 		
関係法令	会計法、予算決算及び会計令	共管	
制度の概要	一般競争入札に付そうとするときには、官報等により公告を行い、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせて開札を行っている。		
計画等における記載	なし		
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期：13～16年度を対象を拡大)		
<p>(説明)</p> <p>国土交通省では、インターネットによる電子入札と合わせて、発注見通しや入札・契約に係る情報をインターネット上で一元的に入手可能となるシステムの整備を進めている。</p> <p>インターネットを活用した電子入札の効果として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ペーパーレス化等による入札手続の簡素化 業務の自動化 情報の容易な入手 上記に伴う建設コストの縮減 <p>等が期待されている。</p> <p>国土交通省直轄工事においては、今年度中にシステム整備を終え、平成13年10月から一部の工事に電子入札を導入し、平成16年度には全ての工事に電子入札を拡大する方針。また、発注見通しや入札・契約に係る情報のインターネット提供は平成13年4月から順次導入する予定。</p> <p>なお、各発注者ごとに異なる電子入札方式が混在することは、入札参加者にとって不都合な面が多いため、国土交通省においては、公共工事に関連する各省庁と情報交換等密接な連携・調整を図るとともに、各地方公共団体に対して技術支援を行うこととしており、これらの措置を通じて、できるだけ早期に公共工事全体への電子入札の普及を推進する予定。</p> <p>また、現在、国土交通省では平成13・14年度一般競争(指名競争)資格審査を実施しているところである。資格審査は、公共工事を受注するにふさわしい優良業者を選定すべく実施するもので、いわば入札参加の前段といえる。受付の方法としては、従来よりある文書持参方式・文書郵送方式のほかに、平成11・12年度受付より、インターネットによる一元的な受付を実施している。</p>			
担当局課室名	大臣官房技術調査課(連絡先：03-5253-8220)、地方課、公共事業調査室		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (5) 公共工事	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	パブリック・インボルブメントの活用		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の各公共事業部局は、従前における取組も踏まえ、それぞれの事業の計画策定手続きにおけるパブリック・インボルブメントのあり方を検討し、直轄事業について早急にモデル的に導入を進めるべきである。 ・また、こうした検討やモデル事業の状況を踏まえ、一定の成案を得た段階で、その検討結果を地方公共団体に提示し、あるいは、取組事例を取りまとめ・発表する等、地方公共団体におけるパブリック・インボルブメントの導入を支援すべきである。 		
関係法令	河川法	共管	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・河川事業においては、河川法に基づく河川整備計画について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映することとしている。 		
計画等における記載	規制改革委員会の見解(H12.12) 意見・要望等の内容と同様の記述		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
(説明) 河川事業においては、平成9年の河川法改正により河川整備計画の策定の際に地域住民等の意見を反映させる手続きを導入したところである。これを受け、平成12年11月の大野川河川整備計画の策定をはじめとして、河川の整備計画を策定するに当たって、地域住民や有識者の意見を聴くために様々な取組を行っている。また、これらの取組を事例集等として、とりまとめる予定である。 また、直轄道路事業においては、平成9年度よりパブリック・インボルブメント(PI)の試行を行っているところである。その結果を踏まえつつ、PIを実施する上での基本的理念を示した「PI実施指針(案)」、具体的な実施手法を具体事例を交えて紹介した「PIマニュアル(案)」をとりまとめる予定である。 国営公園事業においては、平成9年度よりパブリック・インボルブメント(PI)の試行を行っているところである。その結果を踏まえつつ、PIをより一層推進することとしている。			
担当局課室名	大臣官房技術調査課(連絡先:03-5253-8218)、河川局河川計画課、道路局国道課、都市・地域整備局公園緑地課		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会	
項目	不合理な住宅付置義務の見直し			
意見・要望等の内容	都心における大規模建築物の建築に際して、建築物への住宅付置を義務付けている開発指導要綱を撤廃すべきである。建設省においても、各地方公共団体に対する指導の徹底を図るべきである。			
関係法令	各地方公共団体の開発指導要綱等	共管	各地方公共団体	
制度の概要	東京都千代田区、中央区、港区等の指導要綱により、大規模建築物を建築する際には、土地面積・建物の大きさに対して、一定割合の住宅を付置しなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 開発指導要綱等の中には住宅の付置義務を定めたものもあるが、定住人口の回復等地方の政策課題に対応するため、法令に基づく制限ではなく、各地方公共団体が独自の判断で制定、運用を行なっているものと認識している。				
担当局課室名	住宅局 市街地建築課 (連絡先: 03-5253-8515)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会	
項目	映画館建設に係る用途地域規制の緩和			
意見・要望等の内容	工業地域においても、インフラ整備を含めて不特定多数の集散を想定し、その対策を十分に講じているショッピングセンター等と併設する映画館（いわゆるシネマコンプレックス）については、用途地域規制を緩和し、個別許可を要することなく、建築を原則許可されたい。			
関係法令	建築基準法第48条、都市計画法	共管	なし	
制度の概要	建築基準法の用途地域規制により、「劇場・映画館・演芸場又は観覧場」の用に供する建築物の建築については、原則として、客席面積の合計が200㎡以上の場合は商業地域及び準工業地域に、客席面積が200㎡未満の場合はこれに加えて準住居地域及び近隣商業地域にのみ許容されている。それ以外の地域に建設する場合は、公聴会の開催等の一定の手続きを経て、特定行政庁が周辺の環境を害する恐れがない等と認めて許可した場合においては、建築が可能となっている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：平成10年3月)				
(説明)				
<p>映画館については、近隣社会と直接的な結びつきが少なく、しかも不特定多数者が集散する娯楽施設であり、周辺の環境に与える影響が大きいことから、用途規制においては、その用途の特殊性に鑑み、原則として商業地域及び準工業地域においてのみ建築を許容しており、準住居地域及び近隣商業地域においては客席面積が200㎡以下の小規模なものに限って建築を許容している。</p> <p>一方、工業地域については、主として工業の利便を増進するため定める地域であり、不特定多数の人の集散する施設は、その性格上地域になじまないため映画館等の立地を許容していない。</p> <p>なお、工業地域等における土地利用転換については、昭和63年に再開発地区計画制度を創設し、これに加え平成11年7月に工場跡地等の有効利用を推進するため段階的な土地利用転換を可能とする用途変更先導型再開発地区計画制度を創設したところであり、これらの制度を活用することにより土地利用転換を円滑に進めることを可能としているところである。</p> <p>また、映画館については、平成10年に特例許可の一層の活用を図る旨を地方公共団体へ周知したところであり、これらの措置により十分対応されているものとする。</p>				
担当局課室名	住宅局 市街地建築課（連絡先：03-5253-8515）			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	宅地建物取引業者の変更事項届出の電子・簡素化			
意見・要望等の内容	政令で定める使用人の氏名変更や専任の取引主任者の氏名変更など宅地建物取引業者に係る変更事項の届出について、電子メール又は郵送による簡素化した届出方法を認めるべきである。			
関係法令	宅地建物取引業法第8条・第9条・第15条	共管		
制度の概要	宅地建物取引業者は、役員の変更など宅地建物取引業法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項について変更があった場合においては、国土交通省令の定めるところにより、30日以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 要望理由には、「商業登記簿謄本又は抄本、法人の印鑑証明、戸籍謄本又は抄本を必要としない変更事項であり」とあるが、そもそも、これらの書類については宅地建物取引業法上、添付を求めている書類ではない。 宅地建物取引業法においては、政令で定める使用人、専任の取引主任の変更に伴う変更届出書には、添付が必要な書類として、押印が必要な誓約書、専任の取引主任者設置証明書、身分証明書等があり、変更届出書の完全な電子化を行うためには、電子署名、他の行政機関とオンラインで通信を行う方法の確立が必要である。 なお、これらの問題も含め、平成15年度に電子申請を行えることを目途とした手続の電子化に向けた検討を行っている。				
担当局課室名	総合政策局不動産課(連絡先: 03-5253-8288)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会	
項目	監理技術者・主任技術者の配置基準の緩和			
意見・要望等の内容	<p>(要望) 元請業者の連結会社に在籍する監理技術者・主任技術者を、元請業者が工事現場に配置する監理技術者・主任技術者とするのを可能とすべきである。</p> <p>(理由) 現在、多くの企業では、専門性を高める目的で、本社の一部機能を分社化する傾向がある。子会社に、資格要件を満たす監理技術者や、経験と技術力を備えた主任技術者が在籍しており、元請業者本社の連結子会社に在籍する監理技術者、主任技術者を工事現場に配置しても、元請業者の発注者に対する責任は十分果たしうる。また、それら技術者の能力を有効に活用し、発注者保護をさらに強化できる。</p>			
関係法令	建設業法第26条、建設省経建発58号	共管		
制度の概要	<p>建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、「主任技術者」か、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合は、「監理技術者」を置かなければならない（建設業法第26条第1項、第2項）。また、建設業者が配置する技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることを要する。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明) 建設工事の発注者においては、建設工事の適正な施工の確保のため、企業における施工実績や施工体制等をもとに契約を結んでいる。すなわち工事の施工を管理する者に対しても、当該企業のこれまでの実績をもとにしたノウハウの蓄積を期待し、それがあつという信頼のもとで、施工を委ねている。従つて、専任の主任・監理技術者として、企業と直接かつ恒常的な雇用関係にある者以外の者を置くことは、発注者の信頼に反し、工事の適正な施工を妨げるものであることから、企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を置くことが必要である。</p> <p>また、建設業法において、建設業者は、原則として請け負った建設工事は一括して他人に請け負わせてはならないとされている。また、最近成立した公共工事契約適正化法の国会審議の中でも一括下請負の禁止の徹底について言われている。こういう状況の中で、元請会社が請け負った建設工事について、子会社の技術者を外向させ、元請会社の主任技術者や監理技術者になり、元請会社が工事の主たる部分を子会社に一括丸投げを行うケースが実際にあり、それぞれの建設業者の責任が不明確になるばかりでなく、不当な完成高の水増しを助長することとなる。従つて、建設業者が配置しなければならない技術者には在籍出向者を認めるわけにはいかない。</p>				
担当局課室名	総合政策局建設業課(連絡先: 03-5253-8277)			

分野	2 住宅・土地、公共工事関係 (6)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	道路占用規制等の見直し		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事掘削禁止期間等の緩和 ・ 道路調整会議の日程や工事スケジュール等の開示などオープンな運営 ・ 法律・手続集、道路占用許可基準等をまとめたマニュアルの整備 ・ 公共空間の管路の敷設状況や空き情報等に関する情報データベースの整備 		
関係法令	道路法第32条、第33条、道路法施行令第10条等	共管	総務省、警察庁他
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年末及び年度末は、都市部において交通渋滞が発生しやすい環境にあることから、公益事業者等と連携し、路上工事抑制を行っているが、これらは緊急工事や供給工事を抑制の対象外としている。 ・ 道路工事調整会議は、道路の掘り返しを伴う占用工事の計画的かつ合理的な施工等を図ることを目的とし、道路管理者等関係行政機関及び公益事業者等から構成されている。 ・ 道路占用許可基準等については道路法及び道路法施行令に定められており、道路管理者は法令等の基準に従い審査を行っている。 ・ 道路管理者は道路法第28条の規定により、主要な占用物件の概要等を記載した道路台帳を調製、保管しなければならないが、道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合には拒むことはできないとされている。 		
計画等における記載	規制緩和推進3カ年計画 3(7)		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期: 下記のとおり)			
<p>(説明)</p> <p>1. 平成12年11月6日のIT戦略会議・IT戦略本部合同会議において政府方針として確認された「線路敷設の円滑化について」において、</p> <p>情報通信インフラ整備を緊急に進めるため、冬季・年度末の路上工事抑制措置については、平成13年度から5年間は試行的に四半期別の総量規制の運用とし、道路交通に及ぼす影響等も勘案しつつ、工事の年間平準化を図る。また、道路管理者等は当該措置について、実施内容、実施地域をインターネット等で公開する。</p> <p>共同溝への事後入溝手続を明確化するために必要な措置について、国土交通省は平成12年度内に処理方針を示す。</p> <p>道路に線路敷設を行う際の手続の円滑化を図るため、道路管理者は平成12年度内にわかりやすい道路占用許可手続マニュアルの作成を図る</p> <p>道路交通の障害及び不経済な道路損傷の防止のため行われている道路舗装工事完了後の掘削禁止措置について、道路管理者は区間ごとの禁止期間情報のインターネットによる公表を平成12年度内に図る</p> <p>道路における埋設物件情報を整備するため、道路台帳の整備を促進するとともに、道路台帳の電子化を推進する</p> <p>道路占用許可申請に利用されている道路管理システム及び関連データベースについて、利用の円滑化を図るため、(財)道路管理センターが必要な措置の方針を平成12年度内に定めるよう国土交通省は同センターを指導する等とされているところであり、この方針に基づき必要な措置を講じることとしている。</p> <p>2. 道路工事調整会議については、例えば、東京都道路工事調整協議会においては、同協議会に参加していない事業者であっても、道路管理者の窓口で同協議会において決定された道路工事調整決定書を読覧することができるなど必要な情報を得ることができる。また、平成13年度以降、国道工事事務所等において、道路工事調整会議の開催日程等をインターネットホームページで開示していくこととしている。</p>			
担当局課室名	道路局路政課(連絡先: 03-5253-8481)・国道課		

分野	2 住宅・土地、公共工事関係 (6)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	道路占用規制等の見直し			
意見・要望等の内容	・ 短期間・短区間の道路占用における工事に関する基準、工事掘削禁止区域の緩和			
関係法令	道路法第32条、第33条、道路法施行令第10条等	共管	総務省、警察庁他	
制度の概要	・ 道路占用に伴う路上工事については、工事实施の方法、工事の時期、道路の復旧方法等に関する基準が道路法等定められており、これらに適合する場合に限り占用を許可することができる。また、交通渋滞等の道路交通の障害や道路の不経済な損傷防止のため、国道及び主要幹線街路のうち交通量の多いものについては、舗装工事完了後、原則として一定期間当該箇所の掘り返しを抑制しているところである。			
計画等における記載	規制緩和推進3カ年計画 3(7)			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>道路法施行令等で定められている工事实施の方法等の工事に関する基準については、道路構造の保全及び交通の危険防止の見地からの最低限の基準となっている。また、わが国においては、かねてから道路の掘り返しを伴う占用工事による渋滞等の交通の障害及び道路の不経済な損傷等が顕著となっており、大きな社会問題となっていることから、対策を求める声も多く挙がっているところである。このため、道路管理者は、国道及び主要幹線街路のうち交通量の多いものについて掘り返しの抑制を行っているものであり、事業者に過度の支障が生じないように調整を図りつつ、今後とも引き続き実施する必要がある。</p>				
担当局課室名	道路局路政課(連絡先: 03-5253-8481)・国道課			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 (社)全日本トラック協会	
項目	市街化調整区域における開発許可の緩和			
意見・要望等の内容	98年4月の規制緩和の趣旨を地方公共団体に周知徹底するとともに、物流施設の立地が認められる条件として存続させられている「4車線以上の国道、都道府県道等の沿道」を「2車線以上でトラックが通行しても問題ない道路」に改正すべきである。			
関係法令	都市計画法第29条、第34条	共管		
制度の概要	都市計画法第34条では、市街化調整区域において行うことが認められる開発行為の類型が列挙されており、同法第34条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可をすることとなっている。			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行(平成12年4月1日)に伴い、開発許可事務は機関委任事務から自治事務とされ、従来、機関委任事務に基づいて発出していた通達については廃止され、技術的助言として運用指針を発出することとなっているが、物流施設の立地について「4車線以上の国道、都道府県道等の沿道」であることとする要件は、運用指針の中で引き続き全国一律的な基準として示していきたいと考えているが、「2車線以上でトラックが通行しても支障がない道路」については、各開発許可権者が地域の実情に応じてその立地の是非について判断することとなる。				
担当局課室名	総合政策局宅地課民間宅地指導室(連絡先:03-5253-8293)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	E U
項目	建設業と建築士免許		
意見・要望等の内容	日本で建設業者として活動する場合に必要な必要書類と免許数をさらに削減すること。		
関係法令	建設業法第3条等	共管	
制度の概要	<p>建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならない。ただし、軽微な工事のみを請け負う場合は許可は不要。有効期間は5年間。</p> <p>(1) 許可行政庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合 都道府県知事 ・二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合 建設大臣 <p>(2) 特定建設業と一般建設業の別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の場合 一般建設業 ・元請業者として、3000万円(建築工事業は4500万円)以上の下請契約を締結して下請業者に施工させる場合。 特定建設業 <p>(3) 業種別許可</p> <p>許可は28業種(土木、建築、管工事業など)ごとに与えられ、原則として許可を受けた業種の建設工事のみが施工できる。ただし、「土木工事業」及び「建築工事業」はその他26の専門工事業を包括する概念であり、それぞれの専門工事を行える技術者さえいれば、その専門工事業の許可がなくとも施工可能。また、主たる建設工事に付随して行われる付帯工事についても、技術者さえいれば、許可がなくとも施工可能であり、必要な許可数はそれほど多くないのが現実である。</p>		
計画等における記載			
状況	措置済	検討中	措置困難 其他
(実施時期：平成11年10月1日)			
<p>(説明)</p> <p>建設業の許可等を申請する際、すでに許可行政庁に提出されている書類であって以後の審査にそのまま用いることができる書類(許可の更新を受けようとする場合の工事経歴書等及びある業種についてすでに建設業の許可を受けている場合の商業登記簿の謄本等)は、重複を避けるため提出が不要となっている。加えて、平成10年建設省令第27号(平成10年7月1日施行)により、経営事項審査の添付書類である工事経歴書について、許可申請書の添付書類又は毎営業年度終了後の届出として既に同一のものを提出している場合には提出を省略できるものとした。</p> <p>また、建設業の許可業種区分の見直しについては、平成10年2月4日の中央建設業審議会建議及び「規制緩和推進3ヶ年計画」の基本的方向を踏まえ、各技術者資格の取得実態等を勘案しつつ、総合的な検討を行い、許可業種を実質的に区分している営業所専任技術者の資格要件について、大工工事と内装仕上工事等、技術的な共通性の強い業種間での実務経験年数の振替を認める告示(「建設業法の規定に基づき、昭和四十七年建設省告示第三百五十二号の一部を改正する件」平成十一年建設省告示第九百六十四号)を平成11年3月30日に公布し、平成11年10月1日から施行した。</p>			
担当局課室名	総合政策局建設業課(連絡先：03-5253-8277)		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	E U	
項目	建設業と建築士免許			
意見・要望等の内容	日本で建設業者として活動する場合に必要な免許取得費用を軽減すること。			
関係法令	建設業法第10条、同法施行令第4条他	共管	なし	
制度の概要	<p>建設業の許可を受けようとする者は、以下のとおり登録免許税等を納めなければならない。</p> <p>1 建設大臣の許可（更新、既に他の建設業について許可を受けている場合を除く。）については、登録免許税として15万円</p> <p>2 都道府県知事の許可（更新、既に他の建設業について許可を受けている場合を除く。）については、許可手数料として9万円</p> <p>3 上記1及び2に掲げるもの以外については、許可手数料として5万円</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>建設業の許可申請の審査等に必要な費用を課しているものである。</p>				
担当局課室名	総合政策局建設業課（連絡先：03-5253-8277）			

分野	2住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	米国 規制改革委員会	
項目	- A 及び 「規制改革についての見解」9(2)中古住宅ストックの活用			
意見・要望等の内容	<p>・二次的住宅市場の発展を促すために最も重要なことは、消費者が可能な限り多くの情報にアクセスできることを確保することである。この点に関して、日本政府が以下の措置を講じることを提案する。</p> <p>A-1 日本政府は、2001年4月1日までに、地方自治体が資産鑑定に関する情報を、毎年、公表することを促す措置を講じるべきである。</p> <p>A-2 日本政府は、2001年4月1日までに、地方自治体が新築および中古住宅の販売価格を適時に公表することを促す措置を講じるべきである。</p> <p>・不動産流通機構が運営しているレインズ情報の質及び内容の拡充並びに成約情報等市況情報の提供促進も含めた活用方策につき、検討がなされるべきである。</p>			
関係法令	宅地建物取引業法	共管	自治省	
制度の概要	<p>・宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探索するため、契約の目的物である宅地又は建物の情報を不動産流通機構に登録しなければならない。</p> <p>・不動産流通機構の業務として 宅地建物取引業者より宅地又は建物の情報の登録を受けること 集まった情報を宅地建物取引業者に対し提供すること 集まった情報に関する統計の作成その他取引の適正化及び流通の円滑化を図るために必要な業務が定められている。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>不動産流通機構の市況情報等統計情報の提供促進については、現在検討中</p> <p>(地方自治体の情報開示に関しては自治省担当)</p>				
担当局課室名	総合政策局不動産課不動産市場整備室(連絡先:03-5253-8289)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	米国	
項目	既存住宅の維持・改修の促進			
意見・要望等の内容	高品質の既存住宅を維持・改修し、将来における再販売、再使用のために役立てることの環境に与える恩恵についての情報キャンペーンを開始する措置を講じるべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	なし			
計画等における記載	該当なし			
状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 </div> (実施(予定)時期：平成12年度)			
(説明) 2000年6月21日に出された住宅地審議会の答申において、今後の環境制約の増大を踏まえ、良質な住宅ストックを適切に維持管理し、長く使っていくことの必要性について指摘。 本答申についてはインターネットにおいて公開されているほか、既存住宅の維持・改修の必要性については住宅月間等の各種イベントを通じて積極的に訴えている。				
担当局課室名	住宅局 住宅政策課 (連絡先：03-5253-8504)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	米国	
項目	中古戸建住宅に対する公庫融資の償還期間の延長			
意見・要望等の内容	住宅金融公庫は、2001年4月1日までに、中古戸建て住宅に対する融資の償還期間を25年から35年に延長し、中古マンションの場合と同様にする。			
関係法令	住宅金融公庫法	共管	財務省	
制度の概要	住宅金融公庫の中古住宅に対する融資の償還期間 戸建て 25年 マンション 35年			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>住宅金融公庫は、今年度(2000年度)より、適切な状態を維持している一戸建ての中古住宅について、最長の償還期間を従来の20年から25年に延長することとし、この10月より融資を実施。これまで新築住宅に対する融資の償還期間は、戸建て住宅について25年、マンションについて35年としており、中古の戸建て住宅に対する償還期間のこれ以上の延長は困難。なお、新築の戸建て住宅については、今年度より、耐久性の高い住宅に融資対象を限定した上で償還期間を35年にしたところ。</p>				
担当局課室名	住宅局 住宅資金管理官(連絡先:03-5253-8518)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	米国	
項目	新築住宅の評価に維持・改修の重要性を正當に評価する基準評価方式の導入			
意見・要望等の内容	住宅金融公庫は、2001年4月1日までに、不動産流通近代化センターと協議の上、新築住宅の価値を判断する際に維持・改修の重要性を正當に評価する基準評価方式を導入する。			
関係法令	住宅金融公庫法	共管	財務省	
制度の概要	住宅金融公庫は、適切な維持・管理が必要とされるマンションについては、新築のマンションへの融資にあたって、適切な時期に適切な修繕工事を実施するための長期修繕計画及びそのために必要となる修繕積立金等の要件を適用。			
計画等における記載	なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 住宅金融公庫は、1995年4月より、特に適切な維持・管理が必要とされるマンションについては、新築のマンションへの融資に当たって、適切な時期に適切な修繕工事を実施するための長期修繕計画及びそのために必要となる修繕積立金等の要件を適用しており、適切な維持・改修の誘導については措置済。				
担当局課室名	住宅局 住宅資金管理官 (連絡先: 03-5253-8518)			

分野	2 住宅・土地公共工事関係 (6)その他	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	光ケーブル(情報BOX)管路の民間への使用開放			
意見・要望等の内容	近年、情報BOX管路の民間(第一種電気通信事業者等)への開放がされつつあるが、初期建設時の管路条数が少ない。今後、国土交通省使用分は例えば4孔、他社使用貸出分は10孔などとできないか。			
関係法令	道路法第32条、33条等	共管	なし	
制度の概要	<p>情報BOXは、道路管理用光ファイバーを収容する施設として道路管理者が設置するものであり、情報BOX内部に空き空間があり、かつ、道路管理上支障がないと認められる場合に、民間事業者は、道路管理者の占用許可(道路法第32条)を受けて光ファイバーを敷設することができる。</p> <p>なお、情報BOX本体の建設に要する費用は、全て道路管理者が負担しているが、民間事業者の負担により構造を変更することも可能である。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成12年4月)				
<p>(説明)</p> <p>情報BOXの民間事業者への開放は、平成12年4月より本格的に開始しており、平成12年10月末において、延べ約1,800kmの民間光ファイバーが敷設済みである。また、敷設希望の多い区間については、複数事業者間で光ファイバーケーブルを共有化するという調整を図るなど、民間事業者の希望に添えるよう配慮している。</p>				
担当局課室名	道路局国道課(連絡先:03-5253-8494)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設における監理技術者制度の見直し			
意見・要望等の内容	(要望)近隣工事の場合は、主任技術者または監理技術者を兼務できるようにして欲しい。 但し、兼務件数の制約は必要である。 監理技術者の効率的活動、施工品質の向上、均一化を図ることができる。			
関係法令	建設業法第26条第3項、建設業法施行規則第27条など	共管		
制度の概要	建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、「主任技術者」か、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合は、「監理技術者」を置かなければならない(建設業法第26条第1項、第2項)。また、公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負代金の額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上のものについては、当該工事に置く主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。(建設業法第26条第3項)			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)光ケーブル工事にかかわらず公共性のある工作物に関する重要な建設工事については、工事の重要性ゆえ施工管理に携わる技術者については専任でなければならない。</p> <p>ただし、請負金額が比較的小額な工事に置かなければならない主任技術者については、効率性の観点から密接に関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理できるとされている(建設業法施行令第27条第2項)。</p> <p>一方、請負金額が比較的高額な工事でかつ元請の場合に必要な監理技術者については、発注者や近隣住民との調整及び工事の総合的管理が重要であり社会的責務は重大である。よって、たとえ近隣といえども兼務することは全ての工事を掌握することが不可能となり、その社会的責務を果たすことが不可能である。</p>				
担当局課室名	総合政策局建設業課(連絡先:03-5253-8277)			

分野	2 住宅・土地、公共工事関係 (6)その他	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	道路下部の二次占用規制に関する規制緩和			
意見・要望等の内容	地下街、地下鉄構内に基地局建設を進めるにあたって、道路管理者への二次申請が必要となっており、占用料金もかかる。地下空間においては、特に交通に支障をきたさないの、占用申請の撤廃か簡略化を期待する。			
関係法令	道路法第32条、第39条、第41条	共管	警察庁	
制度の概要	地下街、地下鉄構内など既に道路占用許可等を受けている物件に、道路管理者以外の者が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加する場合は、道路法第41条に基づき「新たな道路の占用」とみなされ、道路管理者への道路占用許可申請が必要となる。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：平成9年8月)				
<p>(説明)</p> <p>1. 道路占用許可を受けている物件に、道路管理者以外の者が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加する場合には、道路法第41条に基づき道路管理者への道路占用許可申請が必要とされているが、これは二次占用物件についても申請に基づき審査を行うことで、道路の占用の適正化を図ろうとする趣旨である。</p> <p>2. PHS等の基地局については、占用の期間、占用の場所、占用物件の構造、工事実施の方法等、道路法第33条の規定に基づく政令で定める基準に適合する場合には道路占用許可を行っているところである。これらの物件は場合によっては道路の構造に支障を及ぼすおそれもあることから、道路管理者が関与する必要があり、法令等によって定められた許可基準に基づき適正に審査する必要がある。</p> <p>3. なお、PHS等の基地局に係る道路占用許可申請手続については、既に、占用許可申請書の添付書類について簡素化を図るよう各道路管理者に対して指導するとともに(「PHS無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成9年8月21日事務連絡))、PHSの室内無線基地局の占用料については、直轄国道の場合には政令で定める額の3割程度としているところである(「占用料徴収事務の取扱いについて」(平成8年1月26日路政課長通達))。</p>				
担当局課室名	道路局路政課(連絡先：03-5253-8481)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	(2) 中古住宅市場の整備について			
意見・要望等の内容	中古住宅市場の整備について、バリアフリー性能や構造安全性・火災安全性・耐久性・遮音性・省エネ性能など、住宅の基本的な性能については、住宅の取引の際に表示を義務化する。建築工事の請負人や売主が契約の際に住宅性能評価書を提示した場合には、性能の実現を契約したものと見なす規定を徹底して、建築工事の注文主や買主に不利な特約は無効とする。			
関係法令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	共管	なし	
制度の概要	<p>住宅性能表示制度</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）により創設。平成12年10月から本格的に開始。</p> <p>現在のところ、新たに建設される住宅のみが対象となっている。</p> <p>本制度を利用するか否かは、あくまでも住宅取得者や住宅供給者の選択に委ねられる。</p> <p>住宅性能を契約の事前に比較できるよう構造の安定、省エネルギー、高齢者等への配慮などの住宅の性能を表示するための共通ルールを定める。</p> <p>住宅の性能評価を客観的に行う第三者機関（指定住宅性能評価機関）を整備する。</p> <p>指定住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書を添付して住宅の契約を交わした場合などは、反対の意思を表示している場合を除き、その記載内容（住宅性能）が契約内容となる。</p> <p>性能評価を受けた住宅にかかわるトラブルに対しては、裁判外の紛争処理体制（指定住宅紛争処理機関等）を整備する。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅の性能表示制度は、平成12年10月から本格的に開始されたところであり、将来この評価を受けた新築住宅が中古住宅市場で取り引きされる際には、新築時の評価の結果が当該住宅に関する有用な情報になるものと考えられる。 ・また、中古住宅の性能評価・表示についての提案募集を平成12年2月に行い、優秀作品については、10月に建設大臣より表彰を行ったところ。今後は、これらの提案を踏まえつつ、中古住宅の性能表示制度について検討を進めてまいる予定。 ・中古住宅の性能表示制度を義務付けることについては、評価に要するコスト等を考慮すると慎重な対応が必要であると考え。また、その評価結果を契約内容とすることについては、当該制度において表示する住宅性能の内容や、その評価技術の信頼性などを考慮し、今後検討を進めたいと考えている。 				
担当局課室名	住宅局住宅生産課（連絡先：03-5253-8510）			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	個人
項目	建設業法の規制緩和の要望		
意見・要望等の内容	許可を受けようとする建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者を常勤の役員としなければならないとの規定を、撤廃すべきである。		
関係法令	建設業法第7条第1号	共管	
制度の概要	<p>建設業の許可を受けようとする者が、法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者である必要がある。</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p>		
計画等における記載			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>建設業の許可に関し、常勤役員1人に経營業務の管理責任者としての経験を求めているのは、建設業が一品ごとの受注生産であり、工事ごとにその工事内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者の配置、下請負人の選定等が必要となるなど、他の産業の経営とは著しく異なる建設業の経営が適正に行われることを確保するためである。</p> <p>資金繰りの悪化等により建設業者の経営が不安定となることは、発注者や下請業者、資材業者等に多大な影響を及ぼすものであり、特に昨今のように建設業者の経営状況が厳しく、施工中の倒産等が増加している状況にあっては、建設業者の経営能力の低下を招くような緩和を行うことは不可能であり、当該規定を撤廃することはできない。</p> <p>なお、経營業務の管理責任者としての経験には、役員としての経験だけでなく、支店長、営業所長等としての経験も認めているほか、それと同等以上の能力を有する者として、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者や、許可を受けようとする建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務を補佐した経験を有する者等も広く認めることとしている。</p>			
担当局課室名	総合政策局建設業課(連絡先: 03-5253-8277)		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	個人
項目	身分保証に関する法律の廃止		
意見・要望等の内容	賃貸住宅の契約においては、保証人の署名捺印を求めるケースが大半であるが、これは一種に事前規制である。借家人が成人であり、定職についていて収入があれば、家賃の支払責任は本人のみが負うこととすべきであり、建設省は、関係法令に、不動産業者団体に対して保証人を求めないように指導・是正できる規定を置き、それを実施すべきである。		
関係法令		共管	法務省
制度の概要			
計画等における記載			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
(説明) 賃貸契約において保証人の署名捺印を求めることは、貸家人の正当な経済行為であり、また、当該契約の代理・媒介を行う宅地建物取引業者が保証人の署名捺印を求めることは正当な業務であるとともに貸家人に対する義務である。これを禁止・制限することは、契約自由の原則に反し、また、宅地建物取引業法の法目的に沿うものでもないことから、当省としては対応できるものではない。			
担当局課室名	総合政策局不動産課 (連絡先: 03-5253-8288)		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	不動産特定共同事業の手続き要件			
意見・要望等の内容	<p>不動産特定共同事業の手続き要件について、今後の我が国における電子機器の発達・普及状況を踏まえ、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用され、健全に発達していく方策を検討する。具体的には、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」（法第24条第1項）、「書面に記名捺印」（法第24条第2項）に該当するののかについて、他方令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、パブリックコメント手続きの活用等により事業者・国民の多様な意見を反映・考慮しつつ、制度改正を検討する。</p>			
関係法令	不動産特定共同事業法第24条第1項、第2項	共管	金融庁	
制度の概要	<p>第24条第1項：不動産特定共同事業者は、契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、契約の内容及びその履行に関する事項について、書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>第24条第2項：不動産特定共同事業者は、交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>不動産特定共同事業において求められている説明義務に対し、電子機器の活用ができないか、また活用範囲の決定及び制度整備を行うことについて今後検討予定。</p>				
担当局課室名	総合政策局不動産課不動産市場整備室(連絡先：03-5253-8289)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6)その他	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	地方自治体による下水道指定業者制度の撤廃			
意見・要望等の内容	<p>下水道の引込工事については、地方公共団体によって指定業者が決められており、競争原理が働かずコスト高となっており、さらに実態として新規指定はほとんどない。</p> <p>工事業者に技術の向上を促し、施主（消費者）に安価に工事を提供できるような競争原理の働く制度への改変をしていただきたい。（例えば、登録制により一定基準を満たしている業者を登録する等。）</p>			
関係法令	自治体下水道条例	共管	なし	
制度の概要	<p>排水設備工事の出来具合が下水道に直接影響するものであることにかんがみ、排水設備工事の技術的水準の確保及び排水設備の故障時における迅速な対応の確保を図ることを目的として、一定の基準に基づきあらかじめ市町村において指定した者のみが排水工事を行うことができるものとするものであり、多くの市町村で実施。</p> <p>下記 の通り措置を講じたところであり、現在、各市町村において、制度の見直しが行われているところ。</p>			
計画等における記載	<p>「規制緩和推進計画について」（平成7年3月31日閣議決定）の1住宅・土地関係、(5)その他、11)下水道の指定工事店制度</p> <p>下水道の指定工事店制度の運用に当たって、競争性、透明性が確保されるよう地方公共団体を指導。</p>			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：7年度)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>下水道指定工事店制度については、規制緩和推進計画に基づき、平成7年8月10日付建設省都市局下水道部長通達及び平成8年12月5日付建設省都市局下水道部長通達により、制度の運用に当たって競争性及び透明性を確保すべく指導を行っているところ。</p>				
担当局課室名	都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室（連絡先：03-5253-8428）			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	リバース・モーゲージの促進			
意見・要望等の内容	国民の貯蓄総額の約半数を占める高齢者の消費を喚起するため、不動産を担保に融資を受けるリバース・モーゲージの促進などに取り組む。			
関係法令	なし	共管	厚生労働省、金融庁	
制度の概要	なし			
計画等における記載	該当なし			
状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 </div> (実施(予定)時期: 継続して実施)			
(説明) リバース・モーゲージの促進のためには、融資期間中の不動産価格下落リスクが課題となっており、これを回避するためには、住宅が適切に維持管理され、それが市場において適正に評価され円滑に循環されるような市場環境の整備が重要と認識しており、今後も引き続き中古住宅市場の活性化に向けた取り組みを進めていく。 ・平成12年に「住宅ストック形成・有効活用システム」提案募集を実施し、9月に13の提案を優秀提案として選定し、現在、優秀提案の内容について、今後の活用方法等を検討しているところ。 ・中古住宅に係る瑕疵保証体制の整備について、平成13年度予算案において、(財)住宅保証機構が中古住宅保証制度を整備するために行う基金の造成に対する補助制度の創設を行うこととしているところ。 ・住宅の履歴情報については、平成12年11月に検討委員会を設置し、リフォーム実施記録の標準的書式の策定及び履歴情報の活用方策について検討を行っている。今後は検討委員会の検討結果をふまえ、履歴情報の登録・提供の仕組みの普及を進めるほか、中古住宅の性能評価・表示や、価格査定マニュアルの見直しについて検討を行い、中古住宅市場の活性化に向けた取り組みを推進する。				
担当局課室名	住宅局 住宅政策課 (連絡先: 03-5253-8504)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和			
意見・要望等の内容	市街化調整区域において、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業についても、特別積合せ運送事業と同様に開発許可を不要としていただきたい。			
関係法令	都市計画法第29条、第34条、都市計画法施行令第21条	共管		
制度の概要	<p>都市計画法第29条第3号では、公益上必要な建築物の建築に係る開発行為を適用除外としており、同法施行令第21条第6号において、貨物自動車運送事業法に規定する特別積合せ運送事業の用に供する施設を公益上必要な建築物とし開発行為を適用除外としている。</p> <p>市街化調整区域で開発行為を行うには、法第34条各号に掲げる立地基準のいずれかに該当しなければならないが、同法第34条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可をすることとなり、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業の用に供する建築物に係る開発行為については第10号口に該当するか否かを、各許可権者が個別に判断して許可することとなっている。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>都市計画法第29条第3号は、公益上必要な建築物に関する開発行為を適用除外としており、これらの建築物は、都市にとって公益上不可欠なものであり、また、ほとんどが国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる法人が設置主体であったり、設置についての管理法があり、一般的にみて弊害が生ずるおそれが少ないものであるからである。従って、必ずしも公益上必要な建築物であるとは言えない一般貨物自動車運送事業及び倉庫業の用に供する建築物の建築に係る開発行為を適用除外とすることはできない。</p>				
担当局課室名	総合政策局宅地課民間宅地指導室(連絡先: 03-5253-8293)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	個人
項目	市街化調整区域における既存建築物に関する規制の撤廃		
意見・要望等の内容	市街化調整区域における既存建築物に関する規制を撤廃していただきたい。		
関係法令	都市計画法第43条	共管	
制度の概要	都市計画法第43条では、市街化調整区域で開発許可を受けた開発区域以外の開発区域以外において建築物等の新築、改築若しくは用途の変更を行う場合は、都道府県知事の許可を必要としている。		
計画等における記載			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>都市計画法第43条では、市街化調整区域で開発許可を受けた開発区域以外において建築物等の新築、改築若しくは用途の変更を行う場合は、都道府県知事の許可を必要としているが、既存建築物の建て替えの場合で、同一用途、同程度の規模のものであれば、許可を要しない改築として取り扱って差し支えない旨各公共団体に示している。(なお、要望に係る公共団体の取り扱いについては、公共団体名が不明であるため返答することは困難である。)</p>			
担当局課室名	総合政策局宅地課民間宅地指導室(連絡先:03-5253-8293)		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	中古住宅市場の整備		
意見・要望等の内容	平成12年に、建設省が行った「住宅ストック形成・有効活用システム」についての提案募集で提案されたシステムの広報を行うとともに、民間が自らイニシアチブを取ってこうしたシステム整備事業を積極的に展開できる環境整備を行うため、提案募集の提案等をふまえて、中古住宅の性能評価の方法及び性能表示の項目・方法、保存すべき情報（新築時の工事情報と住宅性能、維持管理及びリフォーム実施の履歴等）の項目と保存・管理の方法、住宅履歴・性能に基づく価格の査定方法、瑕疵担保責任に対する保証の方法、消費者への性能、履歴等の情報の開示の方法と項目につき、環境整備のための具体的な方策を検討する。		
関係法令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅の住宅性能表示制度については、平成12年10月に本格的に始動したところ ・新築住宅に係る瑕疵担保責任特例制度については、平成12年4月より始動している ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に対する附帯決議において、中古住宅に係る性能表示制度や保証体制の整備について早急に検討することが求められている 		
計画等における記載	なし		
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 （実施（予定）時期：平成15年度）		
（説明） <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅ストック形成・有効活用システム」提案募集については、平成12年9月に13の提案を優秀提案として選定し、現在、優秀提案の内容について、今後の活用方法等を検討しているところ。 ・中古住宅に係る瑕疵保証体制の整備については、平成13年度予算案において、（財）住宅保証機構が中古住宅保証制度を整備するために行う基金の造成に対する補助制度の創設を行うこととしているところ。 ・住宅の履歴情報については、平成12年11月に検討委員会を設置し、リフォーム実施記録の標準的書式の策定及び履歴情報の活用方策について検討を行っている。今後は検討委員会の検討結果をふまえ、履歴情報の登録・提供の仕組みの普及を進めるほか、中古住宅の性能評価・表示や、価格査定マニュアルの見直しについて検討を行い、中古住宅市場の活性化に向けた取り組みを推進する。 			
担当局課室名	住宅局 住宅政策課（連絡先：03-5253-8504）		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	中古マンション等のストック管理のルール			
意見・要望等の内容	<p>管理内容の適正化の問題について、長期修繕計画等につき、適切な計画が管理組合により策定されることが望ましく、こうした計画の策定を促進するため、例えば修繕マニュアルの作成、計画策定時の考慮事項の例示、事例集の作成等環境整備に努めるべきであり、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」で公表されることとなっているマンションの管理の適正化に関する指針を活用することも考えられる。</p> <p>また、中古マンションなどのストック管理のルール及び実際の内容・履歴が組合内部（区分所有者間）においてより解りやすい形で開示するとともに、取引時に買い受け人に明らかになるようなシステムを構築するべきである。</p>			
関係法令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成12年12月8日公布)	共管	該当なし	
制度の概要	該当なし			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>マンション管理の適正化については、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が平成12年12月8日に公布され、公布の日より9か月以内に施行されることとなっていることから、本法律で規定されているマンション管理士制度、マンションの管理の適正化に関する指針の策定等の状況を踏まえ、修繕マニュアルの作成等マンション管理の適正化を促進する施策について検討を行う。</p> <p>また、マンションの管理に係わる履歴情報については、登録内容・開示システム等について検討しているところである。</p>				
担当局課室名	住宅局 住宅総合整備課 マンション管理対策室 (連絡先: 03-5253-8509)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (6) その他	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	不動産情報の開示		
意見・要望等の内容	成約賃料情報について、守秘が十分に担保される形で不動産鑑定分野等で積極的に活用できる仕組みを検討すべきである。		
関係法令	不動産の鑑定評価に関する法律	共管	
制度の概要	成約賃料については、守秘に十分な配慮を払いつつ、鑑定評価の分野で活用できる仕組みを(社)日本不動産鑑定協会を中心として構築することを検討すべき旨、平成11年1月の土地政策審議会意見取りまとめにおいて指摘されているところである。		
計画等における記載	なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
(説明) 成約賃料を中心とする賃料情報については、今年度から(社)日本不動産鑑定協会とともに、守秘が十分に担保される形で不動産鑑定評価の分野で活用できる仕組みの検討に着手したところである。			
担当局課室名	土地・水資源局 地価調査課(連絡先:03-5253-8377)		

分野	3 情報・通信関係 (6) 社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	環境関連の法に基づく届出書、許可申請書の電子化			
意見・要望等の内容	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、工場立地法、廃棄物処理法、海洋汚染災害防止法等の環境関連の法に基づく届出書、許可申請書について、電子データでの提出を認めていただきたい。			
関係法令	海洋汚染災害防止法、PRTR法等 ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の2第2項 ・PRTR法第5条第2項 等	共管	経済産業省等	
制度の概要	海洋汚染災害防止法等に基づく届出書、許可申請書の提出については、書面による提出を義務付けている。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)別紙4-3(b) 運輸行政に係る申請、届出、報告書等の手続について、対面審査を要さないものを中心に電子媒体による提出を認めるとともに、オンライン化について検討を進める。			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期: 運輸省申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン参照)				
(説明) 国土交通省では、平成12年に、「申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」を策定しており、同プランによれば、国土交通省所管の環境関連の法に基づく届出書、許可申請書については、平成13年度にオンライン化実施予定のPRTR法(「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」)の手続をはじめ、平成15年度までに「海洋汚染災害防止法」等約70手続をオンライン化する予定である。 なお、同プランは、政府全体の方針で、平成13年中に見なおしを行う予定である。				
担当局課室名	総合政策局情報管理部情報企画課行政情報システム室 (連絡先)03-5253-8335			

分野	3 情報・通信関係 (6) 社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会 (社) リース事業協会	
項目	自動車の生産・販売・流通に伴う諸行政手続の電子化等			
意見・要望等の内容	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化等を早急 に実現すべきである。			
関係法令	道路運送車両法、自動車登録令 他 (国土交通省所管のみ記載)	共管	警察庁、総務省、法務省、財務省	
制度の概要	自動車の保有に際しては、各関係法令に基づき各々の窓口における申請等手続 が必要であるとともに、各々書面によることが必要である。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)3(6) 社会・行政の情報化 自動車保有関係手続については、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図 る観点から、「バーチャル・エージェントの検討結果を踏まえた今後の取組 について」(平成11年12月28日高度情報化推進本部決定)に基づき、電 子化によるワンストップサービスの実現を図るべく、諸課題を解決し、ワン ストップサービスの稼働開始を目指す。 また、短期的には、電子化以外の方法による申請者負担の軽減等を図る。			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続については、総理大臣への「バーチャルエー ジェンシー」の最終報告を受け、平成11年12月、「高度情報通信社会推進本部」において政府 方針を決定、概ね平成17年を目途に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼 働開始を目指すこととされた。 平成12年4月、上記推進本部決定に基づき、政府に「ワンストップサービス推進関係省庁連 絡会議」を設置し、ワンストップサービス・システムの構築に向け実証実験及び検討を進めてい る。				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課 (連絡先) 03-5253-8588			

分野	3 情報・通信関係 (6) 社会・情報の経済化	意見・要望提出者	規制改革委員会、(社)経済団体連合会、(社)関西経済連合会	
項目	インターネット上での旅行取引の促進			
意見・要望等の内容	旅行取引による取引条件書等について、書面の代わりに、電子的手段による交付・確認ができるようにすべきである。			
関係法令	旅行業法第12条の4、第12条の5 旅行業法施行規則第25条～第27条	共管	なし	
制度の概要	旅行取引においては、取引条件書等を書面で交付することが義務付けられている。このため、インターネット等で旅行商品を販売する際には、取引条件書等を利用者が印字することが求められる。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成13年4月)				
(説明) 旅行業法第12条の4及び第12条の5に規定する書面交付の義務付けについては、従来の手続に加え、送付される側の同意を条件に、電子メール等の電子的手段によっても行えるよう法律改正をした(書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成12年法律第126号):平成12年11月に成立・公布、平成13年4月に施行予定)。				
担当局課室名	総合政策局観光部旅行振興課 (連絡先)03-5253-8330			

分野	3 情報・通信関係 (6) 社会・行政の情報化 6 基準・規格・認証・輸入関係 (3) 輸入、通関手続等	意見・要望 提出者	(社)日本船主協会 (社)経済団体連合会 (社)関西経済連合会 規制改革委員会
項目	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現		
意見・要望 等の内容	<p>他省庁と重複する資料または単なる参考資料として提出を求められている資料については、一元化あるいは廃止等、手続きの一層の簡素化を図った上でE D I化、ペーパーレス化に移行すべきである。</p> <p>Sea - N A C C Sによる輸入手続と港湾E D Iサーバによる船舶の港湾諸手続との接続を図り、真のワンストップサービスを実現すべきである。</p>		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	船舶の入出港時の港湾管理者及び港長等に対し提出する入出港届、係留施設使用許可の申請書等については、従来はそれぞれに対し書面により提出されていた。		
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画(再改定)の3(6) (b)、6(3)</p> <p>平成11年度までを目途に、外為法に基づく輸出入許可及び承認の手続と、主要港湾における出入港の行政手続をE D I(電子データ交換)化して、関税法に基づく輸出入許可の手続等を処理する通関情報処理システム等との連携を図ることにより、輸出入及び港湾諸手続のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現など極力手続の簡素化、透明化、迅速化を目指す。</p>		
状況	措置済・措置予定 (実施時期：平成11年10月)	検討中	措置困難 その他
<p>(説明) 港湾管理者・港長に係る入出港の行政手続をE D I化するためのシステム(港湾E D Iシステム)を平成11年10月より稼動した。また、入出港における申請者の更なる負担軽減を図るため、港湾E D Iシステムと海上貨物通関情報処理システム(Sea - N A C C S)とを接続し、複数の行政機関に共通する入出港手続について、同一の回線・端末を使用して1回の入力で各行政機関への手続を行えるよう所要の措置を、平成13年度中を目途に講じる。</p>			
担当局課室名	<p>港湾局環境・技術課(連絡先)03-5253-8681</p> <p>政策統括官付政策調整官(連絡先)03-5253-8799</p> <p>海上保安庁警備救難部航行安全課(連絡先)03-3591-2776</p>		

分 野	3 情報・通信 (6)社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項 目	学術報告書の電子化			
意見・要望等の内容	論文・報告書の電子化及びインターネット上での販売			
関係法令			共管	
制度の概要				
計画等における記載				
状 況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明)				
学術報告書の電子化については、各機関において実施した主な研究の成果等の概要を各機関のホームページに掲載している。				
担当局課室名	大臣官房技術調査課(連絡先:03-5253-8218)			

分野	3 情報・通信 (6) 社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	特殊車両通行許可申請手続き			
意見・要望等の内容	・手続方法、添付書類の簡素化			
関係法令	道路法第 4 7 条、第 4 7 条の 2	共管	なし	
制度の概要	車両諸元の最高限度を超える車両を通行させる場合には、道路管理者の特殊車両通行許可が必要。 許可申請書には通行経路を示した経路図の添付が必要。			
計画等における記載	規制緩和推進計画 3 力年計画 5-(10) 特殊車両通行許可手続について、経路図の提出部数の削減、包括申請における車種区分の見直し、審査期間の短縮等について検討する 経路図について、コンピューター端末による自動作成やフレキシブルディスクによる提出を可能とする等のためのシステムを開発、供用する。			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(説明) インターネットによってパソコン画面で検索される地図を活用し、より簡便に申請書の作成や申請算定ができるシステムを、平成 1 2 年 1 0 月より試行運用を開始しているところである。これは、現在道路情報便覧付図を調べながら経路選定を行っているところ、上記システムを利用することにより、経路選定をパソコン画面上の地図で行い、その都度通行可否及び条件を確認でき、基本的にエラーのない申請が可能となるものである。 また、付属書類の経路図についても、平成 1 2 年 1 0 月より提出部数を 2 部に削減した。				
担当局課室名	道路局道路交通管理課 (連絡先 : 03-5253-1617)			

分野	3 情報・通信 (6) 社会・行政の情報化	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	特殊車両通行許可申請手続き			
意見・要望等の内容	審査期間の短縮			
関係法令	道路法第 4 7 条、第 4 7 条の 2	共管	なし	
制度の概要	申請の処理期間については、新規又は変更 3 週間、更新 2 週間を標準処理期間としている。			
計画等における記載	規制緩和推進計画 3 力年計画 5-(10) 特殊車両通行許可手続について、経路図の提出部数の削減、包括申請における車種区分の見直し、審査期間の短縮等について検討する			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 1 申請に対して許可するまでの標準期間として、 1) 申請経路が、他の道路管理者との包括的な事前協議を了している道路情報便覧記載路線であること。 2) 申請車両が、詳細な審査や協議が不要となる一定の車両諸元であること。 の場合、新規及び変更申請にあっては 3 週間、更新申請にあっては 2 週間としている。 2 今後は、道路情報便覧掲載路線の順次拡大などを図るとともに、オンライン化に向けたシステムの開発を推進することにより、処理期間の短縮を検討する。				
担当局課室名	道路局道路交通管理課 (連絡先: 03-5253-1617)			

分野	3 情報・通信関係 (7)その他	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会		
項目	光ケーブル敷設のための鉄道の高架橋脚空間の活用				
意見・要望等の内容	民間への橋脚空間利用を開放するよう各管理者に指導してほしい。				
関係法令	なし	共管	内閣府、総務省等		
制度の概要	鉄道事業者が所有する鉄道施設の貸出しについては、従来より鉄道事業者が、申し込みに対する窓口を設置し、安全の確保を含め鉄道事業に支障がないか等の観点から個別に判断している。				
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)3(7)(c) 関係省庁会議において、引き続き、事業者からの線路敷設に関する苦情の受付等を行うとともに、平成12年3月に公表したレビュー結果報告書を踏まえ、また、寄せられた苦情や内外の関係者からの意見等を参考としつつ、線路敷設の円滑化に努める。				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
(説明) 新幹線鉄道等の橋脚空間等の使用を困難とするような規制は行っておらず、規制緩和に関する意見・要望ではない。 鉄道事業者が所有する鉄道施設のスペースについて、鉄道事業に支障がないか等の観点から検討を行い、通信事業者への貸出しを行っていることと承知している。安全の確保を含め、鉄道事業に支障がない限り、国土交通省としても特に反対するものではない。 なお、規制緩和推進3か年計画3-(7)のとおり、貸出しに関する苦情については、関係省庁会議において受け付けている。					
担当局課室名	鉄道局施設課 (連絡先) 03-5253-8553				

分野	3 情報・通信関係 (7)その他	意見・要望提出者	米 国	
項目	線路敷設権と既存事業者施設へのアクセス			
意見・要望等の内容	線路敷設権に関して、2000年度中に日本政府全体で一本化された規制を実施し、その規制を鉄道会社にも適用することを検討する。			
関係法令	なし	共管	内閣府、総務省等	
制度の概要	鉄道事業者が所有する鉄道施設の貸出しについては、従来より鉄道事業者が、申し込みに対する窓口を設置し、安全の確保を含め、鉄道事業に支障がないか等の観点から個別に判断している。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)3(7)(c) 関係省庁会議において、引き続き事業者からの線路敷設に関する苦情の受付等を行うとともに、平成12年3月に公表したレビュー結果報告書を踏まえ、また、寄せられた苦情や内外の関係者からの意見を参考としつつ、線路敷設の円滑化に努める。			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 鉄道事業者が所有する鉄道施設のスペースについて、鉄道事業に支障がないか等の観点から検討を行い、通信事業者への貸出しを行っていることと承知している。安全の確保を含め、鉄道事業に支障がない限り、国土交通省としても特に反対するものではない。 なお、内閣内政審議室(IT担当室)とりまとめにより、「IT戦略会議」において「線路敷設権の円滑化」が決定され、現在総務省が関係省庁と協議し、「ガイドライン」を策定しているところである。				
担当局課室名	鉄道局総務課鉄道企画室 (連絡先)03-5253-8526			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	I R U (Indefeasible Right of User = 破棄し得ない使用権) 方式による他事業者への芯線使用における道路占用からの除外			
意見・要望等の内容	<p>通信線を I R U で取得しようとする他の事業者は、管路所有者に対して、管路に係わる占用目的変更許可申請を依頼しなければならず、手続が煩雑となる。そもそも、I R U として他の業者に貸し出すとしても、その通信線自体に変化はなく、また、I R U は長期的・安定的な契約の下で使用権を設定したものであり、譲渡には当たらないと考えるのが妥当である。</p> <p>また、占用目的変更許可を得るまで I R U による芯線を使用できない。</p> <p>これらのことから、既設の電線を I R U 方式により他の業者に芯線の一部を使用させる場合は、道路占用にあたらぬものとする。</p>			
関係法令	道路法第 3 2 条、第 3 6 条等	共管	なし	
制度の概要	<p>道路に電線等を敷設して道路を使用しようとする場合は、道路法第 3 2 条第 1 項により道路管理者の許可を受けなければならず、道路占用許可を受けようとする者は、同条第 2 項により、道路の占用の目的等を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならないとされている。</p> <p>また、同条第 3 項により、道路占用許可に係る目的等を変更しようとする場合は、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならないとされている。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>道路占用許可を受けている事業者が、当該許可に係る道路の占用の目的を変更しようとする場合には、道路法第 3 2 条第 3 項により、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>既設の電線の芯線の一部を I R U 契約によって他の業者に使用させようとする場合には、占用物件の外観そのものに変更をもたらすものではないが、道路の占用の目的は、例えば第一種電気通信事業者の占用する電線等がその第一種電気通信事業の用に供するものとして、同法第 3 6 条の規定に該当するものであるか否か等、占用の許否の重要な要素であり、道路管理者においては、占用許可を受けた者が当該許可に係る物件の使用形態を変更する場合は、それが当該物件をいかなる目的で使用するためであるかということについて、適否を判断する必要がある。</p>				
担当局課室名	道路局路政課 (連絡先: 03-5253-8481)			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	スマート・ウェー・サービス用ビーコンの自動車専用道路、一般道路双方における整備の実現			
意見・要望等の内容	スマート・ウェー用電波ビーコンは、自動車専用道路のみならず、一般道路にも配備されるものとすべきである。			
関係法令	-	共管	警察庁	
制度の概要	制度は特になし			
計画等における記載	なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 現在研究開発を行っているところであり、具体的な配備については今後検討していく。				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8484)、企画課			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、(社)関西 経済連合会	
項目	交通情報提供の民間活用			
意見・要望 等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の道路交通情報データの民間事業者への全面的な提供、ならびに、そのデータに民間事業者が独自に編集した道路交通情報データを組み合わせるなど、自由に編集・加工された高付加価値情報の提供をできるようにする。 ・VICS 情報提供先制限を緩和する。 			
関係法令	道路交通法第109条の2等	共管	警察庁	
制度の概要	民間による交通情報の加工・編集は原則禁止されている。			
計画等における記載	雇用創出・産業競争力強化のための規制改革			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>道路交通情報を提供する一端を担っている国土交通省としても、今後民間事業者が道路交通情報を自由に編集・加工した情報提供が適正に行われるよう、検討を行っていく。また、財団法人道路交通情報通信システムセンターからの情報提供先については、車載機以外へも提供できるよう指導を行っており、現在財団法人道路交通情報通信システムセンター等で諸条件の整備を行っているところ。</p>				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先: 03-5253-8484)、企画課、国道課、有料道路課、高速国道課			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	建設工事の請負契約の電子化		
意見・要望等の内容	電子署名、電子認証の法制度の整備に伴い、建設業において、建設請負契約の締結に際し、工事内容・請負代金等建設業法に定める一定事項の書面への記載、署名・捺印を求める事項を電子化に対応した内容に改定することを認めるべきである。		
関係法令	建設業法第19条第1項	共管	
制度の概要	民法によれば請負契約は両当事者の合意によって成立する諾成契約とされており（民法第632条）、何らの様式を必要としない。したがって、いわゆる口約束だけでも効力を生ずる。しかし、それでは内容が不明確、不正確となり、後日紛争の原因ともなるので、工事の内容その他の契約の内容となるべき重要な事項についてはできるだけ詳細かつ具体的に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことが必要であり、第19条の規定が設けられた。		
計画等における記載			
状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 （実施（予定）時期：平成13年4月施行予定）		
（説明） 「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（平成12年11月27日公布）において、建設業法第19条第3項として以下の内容が追加され、電子的手法による契約の締結が可能となった。但し、建設工事請負契約書については、同法第40条の3で5年間の保管義務があるなど建設業者の営業状況等を確認する重要な手段となっているため、実施に当たって必要な省令等の立案を鋭意進めているところである。 建設業法第19条（略） 2（略） 3 建設工事の請負契約の当事者は、前項二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。			
担当局課室名	総合政策局建設業課（連絡先：03-5253-8277）		

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設のための高速道路及び鉄道の高架橋脚空間の活用			
意見・要望等の内容	民間への橋脚空間利用を開放するよう各管理者に指導して欲しい。 【施行コスト、メンテナンスコストの削減およびインフラ整備の活発化】			
関係法令	道路法32条等	共管	なし	
制度の概要	<p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。高速道路についても同様であるが、電気通信、電気、水道及びガス等の公益事業に資する工作物であっても、道路を縦断的に使用させることは、原則として許可しない取扱いとしている。</p> <p>これは、道路を使用させるに当たり、設置・保守作業等に起因する道路の掘返し、車線規制等により道路の構造の保全、交通安全等に重大な支障を及ぼすおそれがあることによる。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>高架橋脚空間における光ケーブル等の縦断的な設置については、高架橋の橋梁床板裏面への敷設工事・保守を実施する際に、長距離・長期間に及ぶ本線上の車線規制を伴う場合が多く、道路管理上の支障を来すおそれがあることに加え、交通渋滞の発生等による社会的影響は極めて多大なものとなることから、原則として認めていない。(ただし、当該箇所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場合で、占用許可基準を満たす場合に限り、占用許可を行っている。(例：瀬戸大橋などの長大橋やトンネル))</p> <p>今後高速道路空間の利用のあり方については、IT基本戦略における趣旨(超高速インターネット網の早期整備等)を踏まえ、検討を進めていくこととしている。</p>				
担当局課室名	道路局 路政課(連絡先: 03-5253-8479)			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会	
項目	光ファイバケーブル敷設の河川横断時の手続き、申請の見直し			
意見・要望等の内容	敷設可能な空間があれば、簡単な手続きで許可してほしい。			
関係法令	河川法第24条、第26条	共管	なし	
制度の概要	河川敷地の占用許可の審査基準である河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日付建設事務次官通達）において、電気通信事業者による情報通信又は放送用ケーブルの設置についても占用を許可できることとしており、個別の占用許可等の申請に対し、河川管理上の支障の有無等を判断して占用等を許可することとしている。			
計画等における記載	<p>「線路敷設の円滑化について」（平成12年11月6日IT戦略会議・IT戦略本部合同会議公表）</p> <p>第2・5・(5) 河川占用の申請までの期間の短縮に資するため、建設省は、光ファイバーを橋梁等に添架する場合の標準的な敷設位置等を示す。</p> <p>第2・5・(6) 道路や河川に線路敷設を行う際の手続の円滑化を図るため、公物管理者は平成12年度内にわかりやすい占用許可手続マニュアルの作成を図る。</p>			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:)				
<p>(説明)</p> <p>占用許可等の申請に対しては、河川管理上の支障の有無等を判断して占用等を許可することが必要であり、現行の制度を変更することは困難である。しかしながら、河川占用の申請までの期間の短縮に資するため、平成12年度内に光ファイバーを橋梁等に添架する場合の標準的な敷設位置等を示すとともに、河川に線路敷設を行う際の手続の円滑化を図るため、河川管理者は平成12年度内にわかりやすい占用許可手続マニュアルの作成を行うこととしている。</p>				
担当局課室名	河川局水政課（連絡先：03-5253-8439）、治水課			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会	
項目	ケーブル敷設に係わる道路占用料等の見直し			
意見・要望等の内容	<p>ケーブル敷設時には、一次占用者は占用申請・占用料の支払いを行わなければならないのに比べ、二次占用者は一定の基準を満たせば申請および占用料の支払いを免れる法制度となっているので、一次占用者に負担感が大きい。一次占用者と二次占用者の間の不公平感を是正するよう改正すべきである。</p> <p>道路占用料等の削減により、日本における情報通信インフラの整備に係るコスト削減、コスト削減による低価格でより良いサービス、品質等を提供できるようになり、日本経済の復興の起爆剤となる e ビジネス・IT 化の発展の寄与することが期待できる。</p>			
関係法令	道路法第 32 条、第 39 条等	共管	なし	
制度の概要	<p>一次占用者の既設管路等に二次占用者が新たにケーブルを敷設する場合等について、一定の要件を満たすものについては、新たな占用として取り扱わず、一次占用者が道路法第 32 条第 3 項により占用の目的の変更許可を受けることで足り、二次占用者は道路管理者に対して占用許可申請を要しないこととしている。この手続による場合は、二次占用者は占用料の支払い義務は生じないこととなる。</p> <p>「電気通信設備等のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」(平成 11 年 3 月 31 日付け建設省道政発第 31 号)</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>道路の占用料は、その土地の使用に対する対価として、直轄国道については、固定資産税評価額等を基にその物件の占用面積等に応じた額又は率を定めているものであるが、管路の占用料については、電線類の地中化を推進する観点から、地上占用物件の 3 分の 1 としており、管路所有者たる一次占用者の負担を軽減しているところである。</p> <p>なお、上記通達による取扱いの対象とする類型は新たな占用として取り扱う必要がないと考えられるものであるため、二次占用者からは占用料も徴収しないこととしているものであるが、一般的には、二次占用者は、一次占用者及び二次占用者の間における契約に基づき、一次占用者に対して使用料を支払うこととなると考えられるところであり、また、これにより、全体として一次占用者及び二次占用者の負担するコストの削減が図られている。</p>				
担当局課室名	道路局路政課 (連絡先: 03-5253-8481)			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会	
項目	電気通信工事業の特定認可における技術者資格の緩和			
意見・要望等の内容	<p>(要望) 技術士・実務経験者に加えて、取得が比較的容易な資格(例えば「電気通信工事施工管理技師(仮称)」)を制定する。</p> <p>(理由) 電気通信工事業の特定許可においては、電気・電子の技術士か、2年間の指導監督経験を持つ実務経験者が技術者として必要であるが、有資格者が少ないため新規事業参入が阻害されている。</p>			
関係法令	建設業法第3条、第15条など	共管		
制度の概要	<p>建設業の許可要件の一つである営業所に設置する専任技術者の要件は、電気通信工事業(特定建設業)においては、次のいずれかである必要がある。</p> <p>技術士「電気・電子部門」</p> <p>一定の実務経験(電気通信工事に関し大学・短大・高専指定学科卒業後3年、高校指定学科卒業後5年、その他10年(うち発注者から直接請け負った請負金額が4,500万円以上の工事に関し指導監督的実務経験2年以上を含む)を有する者。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>今後、電気通信工事において、新たな資格が必要であるかどうかについては様々な観点から調査・検討を行いたい。</p>				
担当局課室名	総合政策局建設業課(連絡先: 03-5253-8277)			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	貨物運送取扱事業の参入及び運賃・料金規制の見直し			
意見・要望等の内容	<p>実運送を自ら行わない第一種利用運送事業及び運送取次事業の参入規制については、許可制の登録制への緩和等政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得るべきである。</p> <p>貨物運送取扱事業の運賃・料金については、条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討すべきである。</p>			
関係法令	貨物運送取扱事業法第3条、9条、23条、28条	共管	なし	
制度の概要	<p>貨物運送取扱事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届出なければならない。</p> <p>参入については、利用運送事業を经营しようとする者は、貨物運送取扱事業法第3条に基づき、国土交通大臣の許可を受ける必要があり、その際、国土交通大臣が許可にあたり事業遂行能力を審査するため、同法第4条に基づき許可申請書等を国土交通大臣に提出することとなっている。</p> <p>また運送取次事業を经营しようとする者は、貨物運送取扱事業法第23条に基づき、国土交通大臣の行う登録をする必要があり、その際、国土交通大臣は登録をするにあたって当該事業を经营しようとする者の事業遂行能力の有無を審査している。</p>			
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画（再改定）5（1）（b）</p> <p>貨物運送取扱事業の運賃・料金の事前届出制について、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討し、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>「規制改革についての見解」(平成12年12月12日)については、その内容を、平成12年度末までに策定する新たな「規制改革推進3か年計画」に最大限盛り込むこととして、平成12年12月12日に行政改革推進本部決定が行われたところである。</p>				
担当局課室名	総合政策局複合貨物流通課 (連絡先) 03-5253-8300			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	貨物運送取扱事業法の参入規制について			
意見・要望等の内容	貨物運送取扱事業の参入規制については利用者保護の観点から、事業遂行能力のない悪質な事業者の参入を未然に防止することが重要である。			
関係法令	貨物運送取扱事業法第3条、23条	共管	なし	
制度の概要	<p>利用運送事業を営もうとする者は、貨物運送取扱事業法第3条に基づき、国土交通大臣の許可を受ける必要があり、国土交通大臣が許可にあたり事業遂行能力を審査するため、同法第4条に基づき許可申請書等を国土交通大臣に提出することとなっている。</p> <p>また運送取次事業を営もうとする者は、貨物運送取扱事業法第23条に基づき、国土交通大臣の行う登録をする必要があり、その際、国土交通大臣は登録をするにあたって当該事業を営もうとする者の事業遂行能力の有無を審査している。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>平成12年12月12日の行政改革推進本部決定において、「規制改革についての見解」について、その内容を、平成12年度末までに策定する新たな「規制改革推進3か年計画」に最大限盛り込むこととされているが、当該「規制改革についての見解」中、貨物運送取扱事業の参入の見直しが言及されているところでもあり、それについての検討と並行して検討を行っていく。</p>				
担当局課室名	総合政策局複合貨物流通課 (連絡先) 03-5253-8300			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	トラック事業の営業区域規制の見直し			
意見・要望等の内容	隣接ブロックまで営業区域を拡大するなど、弾力的な措置を講ずるべき。			
関係法令	貨物自動車運送事業法第10条	共管	なし	
制度の概要	<p>一般貨物自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する貨物の運送をしてはならないこととされている。</p> <p>また、営業区域については原則として陸運支局の管轄区域を単位としているが、平成11年4月までに、経済ブロックを単位とした8つの拡大営業区域を設定している。</p>			
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画(再改定)5.(1)</p> <p>経済実態等、道路状況等に対応して、平成10年度に営業区域を経済ブロック単位に拡大する。</p>			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)貨物自動車運送事業は、道路という一般公衆の用に供される施設を利用して、主に大型トラックにより、高速で荷物を運送する事業であることから、交通安全の確保は至上命題である。安全確保のためには、営業所において、過労運転、速度超過、過積載、整備不良等の行為を未然に防止するための適正な運行管理や車両の整備管理を実施することが重要であり、そのため、営業所に対する帰属性を確保する必要があるとの観点から営業区域規制を実施しているところである。</p> <p>この営業区域規制については、近年の高速道路の整備状況等を踏まえつつ、規制緩和推進3か年計画に基づき、運行管理や車両管理に支障が生じない範囲内で逐次営業区域を拡大してきており、平成11年4月には全国で経済ブロック単位への拡大措置を完了したところである。</p> <p>一方で、「経済構造改革の変革と創造のための行動計画」(平成12年12月1日閣議決定)の趣旨を踏まえ、トラック積載効率の現状に鑑み、安全輸送の観点にも配慮しつつ、現在の営業区域制度の在り方を検討し、電子情報化を進めることとしている。</p>				
担当局課室名	自動車交通局貨物課(連絡先)03-5253-8575			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	個人	
項目	トラック事業の最低車両台数規制について			
意見・要望等の内容	軽自動車を除くと車両5台～7台という規制があるが、もう少し自由に参入できるようにすべきである。			
関係法令	貨物自動車運送事業法第6条	共管	なし	
制度の概要	一般貨物自動車運送事業を行うためには、国土交通大臣の許可を受ける必要があり、許可の基準については、各地方運輸局が公示しているが、その中で、最低車両台数の規定がある。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5．(1) 最低車両台数規制については、平成12年度までに全国一律5台となるよう段階的に引き下げていく。			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
<p>（説明）貨物自動車運送事業における最低車両台数は、まとまった車両規模を確保することによって、適切な運行管理を行いうる体制を整えることを担保するものであり、これを撤廃してさらにトラック事業の零細化を進めることは、輸送の安全の確保の観点から適当ではない。</p> <p>なお、規制緩和推進3か年計画に基づき、最低車両台数を全国一律5台とするよう、平成12年度中に措置を講ずる予定である。</p>				
担当局課室名	自動車交通局貨物課（連絡先）03-5253-8575			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	トラック事業の運賃・料金規制の緩和			
意見・要望等の内容	条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討すべきである。			
関係法令	貨物自動車運送事業法第11条	共管	なし	
制度の概要	貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届出なければならない。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5.(1) b 原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討し、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる。			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
<p>(説明) 貨物自動車運送事業における運賃・料金規制については、不当な運賃料金の設定があった場合について、国土交通大臣があらかじめ確認し、変更命令により事前に是正することが可能な制度としておく必要があることから、事前届出としてきたところであるが、今後の運賃料金規制のあり方について、現在検討中である。</p>				
担当局課室名	自動車交通局貨物課 (連絡先) 03-5253-8575			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会		
項目	トラック事業の運賃・料金規制の見直しに対する慎重な検討				
意見・要望等の内容	運賃・料金の見直しについて、貨物の輸送量がここ数年平均して一定の範囲内で推移し、トラック事業で保有車両10台以下の零細事業者の参入が年々増加して競争が激化している状況下では、見直しによって労働条件の悪化と安全性の確保の困難性が懸念されることから、最大限慎重な検討を行う。				
関係法令	貨物自動車運送事業法第11条	共管	なし		
制度の概要	貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届出なければならない。				
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)5(1) b 原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討し、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる。				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
(説明) 貨物自動車運送事業における運賃・料金規制については、不当な運賃料金の設定があった場合について、国土交通大臣があらかじめ確認し、変更命令により事前に是正することが可能な制度としておく必要があることから、事前届出としてきたところである。現在、規制緩和推進3ヶ年計画に基づき、事後届出制等より自由な運賃・料金とする方向で検討すべきこととされており、ご要望の意見についても十分に配慮しつつ検討を行うべきものと考えます。					
担当局課室名	自動車交通局貨物課 (連絡先) 03-5253-8575				

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会		
項目	分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の輸送規制の緩和				
意見・要望等の内容	道路運送車両の保安基準に基づく基準緩和車両が定められた経路を運行する場合、回送時においても積載物については分割不可能な単体物品のみに限定されている。しかしながら、輸送の合理化・効率化を図るためには積載条件の緩和が必要であり、規制緩和推進3か年計画において、安全性の確保を考慮しつつ検討し今年度中に一定の結論が出されることとなっているが、早期緩和を図りたい。				
関係法令	道路運送車両の保安基準第55条	共管	なし		
制度の概要	保安基準では、車両総重量の上限を規定しており、一般の貨物自動車は、その車両総重量の範囲で運行することとなっているが、一般の貨物自動車では運べない分割不可能な重量物品が存在するため、例外的な基準を緩和する制度がある。分割可能貨物を運搬するトレーラについては、保安基準で規定している車両総重量の範囲で輸送の対応ができるため、基準緩和の認定が認められていない。				
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)5(1) 分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の回送時における関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となるため、平成10年9月の基準緩和の認定に係る審査の強化等の効果を見極めつつ、安全性の確保について引き続き検討し、一定の結論を得る。				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
(説明) 分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の回送時における関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となるため、現在、最近の基準緩和車両の行政処分状況の推移及び交通事故実態の状況を確認中であり、これを基に平成10年9月の基準緩和の認定に係る審査の強化等の効果の見極め及び安全性の確保について検討し、今年度中に一定の結論を得ることとしている。					
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8591				

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会 (社)経済団体連合会	
項目	営業用ダンプカーの表示番号の指定及び表示番号の表示義務の廃止			
意見・要望等の内容	営業用貨物自動車には、使用者の名称等の表示が義務付けられていることから、二重規制となる営業用ダンプカーへの「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」義務については廃止されたい。			
関係法令	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第2項、第4条、道路運送法第95条、施行規則第65条	共管	なし	
制度の概要	土砂等の運搬の用に供するため、事業用の大型自動車を使用しようとする者は、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。また、指定を受けた表示番号等を当該自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明) 運賃負担力の少ないもの等を運搬するダンプカーは、速度制限違反、積載制限違反及び過労運転を生じやすく、一旦事故を起こした場合は重大事故となる可能性が高い。</p> <p>従って、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」においては、道路運送法により義務付けられている使用者等の表示に比べて、より見やすい表示番号を表示することにより、運転者・使用者の無謀な運転に対する自戒自粛を促すこととしている。</p> <p>このため、表示番号の廃止は困難である。</p>				
担当局課室名	自動車交通局貨物課 (連絡先) 03-5253-8575			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業	意見・要望提出者	日本化学工業会	
項目	危険物輸送時の2名乗車規制の緩和			
意見・要望等の内容	一定距離を超える危険物輸送時、2名の乗務員確保規制を廃止されたい。			
関係法令	貨物自動車運送事業法第17条 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	共管	なし	
制度の概要	貨物自動車運送事業及び貨物自動車運送事業輸送安全規則において、運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全運転を継続できない恐れがあるときに、交替するための運転者を置かなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 本規定では、危険物輸送時の2名乗務員確保について規定していない。				
担当局課室名	自動車交通局総務課安全対策室 (連絡先) 03-5253-8566			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業 5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	運行管理者研修制度の見直し			
意見・要望等の内容	運行管理者に対する研修の緩和については、安全対策が十分なされており、自ら運行管理者教育を十分に行う能力のある事業者に対して、講習内容、時間、頻度等の緩和措置を図ることも検討することとしているが、早期に緩和を図ること。			
関係法令	道路運送法第28条、旅客自動車運送事業運輸規則第32条、貨物自動車運送事業法第17条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条	共管	なし	
制度の概要	一般旅客、貨物自動車運送事業者等は、地方運輸局陸運支局長から運行管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、運行管理者に当該研修を受講させなければならないこととなっており、毎年その通知を行っているところである。			
計画等における記載	規制緩和推進3カ年計画(再改定)5(1)、5(2)、15(2) 現在1年に1回受講することとなっている自動車運送事業の運行管理者に対する研修について、平成11年6月の運輸技術審議会を踏まえ、安全の確保を図りつつ緩和する方向で検討する。			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:平成13年3月)	検討中	措置困難	その他
(説明) 運行管理者の研修の緩和については、事故・違反を惹起していない営業所の運行管理者については、講習頻度を2年に一度の受講に緩和する予定である。				
担当局課室名	自動車交通局総務課安全対策室(連絡先)03-5253-8566			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 (社)全日本トラック協会
項目	普通自動車の車両総重量規制の緩和		
意見・要望等の内容	現行の車両総重量規制(普通自動車:8t未満)を10t未満にまで緩和するとともに、運転免許制度、高速道路の通行料金、ナンバープレートの大きさ、保安基準などの関連する規制も併せて緩和すべきである。		
関係法令等	道路運送車両の保安基準、道路整備特別措置法第2条の4等	共管	警察庁
制度の概要	<p>保安基準では、交通事故の発生状況等に基づき、必要に応じ車両総重量を規制対象区分の指標として用いている。大型トラックの事故防止を目的とした一部の規定においては、車両総重量8tが規制対象の区分とされている。</p> <p>高速道路料金車種区分は、道路運送車両法等の区分により規定しており、普通貨物自動車については、道路交通法及び保安基準により車両総重量8tで区分している。</p>		
計画等における記載	該当なし		
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期:未定)		
<p>(説明)</p> <p>一般的に、事故車両の総重量が大きくなるに従って事故の被害が大きくなることから、総重量8tを規制区分とした現行の保安基準の一部規定において、規制区分を単純に車両総重量10t未満まで緩和することは不可能である。</p> <p>しかしながら、当該規定に係る事故の発生状況を詳細に分析し、その結果を踏まえ、合理的な規制のあり方について検討することとしている。</p> <p>また、現行の高速自動車国道等の料金に係る車種区分については、道路運送車両法等を参考に設定しているところであるが、今後、これらの法令改正の動向や負担の公平の観点も踏まえて検討する。</p>			
担当課名	自動車交通局技術安全部技術企画課(連絡先:03-5253-8591)、 道路局高速国道課・有料道路課		

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、(社)全日本トラック協会、石油化学工業協会 (社)日本自動車工業会、(社)日本化学工業協会	
項目	車 高			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現に車高4.1mの車両が通行できる道路については、最高限度を4.1mに緩和すべき。 ・車載輸送トレーラの走行について、車高を4.1mまで緩和すべき。 ・国際海上コンテナ積載車両の車高の許可限度を4.2mに緩和すべき。 			
関係法令	道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条	共管	警察庁	
制度の概要	<p>車高の最高限度 3.8m 最高限度を超える車両を通行させる場合は、道路管理者の特殊車両通行許可が必要。 9フィート6インチの国際海上コンテナを積載した車両(車高4.1m)は、指定経路において許可により通行可能。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>1 国際海上コンテナで高さ9フィート6インチのものを積載する車両については、同コンテナが国際複合一貫輸送に供されるものであり、かつ車高を低くしても3.8mを超えて4.1mにならざるを得ない特殊性があることから、昭和60年度より車高4.1mで許可を受けてあらかじめ指定された経路を通行することができる。</p> <p>2 車高4.1mの車両が現に通行し得る道路は、構造において少なくとも路肩端で高さ4.1mの道路空間が必要となる。多様な経路ニーズを有する全ての車両について自由な通行が許容されるためには、實際上そのような構造を備えた道路の全国的なネットワークが必要であるところ、現状において、上記の構造が確保されていない箇所が主要地方道以上で見るとトンネルで約3分の1にのぼり、そのようなネットワークは形成されていない。したがって、車高4.1mの車両の通行については、特殊車両通行許可による必要がある。</p> <p>3 車載輸送トレーラについては、分割可能な貨物であり、上記1で述べたような特殊性がないため、許可することはできない。</p> <p>4 海上コンテナを積載して車高が現実に4.2mとなる車両については、車高を低くしても4.2mにならざるを得ないという特殊性はないので、許可することはできない。</p>				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-1617)・企画課			

分野	5 運輸関係 (1) トラック事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、(社)全日本トラック協会、石油化学工業協会 (社)日本化学工業協会	
項目	分割可能貨物積載車両の総重量			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連結車両総重量規制について現行の36トンから44トン程度まで緩和すべき。 ・セミトレーラの車両総重量規制について現行の28トンから36トンまで緩和すべき。 ・鋼材輸送についても、車両総重量規制を現行の36トンから44トン程度に、セミトレーラの車両総重量を現行の28トンから36トンにまで緩和すべき。 			
関係法令	道路法第47条、第47条の2 道路運送車両の保安基準第4条、第55条	共管	なし	
制度の概要	<p>(道路法) 一般的なセミトレーラ連結車(最遠軸距12m程度)の特殊車両通行許可限度総重量は約34トン程度であり、また、国際海上コンテナ積載車両については、フル積載した状態での総重量を許可限度としている。</p> <p>(保安基準) セミトレーラの車両総重量については、最遠軸距に応じ、最大28tとなっている。</p>			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>1 国際海上コンテナは、輸出入時と同じ状態で輸送され、国内で貨物の積み替えを行わないという国際複合一貫輸送に特殊性があることから、保安基準では規定を緩和できる車両の対象とし、また、道路構造の保全のため必要な連行禁止条件等を付したうえで、高速自動車国道及び指定道路等においてフル積載した状態で特例的に特殊車両通行許可の対象としている。</p> <p>2 これに対して、国際海上コンテナ以外の貨物の輸送(鋼材輸送も含む。)は積載物の軽減等が可能であるため、同貨物の積載車両については、国際海上コンテナ積載車両と同様の特殊性は認められず、フル積載した状態での国際海上コンテナ積載車両と同程度までに引き上げることはできない。</p> <p>3 なお、国際海上コンテナ以外の貨物の積載車両については、平成10年6月に高速自動車国道及び指定道路等における特殊車両通行許可限度重量を引き上げており。これにより、最遠軸距12m程度の一般的なセミトレーラ連結車で約25%の積載量の増加が可能となるよう措置している。</p>				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-1617)・企画課 自動車交通局技術安全部技術企画課			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	駆動軸の軸重			
意見・要望等の内容	規制緩和推進3か年計画において、エアサスのみは12年度以降早期に技術的結論を得て検討することとなっているが、その他についても軸重の10トン規制を物流の効率化の促進及び物流コストの低減に資する観点から、欧州並みの11.5トンへ引き上げられたい。			
関係法令	道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条 道路運送車両の保安基準第4条の2等	共管	なし	
制度の概要	(車両制限令) 軸重の最高限度は10t (保安基準) 自動車の軸重は、10トンを超えてはならない。			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 1 軸重に係る基準については、道路、橋梁等の道路構造物の耐久限度等を考慮して規定されており、国土交通省の所管法令において最高限度を10トンと定めているところである。 2 軸重の増加は、床版や舗装に与える影響が非常に大きく(例えば、軸重が10tから11.5tに増加することで、床版に与える影響は約5倍、舗装に与える影響は約2倍になること知られている。)、軸重の最高限度を引き上げることは、床版の補強、舗装の作り替えが必要となるため、その実施は困難である。				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-1617)・企画課 自動車交通局技術安全部技術企画課			

分野	5 運輸関係 (1) トラック事業等	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	三軸車の総重量			
意見・要望等の内容	建設事業にとって必要不可欠な建設資材等の運搬を行っているダンプカー、コンクリートミキサー車等については、輸送の効率化等に資するため、車長及び軸距にかかわらず三軸車については、車両総重量の最高限度を25トンまで緩和を図られたい。			
関係法令	道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条 道路運送車両の保安基準第4条	共管	なし	
制度の概要	(車両制限令) 総重量の最高限度 高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路 車長及び最遠軸距に応じて最大25トン その他の道路 一律20トン (保安基準) 車両総重量は、車両の長さ、最遠軸距に応じて最大25トン以下でなければならない。			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 1 橋梁等においては、その構造の保全のため、単位面積当たりの荷重を一定以上に抑えなければならず、したがって、通行車両に対しては車長・軸距に応じた総重量制限が必要となる。 2 車長・軸距にかかわらず一律に三軸車の車両総重量をすべて緩和することは、単位面積当たりの荷重を制限することができなくなり、道路構造の保全上重大な支障となるため、その実施は困難である。 3 なお、三軸車であっても車長・軸距の長い一定の車両であれば、車両の形状にかかわらず登録が可能であり、既に高速自動車国道及び指定道路において総重量25トンまでの自由走行が可能となるよう措置している。				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-1617)・企画課 自動車交通局技術安全部技術企画課			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会、石油化学工業協会	
項目	セミトレーラ等特殊車両の通行可能道路の拡大			
意見・要望等の内容	・ I S O規格国際海上コンテナフル積載トレーラについて、通行可能な指定道路の延長			
関係法令	道路法第47条、第47条の2	共管	なし	
制度の概要	平成5年度に道路構造令及び車両制限令を改正し、高速自動車国道又は指定道路において、総重量20t超の車両(車長及び軸距に応じ最大25t)が自由走行できる仕組みを創設。 平成10年度より、I S O規格国際海上コンテナ積載車両については、高速自動車国道及び指定道路において特殊車両通行許可によりフル積載通行が可能			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: 12年4月)	検討中	措置困難	その他
(説明) 1. 高速自動車国道や一般国道を中心として、平成5年度から橋梁の補強等を実施し、車両の大型化に対応した道路整備を進めてきている(平成12年4月現在高速道路及び指定道路延長約39,000km)。 2. 今後の車両の大型化対応については、新道路整備五箇年計画末(H15.3)までに橋梁補強等により、一般国道等を中心に累計約6万kmを目標に、道路整備を推進している。 これにより、指定道路ネットワークが拡大され、特殊車両通行許可によってI S O規格国際海上コンテナ用セミトレーラのフル積載車両の通行が可能となる範囲が拡大されることとなる。				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先: 03-5253-1617)・国道課			

分野	5 運輸関係 (1)トラック事業等	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	特殊車両通行許可申請の緩和			
意見・要望等の内容	・通行許可期間を現行の1年から3年に延長			
関係法令	道路法第47条、第47条の2	共管	なし	
制度の概要	特殊車両の許可期間 一般には1年以内(一部のものについては半年以内)			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>1. 道路の状況は、疲労損傷等による劣化や路上工事の施工等のため常に変化するものであるため、道路構造の保全又は交通の危険防止の観点から、1年ごとに最新の道路状況に照らして審査する必要がある。</p> <p>2. また、申請書の添付書類として、道路運送車両法に規定する有効期間内の車両検査証の写の提出を求めているが、これは、公的に認められている当該車両の諸元を確認するために必要なものである。 許可が必要となる大型の貨物自動車の車検証は有効期間1年と規定されているが、仮に許可期間を現行の1年間から3年間に延長した場合、道路管理者にとって車両諸元に係る公的な確認が得られない期間(申請時に提出された車検証の有効期間満了後の期間)が2年以上と長期にわたることとなり、許可車両の管理上支障となる。</p> <p>2. 以上のとおり、許可期間の延長は困難である。</p> <p>4. なお、従来から更新申請にあたっては、前回許可時から変更のない添付書類について添付を省略できることとしており、申請者の負担軽減を図っている。</p>				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先: 03-5253-1617)			

分野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	乗合タクシーの許可基準の緩和			
意見・要望等の内容	<p>【要望内容】乗合タクシーの許可基準を緩和すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>地方における多くのバス会社は経営困難となっており、赤字のバス路線の廃止が進んでいる。こうした公共交通機関不在の地域が増加する中、地域住民にとって利便性の高い代替手段が求められている。乗客にとっては、自由な時間帯に既存の貸切タクシーよりも安価に利用可能な交通手段となるという便益が生じる。</p> <p>一方、需要の多い地域や時間帯については、乗客は相対的に安価なバスを選ぶ市場原理が働くことから、バスと乗合タクシーの共存は可能と考えられる。</p> <p>公共交通の選択肢が増えることによって、公共交通全体の需要を増加させ、既存事業の活性化を促すことが期待できる。</p>			
関係法令	道路運送法第42条の2第11項	共管	なし	
制度の概要	<p>乗合タクシーは、深夜の輸送力を担う輸送サービスや乗合バス事業による運行が困難な路線を維持することを目的に、一定の路線を定めて多数の旅客を運ぶ、乗合バスとタクシーの中間的な役割を果たすものである。</p> <p>タクシー事業者が乗合旅客の運送をするためには、乗合バス事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けることが必要になる。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>道路運送法では、提供するサービスの内容により事業を区分し、それぞれの事業特性に即した規制を行うことにより、公正な競争及び公衆の利便を確保することとしており、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する事業を経営しようとする場合は、一般乗合旅客自動車運送事業の免許が必要となる。</p> <p>事業区分の例外である乗合タクシーは、乗合バスによる乗合旅客の運送が困難な場合における補足的な交通機関として位置付けられるものであるが、国土交通省としては、これまでも個別事案に即して弾力的に処理を行うよう通達し、乗合タクシーの積極的推進を図っているところであり、事業者の創意工夫によるサービスの多様化が進んでいるものと認識しており、これ以上の措置は困難である。</p>				
担当局課室名	自動車交通局旅客課 (連絡先) 03-5253-8569			

分野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	タクシー事業の緊急調整措置の在り方			
意見・要望等の内容	緊急調整措置について、発動の検討に使用する指標や手続上の考え方を事前に公表すること、運輸審議会への諮問等を通じ行政の恣意的な裁量を排すること、発動した場合、その理由や根拠データについて説明責任を果たすこと等により、判断の透明性を確保し、需給調整規制の廃止が形骸化しないようにすべきである。			
関係法令	改正道路運送法第8条	共管	なし	
制度の概要	平成14年2月1日に施行される改正道路運送法において、国土交通大臣は、特定の地域において一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、一定の要件に該当すると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができることとし、緊急調整地域の指定をした場合には、当該地域において一般乗用旅客自動車運送事業の許可をしないこと等としている。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(2) タクシー事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、遅くとも平成13年度までに需給調整規制を廃止することとし、可能な限りその前倒しを図る。			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施（予定）時期：平成14年2月1日まで)				
(説明) 規制改革委員会の見解を踏まえ、改正道路運送法の施行（平成14年2月1日）までに、発動に当たって考慮すべき指標、発動に至る手続についての考え方等を公表することとしている。				
担当局課室名	自動車交通局旅客課（連絡先）03-5253-8569			

分野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	タクシー事業者		
項目	タクシー事業の緊急調整措置の導入について				
意見・要望等の内容	道路運送法等改正法関係政省令改正案に示された「緊急調整措置」には全面的に反対する。				
関係法令	改正道路運送法第8条	共管	なし		
制度の概要	平成14年2月1日に施行される改正道路運送法において、国土交通大臣は、特定の地域において一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、一定の要件に該当すると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができることとし、緊急調整地域の指定をした場合には、当該地域において一般乗用旅客自動車運送事業の許可をしないこと等としている。				
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(2) タクシー事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、遅くとも平成13年度までに需給調整規制を廃止することとし、可能な限りその前倒しを図る。				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他	
(説明) 緊急調整措置については、規制緩和推進3か年計画（再改定）に基づき、運輸政策審議会の答申を踏まえ、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号、平成14年2月1日施行）において既に導入することとしたものであり、関係政省令改正案に対する当該要望は事実誤認である。					
担当局課室名	自動車交通局旅客課（連絡先）03-5253-8569				

分野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	タクシー事業の運賃・料金規制の在り方			
意見・要望等の内容	運賃・料金規制について、認可制度の運用に当たっては、いやしくも上限価格制の意義を失わせるような基準を設定することがあってはならない。			
関係法令	改正道路運送法第9条の3	共管	なし	
制度の概要	平成14年2月1日に施行される改正道路運送法において、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃又は料金の設定又は変更についての認可の基準は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの等であることとしている。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(2) 需給調整規制の廃止の検討と並行して、速やかに上限価格制を検討の上、運輸政策審議会の答申に基づき遅くとも平成13年度までに措置することとし、可能な限りその前倒しを図る。			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施（予定）時期：平成14年2月1日まで)				
(説明) 規制改革委員会の見解を踏まえ、改正道路運送法の施行（平成14年2月1日）までに、認可基準を公表することとしている。				
担当局課室名	自動車交通局旅客課（連絡先）03-5253-8569			

分野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	個人	
項目	乗合バス事業の早期自由化			
意見・要望等の内容	バス事業の早期自由化を切に希望する。			
関係法令	改正道路運送法第4条及び第6条	共管	なし	
制度の概要	平成14年2月1日に施行される改正道路運送法において、一般乗合旅客自動車運送事業に係る参入規制を免許制から許可制に改め、許可の申請が輸送の安全上及び事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば事業の許可をすることとし、当該事業の開始によって供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであるか否か等についての審査を廃止することとしている。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(2) 乗合バス事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、生活路線の維持方策の確立を前提に、遅くとも13年度までに需給調整規制を廃止する。			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成14年2月1日)	検討中	措置困難	その他
(説明) 乗合バス事業の需給調整規制の廃止については、規制緩和推進3か年計画（再改定）に基づき、平成14年2月1日に改正道路運送法を施行することとしている。				
担当局課室名	自動車交通局旅客課（連絡先）03-5253-8569			

分野	5 運輸関係 (3)自動車の登録・検査	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会 (社)経済団体連合会 石油化学工業協会、個人	
項目	自動車検査証の有効期間の延長			
意見・要望等の内容	(1)車両総重量8トン未満のトラック等の初回の自動車検査証の有効期間が2年に延長されたが、トレーラについても、可能な限り延長すべき。 (2)幼稚園用バスの自動車検査証の有効期間を延長すべき。			
関係法令	道路運送車両法第61条	共管	なし	
制度の概要	<p>自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けていなければ運行の用に供してはならず、車種毎に定められた自動車検査証の有効期間の満了後も引き続き自動車を使用しようとするときは、国土交通大臣の行う自動車検査（継続検査）を受けなければならない。</p> <p>自動車検査証の有効期間は、トラック、バス、タクシー、レンタカー及び幼児専用車は1年、自家用乗用車は初回3年、2回目以降2年となっている。なお、車両総重量8トン未満のトラック及び乗用車のレンタカーについては、初回のみ2年となっている。</p>			
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画（再改定）5(3)</p> <p>トラック等の自動車検査証の有効期間の見直しについては、運輸技術審議会答申「安全と環境に配慮した今後の自動車交通政策のあり方について（第一次答申）」（平成10年12月10日）を踏まえ、車両総重量8トン未満のトラック及び乗用車のレンタカーについて初回のみ現行の1年から2年に延長する。</p>			
状況	措置済・措置予定 (実施（予定）時期：平成12年5月1日)	検討中	措置困難	その他
<p>(1)について</p> <p>(2)について</p>				
<p>(説明)</p> <p>(1)「道路運送車両法の一部を改正する法律」（平成11年法律第66号、平成11年6月4日公布）により、車両総重量8トン未満のトラック（トレーラを含む）及び乗用車のレンタカーの自動車検査証の有効期間について、初回のみ1年から2年に延長した。（平成12年5月1日施行）</p> <p>(2)専ら幼児の輸送を目的とする自家用自動車（幼児専用車）については、事業用のバス、タクシーと同様、極めて高い安全性が必要であり、措置困難である。</p>				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課（連絡先）03-5253-8589			

分野	5 運輸関係 (3) 自動車の登録・検査	意見・要望提出者	
項目	自動車の登録に関する申請書の電子化等		
意見・要望等の内容	登録手続の簡素化、負担軽減のため、自動車の登録に関する申請書の電子化等を行う。		
関係法令	道路運送車両法 他	共管	なし（関連：警察庁、総務省、法務省、財務省）
制度の概要	自動車の登録に係る申請は定められた様式のOCR（光学的文字読取装置）シートによることとされているとともに、印鑑証明等一定の書類の添付等が必要である。		
計画等における記載	規制緩和3か年計画（再改定）5（3） 自動車の登録に関する申請書の電子化 自動車の登録に関する申請書の電子化を行うなど、登録手続の簡素化、負担軽減のための方策について検討を進め、その検討結果を踏まえ所要の措置を講ずる。		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>自動車の登録に係る申請については、自動車の保有に係る他の手続（車庫証明、納税等）と併せワンストップサービス化を図るべく、「自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」において検討中であり、この一環として申請書の電子化を行うなど登録手続の簡素化、申請者負担軽減のための方策について検討を行っている。</p>			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課（連絡先）03-5253-8588		

分野	5 運輸関係 (3) 自動車の登録・検査	意見・要望提出者	
項目	自動車の登録手続の印鑑証明書の添付の簡素化		
意見・要望等の内容	登録手続時の印鑑証明書の添付について、事前届出制による添付の省略の承認期間の延長等、所要の措置を講じる。		
関係法令	自動車登録令第16条	共管	なし
制度の概要	自動車登録申請における本人意思の確認の手段として印鑑証明書の添付を義務付けている。		
計画等における記載	規制緩和3か年計画(再改定)5(3) 登録手続の印鑑証明書の添付の簡素化 印鑑証明書の添付の簡素化について検討を行う。		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期:平成13年1月 日)			
(説明) 登録申請時の印鑑証明書等の添付簡素化については、これまで「自動車の登録事務の取扱いについて」(平成4年4月7日付け自管第29号、以下「平成4年通達」という。)により、自動車販売業者等自動車の登録申請を頻繁に行う者については、登録申請に係る印鑑を簡易な方法で確認することを認めるとともに、その措置を認める期間を最長1年間(延長可能)と定めていたが、今般、登録手続の簡素合理化を図るため、「自動車の登録事務の取扱いの簡素合理化について」(平成13年1月23日付け国自管第2号)により、上述した簡易な確認方法を認める期間を最長1年間と定めた平成4年通達の2.を廃止することとした。			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課(連絡先)03-5253-8588		

分野	5 運輸関係 (3)自動車の登録・検査	意見・要望提出者	RV輸入協会
項目	けん引自動車及び被けん引自動車に係る車検制度の見直し		
意見・要望等の内容	キャンピングトレーラーのレンタルでの利用に向け、キャンピングトレーラーを予め登録した自動車以外のものでもけん引を可能とするために、個々の自動車に、その自動車がけん引可能な車両の重量の上限を自動車製作者が表示するという欧米型の方式を導入することの可否を含めて、キャンピングトレーラーの登録時の手続きの簡素化について、直ちに検討を開始し、遅くとも12年中には結論を得る。		
関係法令	道路運送車両法施行規則第35条の3	共管	なし
制度の概要	被けん引自動車の自動車検査証備考欄には保安基準への適合性を把握できたけん引自動車の車名及び型式が記載される。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(3) キャンピングトレーラーのレンタルでの利用に向け、キャンピングトレーラーを予め登録した自動車以外のものでもけん引を可能とするために、個々の自動車に、その自動車がけん引可能な車両の重量の上限を自動車製作者が表示するという欧米型の方式を導入することの可否を含めて、キャンピングトレーラーの登録時の手続きの簡素化について、直ちに検討を開始し、遅くとも12年中には結論を得る。		
状況	措置済・措置予定 (実施予定時期：)	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>関係者を交え検討を行った結果、以下の方向性が示されたところであり、今後、関係団体からのデータ提供方法、けん引にかかる関係者間の役割分担の明確化、連結装置の技術的要件、実施時期等について具体的な検討を開始する予定。</p> <p>トレーラーの自動車検査証にけん引可能な車名・型式を記載する現行制度を維持しつつ、簡素化された代替的な制度として次の方式でもトレーラーをけん引することができるようにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結装置を取り付けた乗用車等について、関係団体から提供されたデータをもとにユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、原動機、ブレーキ、連結装置の性能等から求められる最大けん引重量（概ね2トンを超えない範囲）を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲でトレーラーをけん引することができるようにする。なお、その値を超えない範囲のトレーラーをけん引する場合は、トレーラーの自動車検査証へのけん引車の車名・型式の記載は不要とする。 <p>安全なけん引を確保するため、連結方法、連結することによる性能変化等の必要な情報を、ガイドブック等により関係団体がユーザーに広く提供すべきである。</p>			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課（連絡先）03-5253-8591		

分野	5 運輸関係 (3) 自動車の登録・検査	意見・要望提出者	(社)リース事業協会		
項目	企業合併に伴う名義変更事務手続きの特例措置				
意見・要望等の内容	合併の際の名義変更については不要とするか、車検証と合併謄本のみで(委任状・印鑑証明書なしで)処理を可能とすること。				
関係法令	道路運送車両法第13条 自動車登録令第16条	共管	なし		
制度の概要	新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は15日以内に移転登録の申請をしなければならないとなっており、申請の際には印鑑証明書の添付が義務づけられている。 また、代理人により申請を行う場合には代理権限を証する書面(委任状)が必要となる。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>自動車の登録は、「所有権の公証」、「自動車の保有実態の把握」という目的を有していることから、所有者の変更等登録事項に変更があれば申請は必要である。</p> <p>また、登録は本人の意思が重要な要素をなすものであることから、印鑑証明書により所有者本人の意思により当該申請がされたものであることを確認することとしており、特例を設けることはできない。ただし、一括して申請があった場合には、一通の印鑑証明書等を添付することにより処理している。</p> <p>なお、移転登録申請と同時に必要となる自動車検査証の記載事項の変更手続については、所有者が申請を行う場合には、自動車検査証を管理している使用者からの委任状の添付を求めているが、これに代わる簡便な方法により取扱うことが可能かどうか検討することとしたい。</p>					
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課(連絡先)03-5253-8588				

分野	5 運輸関係 (4) 鉄道事業	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	鉄道運送事業の運賃規制の緩和			
意見・要望等の内容	JR貨物の運賃料金は認可料金が実施されているため、運賃料金の設定の自由度が低く、モーダルシフトの進展の妨げとなっている。従って、自動車輸送との競争の観点からも届出制料金に移行すべきである。			
関係法令	鉄道事業法第16条	共管	なし	
制度の概要	鉄道事業法第16条第1項の規定により、鉄道運送事業者は、旅客又は貨物の運送及び国土交通省令で定める料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととしており、また同条第3項において、第1項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととしている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)平成12年3月の改正鉄道事業法(H11.5 法49号)により、運賃料金の設定について事業者は、利用者利益の保護の観点からあらかじめ上限運賃等の認可を受け、当該上限の範囲内であれば事前届出の手続きのみで自由に運賃等を設定・変更できることとした。</p> <p>したがって、現行制度は当該意見・要望で指摘しているような、事業者の運賃料金設定の自由度を低下させ、モーダルシフトの進展を困難とするものではない。</p>				
担当局課室名	鉄道局業務課貨物鉄道室 (連絡先) 03-5253-8544			

分野	5 運輸関係 (5) 海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)日本船主協会		
項目	港湾運送事業の更なる規制緩和				
意見・要望等の内容	改正港湾運送事業法で対象とされた主要9港以外の規制緩和についても、特定港湾の指定拡大を含め、継続的な検討が必要。				
関係法令	港湾運送事業法施行令第4条等	共管	なし		
制度の概要	<p>平成12年11月1日から施行された改正港湾運送事業法において、コンテナ貨物の積卸しの用に供する港湾のうち国民経済上特に重要なものを特定港湾として指定し、特定港湾においては需給調整規制を廃止して免許制を許可制に、運賃・料金の認可制を事前届出制に改めること等を内容とする港湾運送事業の規制緩和を実施した。</p> <p>現在、特定港湾に指定されているのは、京浜港（東京港、横浜港、川崎港）、千葉港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港（下関港、北九州港）及び博多港の9港である。</p>				
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画（再改定）5（5）</p> <p>現行の事業免許制（需給調整規制）を廃止し許可制に、料金認可制を廃止し届出制にすべきであること、同時に港湾運送の安定化等を図るための各施策の実施及び検討が必要であること等を内容とする平成9年12月の行政改革委員会最終意見の内容にしたがって、必要な措置を講ずる。</p> <p>このうち主要9港については、先行して12年中に規制緩和を実施すべきであることや港湾運送の安定化策を講ずるべきこと等を内容とする11年6月の運輸政策審議会答申に基づき必要な措置を講ずる。</p>				
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	（実施（予定）時期： ）				
<p>（説明）</p> <p>主要9港において先行して規制緩和を実施する改正港湾運送事業法が施行されたばかりであり、残りの港の扱いについては、これら9港における規制緩和後の港の秩序等の状況を見ながら、検討する。</p>					
担当局課室名	海事局港運課（連絡先）03-5253-8629				

分野	5 運輸関係 (5) 海上運送事業等	意見・要望提出者	EU	
項目	事前協議制度の改善			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・透明、公平かつ迅速な事前協議手続の確立 ・事前協議制度の改善に関する同意書（3者及び4者合意）の完全実施 ・事前協議制度の別方式の運営に関して、その適切な機能、透明性、公平性及び迅速性の確保 			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>事前協議制度は、船社を含む民間関係者間の合意により実施されているコンテナ船の配船変更等に伴う雇用調整システムである。</p> <p>平成9年10月、制度の簡素化、手続の透明化、紛争処理手続の創設等現行事前協議制度の改善について関係者間で合意がなされた（運輸省、日本港運協会、日本船主協会港湾協議会及び外国船舶協会間の4者合意）。</p> <p>また同月、現行事前協議制度に替わる別方式について、運輸省は労使問題不介入の原則の下、別方式の設定及び実施に必要な支援を行うことで、関係者間で合意がなされた（運輸省、日本船主協会港湾協議会及び外国船舶協会間の3者合意）。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>これまでに、現行方式及び別方式において透明、公平かつ迅速な事前協議手続が確立されている。</p> <p>平成9年10月の4者合意のうち、労使協定の改訂が必要でない部分（手続の透明化、紛争処理手続の創設等）について既に実施されるなど、現行事前協議制度について改善が図られている。なお、労使協定の改訂が必要な部分についても、日本港運協会と労働組合との間で交渉が行われているところである。</p> <p>また、別方式については、設定を希望する船社がこれまでに存在していない。</p>				
担当局課室名	海事局港運課（連絡先）03-5253-8629			

分野	5 運輸関係 (5) 海上運送事業等	意見・要望提出者	
項目	港湾の24時間フルオープン化		
意見・要望等の内容	港湾荷役の24時間体制の推進を図る。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	<p>港湾荷役の作業時間は、労使協定もあり日曜日は実施されないことになっていたが、コンテナについては、定時性の確保等時代の要請に応えるべく、労使間で例外的に協定が締結され、日曜日も昼間の荷役が実施可能となっている。</p> <p>その結果、現在では、年末年始5日と海の日を除く年間359日間において、平日の明け方4時間と日曜の夜間を除く時間帯は荷役が実施可能となっている。実際には柔軟な運用がなされており、例えば明け方4時以降でも必要に応じ延長作業が行われているのが実態である。</p>		
計画等における記載	【経済構造の変革と創造のための行動計画の記 1(2) 3)ニ)】 港湾荷役の効率化・サービス向上については、港湾分野における電子情報化等を進めつつ、24時間体制の推進を図る。		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>荷役作業時間の24時間化は規制緩和の問題ではないが、今後、我が国主要港の国際競争力維持、強化の観点から、世界標準となっている作業時間の24時間化やその他の制約要因の解消について、港運事業者はもとより、船社、荷主、港湾管理者、C I Q官庁等関係行政機関等の関係者による取組みが必要不可欠と考えられる。</p> <p>このため、国土交通省としては、平成13年度において、港湾荷役の24時間体制の推進等港湾荷役の更なる効率化・サービスの向上を目指し、関係者による委員会を設立し調査を実施する予定である。</p>			
担当局課室名	海事局港運課 (連絡先) 03-5253-8629		

分野	5 運輸関係 (5) 海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	港湾の24時間フルオープン実現に際して荷役料金の割増を行わないこと			
意見・要望等の内容	ハブ港の24時間フルオープンを荷役料金の割増なしで実現願いたい。			
関係法令	港湾運送事業法第22条の2第3項	共管	なし	
制度の概要	コンテナ荷役料金は個別の船社等と港湾運送事業者間の合意に基づき設定されている。昨年11月の改正港湾運送事業法の施行により、我が国主要コンテナ港9港(京浜港(東京港、横浜港、川崎港)、千葉港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港(下関港、北九州港)及び博多港)におけるコンテナ荷役料金が届出制となったことに伴い、フラット料金等柔軟な料金設定が容易となった。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明) コンテナの荷役料金は個別の船社等と港湾運送事業者間の合意に基づき設定されるものであり、本件は港湾運送の安定性を損なう恐れのある不適切な運賃・料金が設定されない限り、民間事業者間の問題である。なお、海外の主要港においても夜間荷役等については割増料金が設定されている。</p>				
担当局課室名	海事局港運課(連絡先) 03-5253-8629			

分野	5 運輸関係 (5) 海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)日本船主協会	
項目	船舶運航事業者の提出する報告書・届出等の簡素化			
意見・要望等の内容	法律・省令等に基づき、各種報告書・届出等の提出が必要とされているが、この中には他の報告等のデータとの共有化が可能と思われるもの、報告頻度が必要以上に高いと思われるもの等があり、これらの提出書類等の廃止を含め、簡素化が必要。			
関係法令	海上運送法等	共管	なし	
制度の概要	海上運送法に基づき事業の改廃の届出、運航実績報告書等、事業の実態を把握するため各種書類の提出を求めているところである。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 当該要望の具体的内容を確認した上で、書類を簡略化できるものがないか検討中。				
担当局課室名	海事局外航課(連絡先)03-5253-8618 海事産業課(連絡先)03-5253-8614			

分野	5 運輸関係 (5)海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)日本船主協会	
項目	国際船舶の海外譲渡、登録抹消に係る手続きの簡素化			
意見・要望等の内容	<p>(1) 国際船舶については、海外譲渡届の提出にあたり、売買契約書(英文・和訳)の添付が求められている。運輸局において登録抹消手続きを行う際にも、再び売買契約書(英文・和訳)の提出が求められるので、その提出を不要とすること。</p> <p>(2) 日本籍船の海外譲渡届にあたり国土交通省に提出する売買契約書のうち英語を正文とするものについては、和訳の添付を不要とすること。</p>			
関係法令	海上運送法第44条の2 船舶法第14条等	共管	なし	
制度の概要	海上運送法に基づき国際船舶を譲渡しようとする際には、国際船舶譲渡届出書に譲渡契約書の写しを添付して国土交通大臣に提出しなければならない。また、船舶法に基づき抹消登録を行う際には、申請書にその事実を証明する書面を添付して船籍港を管轄する管海官庁に提出しなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 (1)について	措置困難	その他 (2)について
<p>(説明)</p> <p>(1) 国際船舶の譲渡の届出の際に提出された譲渡契約書を、日本船舶の登録抹消を行う管海官庁に送付することとし、抹消登録の際の売買契約書の提出を不要とする方向で検討中である。</p> <p>(2) 国際船舶の譲渡届にあたっては、売買契約書の和訳の添付を義務付けていない。</p>				
担当課室名	海事局外航課 検査測度課登録測度室	(連絡先)03-5253-8618 (連絡先)03-5253-8639		

分野	5 運輸関係 (5)海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)日本船主協会	
項目	船舶の建造許可に当たっての手続きの一層の簡素化			
意見・要望等の内容	OECD造船協定が発効した際に建造許可制度全般の見直しが行われるとされているが、制度の見直しを待たず手続きの一層の簡素化が必要。			
関係法令	臨時船舶建造調整法第2条及び第4条	共管	なし	
制度の概要	我が国海運の健全な発展に資することを目的とし、造船事業者が総トン数2,500トン以上又は長さ90メートル以上の鋼製の船舶であって、遠洋区域又は近海区域を航行できる構造を有するものを建造しようとするときは、その建造の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならないとされている。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)5(5) 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の発効後、可及的速やかに臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行う。			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:協定発効後可及的速やかに)				
(説明)	1.平成9年に、規制緩和推進計画の一環として、制度の見直しを待たずに審査に係る申請書の添付書類の大幅な削減や申請経由機関の弾力化により手続きを簡素化したところ。 2.さらに、造船協定発効後、速やかに建造許可制度の抜本的見直しを行えるように、検討・準備作業を行っている。			
担当課室名	海事局造船課	(連絡先)03-5253-8631		

分野	5 運輸関係 (5) 海上運送事業等	意見・要望提出者	
項目	強制水先の必要な船舶の範囲の見直し		
意見・要望等の内容	規制緩和推進3か年計画(再改定)5(5) 強制水先の必要な船舶の範囲について、神戸港、横浜区(横浜港・川崎港)に引き続き、港湾の輻輳状況や埠頭の整備等による状況の変化の見られる港域又は水域から、順次見直しを行い、必要な措置を講ずる。		
関係法令	水先法第13条、同法施行令第2条及び第3条、別表第二	共管	なし
制度の概要	一定の総トン数を有する船舶の船長は、政令で定める港又は水域においてその船舶を運航するときは水先人を乗り込ませなければならない。但し、当該港又は水域のうち政令で定めるものについては、自然的条件、船舶交通の状況等を考慮して、政令で水先人を乗り込ませなければならない船舶を別に定めている。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)5(5) 強制水先の必要な船舶の範囲について、神戸港、横浜区(横浜港・川崎港)に引き続き、港湾の輻輳状況や埠頭の整備等による状況の変化の見られる港域又は水域から、順次見直しを行い、必要な措置を講ずる。		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
<p>(説明) 強制水先のあり方については、近年における港湾整備の進展等に伴う船舶交通の状況の変化に対応して、見直しを進めていく必要があると考えており、平成9年7月に海上安全船員教育審議会に諮問を行い、既に中間答申を得られた水先区については見直しを行ったところである。</p> <p>強制水先の対象船舶の検討は、個別の水先区ごとに当該水域の地形的条件、自然的条件、港湾整備の状況、船舶交通の状況等を十分に勘案して行う必要があることから、見直しの検討に当たっては、船舶交通の安全を図るという水先制度の趣旨を踏まえ、詳細な検討を行った上、答申が得られた水先区については必要な措置を行う予定である。</p>			
担当局課室名	海事局船員部船舶職員課 (連絡先)03-5253-8655		

分野	5 運輸関係 (5)海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)日本船主協会	
項目	船舶登記制度と船舶登録制度の一元化及び変更時手続の一元化			
意見・要望等の内容	船舶の登記と登録の二元的制度の下で、手続きが複雑となっているため、事務の合理化が図られるよう一元化が必要。			
関係法令	船舶法、船舶登記規則	共管	法務省	
制度の概要	船舶登録事項と一致している船舶登記簿の表題部に関する事項について変更のある場合には、管海官庁において変更登録を行った後、船舶原簿謄抄本を添えて変更登録を申請することとしている。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)5(5) 申請者の負担軽減の観点から、船舶登記制度と船舶登録制度の実質的な一元化について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 事務の一元化までの間、国民の負担をできる限り軽減するための制度として、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について管海官庁に変更登録の申請があった場合に、管海官庁からの囑託による変更登録の制度(囑託制度)を採用する方向で、その具体的方法等を検討中である。				
担当局課室名	海事局検査測度課登録測度室 (連絡先)03-5253-8639			

分野	5 運輸関係 (5) 海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)日本船主協会 (社)経済団体連合会
項目	航海実歴認定を受けた船長の乗り込む船舶に対する強制水先の免除		
意見・要望等の内容	期間用船された船舶も含め、実歴認定を受けた船長の運航する船舶はすべて強制水先を免除すべきである。		
関係法令	水先法第13条、水先法施行令第2条、別表第2、水先法施行規則第22条	共管	なし
制度の概要	船長は、政令で定める港又は水域においてその船舶を運航するときは水先人を乗り込ませなければならないが、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた外国船舶(期間よう船を除く。)の船長であって、当該港又は水域において一定回数以上航海に従事したと認定された者は、水先人を乗り込ませなくとも良いこととされている。		
計画等における記載	該当なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
(説明)	<p>強制水先の免除については、国際的にも自国船が対象となっており、諸外国において日本船舶が、航海実歴をベースに強制水先を免除されている実例は存在しない。このような観点から我が国のみが他国に先がけて外国船舶に対する水先を免除することは困難である。</p> <p>また、日本船舶(又は借り入れに係る外国船舶であって船員の配乗が日本船社により行われているもの)については、船舶職員法上の海技免状を有する等、特定の港又は水域を安全に航行するために必要な我が国の海事法令等に精通した船員が法令上の基準に従い乗り組んでおり、船舶運航の観点から全体として安全性が確保されているため免除しているものであり、現行制度を維持することが必要である。</p> <p>なお、船舶性能等の進歩は、安全性を向上させるものではあるが、国際的にみても水先人の操船に関する判断に代替するものとはなっていない。</p>		
担当局課室名	海事局船員部船舶職員課 (連絡先) 03-5253-8655		

分野	5 運輸関係 (5) 海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)日本船主協会		
項目	港湾関係諸料金（入港料等）の適正化				
意見・要望等の内容	船舶には、入港に際して入港料等の港湾関係諸料金が課されており、これらの徴収の考え方を明確にした上で、諸外国のそれらと比べての負担水準の適正化を図ること。				
関係法令	港湾法第44条、第44条の2	共管	なし		
制度の概要	港湾管理者の定める入港料、港湾施設使用料の徴収については、港湾法第44条第1項及び第44条の2第1項に明記されており、入港料等を徴収しようとする港湾管理者は、あらかじめ料率を定めこれを公表し、徴収することができることとなっている。また、利害関係人は、料率を定め又は変更する際に、料率が不当又は違法と認めるときは国に対して異議を申し出ることができる。				
計画等における記載	該当無し				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>入港料等の諸料金については、上記の規定に基づき、港湾関係の施設等を使用する対価として定められており、入港料等の諸料金の設定にあたっては、各港湾管理者が自らの判断により設定することとされている。</p>					
担当局課室名	港湾局管理課 (連絡先) 03-5253-8659				

分野	5 運輸関係 (5)海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)日本船主協会		
項目	外貿埠頭公社の埠頭等貸付料の適正化				
意見・要望等の内容	料金設定方法(個別原価主義による)を見直し、荷動きの実態や公共埠頭料との格差等を勘案した、より弾力的で国際競争力のある料金設定を可能とすること。				
関係法令	外貿埠頭公社の解散及び業務の承継に関する法律施行規則第5条第1項	共管	なし		
制度の概要	外貿埠頭公社における岸壁等の貸付料の額は減価償却費、修繕費、管理費、災害復旧引当金、貸倒引当金、支払利息等の費用の額の合計を基準とし、かつ、岸壁等に係る外貿埠頭の建設に要した資金の償還を考慮して、埠頭公社が定めている。				
計画等における記載	該当無し				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
(説明) 公社埠頭の貸付料は、省令で定めた基準等を考慮しつつ、埠頭公社と船社等の間で結ぶ岸壁等賃借契約による民間契約で決定されるものであり、政府の規制の問題ではない。					
担当局課室名	港湾局管理課 (連絡先) 03-5253-8659				

分野	5 運輸関係 (5)海上運送事業等	意見・要望提出者	E U		
項目	国際港におけるガントリークレーンの民間所有の容認				
意見・要望等の内容	日本の港には、日本製のガントリークレーンばかり設置されている。日本製のクレーンの費用は割高である。コンテナターミナルの使用者が外国製のクレーンを所有することができれば、コストを減らすことができるという要望。				
関係法令		共管	なし		
制度の概要	外貿埠頭公社は、岸壁、コンテナヤード・ガントリークレーン等コンテナターミナル施設を一体として貸し付ける。				
計画等における記載	該当無し				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>岸壁等については、公社が岸壁等の全体について整備を行った上で、1バースごとを一体として船社等に貸し付けるのが一般的である。</p> <p>どの国のガントリークレーンを設置するかは外貿埠頭公社が当該岸壁、ガントリークレーン等を使用することとなる借受者の意見を聞いて決定するものであることから、自己所有の問題も含めて借受者が契約の際に外貿埠頭公社に申し入れることにより解決が図られるものであり、政府の規制の問題ではない。</p>					
担当局課室名	港湾局管理課 (連絡先) 03-5253-8659				

分野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	意見・要望提出者	(社)日本船主協会		
項目	危険物積載船の入港及び荷役に際しての危険物貨物の荷役許容量等の見直し				
意見・要望等の内容	<p>危険物の荷役許容量は、日本海難防止協会の委員会で検討され、1974年に「危険物積載船舶の停泊場所指定および危険物荷役許可基準について」(保警安第66号)において定められたものであり、今日までの貨物のコンテナ化、船舶の大型化、危険物規則の度重なる発展的改正、危険物を収容する容器の進化等を勘案し、現行の規制内容を見直すべきである。</p> <p>危険物積載船は国際的には危険物船舶運送及び貯蔵規則(危規則)の基となっているIMDGコードに基づく安全対策を実施し諸外国の港に入港しているが、日本に寄港を予定している船舶については、港則法に基づく上記通達により危険物積載量が制限されることとなる。船舶の安全性が危規則及びSOLAS条約等の国際規則に基づき確保されている以上、現行の規則の緩和または簡素化について検討願いたい。</p>				
関係法令	港則法第22条 港則法第23条第1項	共管	なし		
制度の概要	<p>危険物を積載した船舶は、特定港においては、港長の停泊場所の指定及び危険物荷役の許可を受けなければならない。</p> <p>なお、「危険物積載船舶の停泊場所指定および危険物荷役許可基準について」(昭和49年4月2日保警安第66号)において、危険物貨物の数量制限(停泊・荷役許容量)は、港長が危険物積載船舶の停泊場所の指定及び危険物荷役の許可を行う際の基準として、あらかじめ岸壁ごとに定められている。</p> <p>危険物の荷役許容量については、日本海難防止協会に設置された船主、荷主等の関係者からなる委員会において検討され、関係者の合意の下設定されたものである。</p>				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>危険物積載船の入港及び荷役については、現在、許容量を超えるものは安全対策等を詳細に検討し、個別に対応しているが、昨今のコンテナ荷役の安全性の向上等について調査を行い、現在、許容量の緩和の可能性について検討を行っているところである。</p> <p>危規則は、船舶が危険物を運搬及び貯蔵することに伴う危険を防止する観点から、当該船舶に係る危険物の積み付け方法等を規定したものであるのに対し、港則法に基づく危険物積載船荷役規制等は、港内において危険物積載船舶が危険物を漏洩させたり、爆発したときに船舶交通に与える影響等を勘案し、危険を防止するための荷役体制等の危険防止対策及び危険が発生した場合の措置を想定し、危険物荷役場所及びその荷役許容量を規制するものと考えている。</p>					
担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776				

分野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	意見・要望提出者	(社)日本船主協会 (社)経済団体連合会	
項目	危険物積載船の夜間入港・荷役制限の緩和			
意見・要望等の内容	<p>夜間は、昼間と同様の安全性が得られ難いことから、火薬類(IMO Class 1)の夜間荷役および同貨物を積載した船舶の夜間入港が制限されているが、コンテナバースにおいては危険物積載の有無にかかわらず夜間荷役作業の安全性確保のための必要な照度を確保している。</p> <p>また、適切な航行管制の実施、曳船等の港湾施設の改善等の状況を見ると、昼夜の安全性に格段の相違は認めがたく、実態に合わせた緩和を検討すべきである。</p>			
関係法令	港則法第6条 港則法第23条第1項	共管	なし	
制度の概要	<p>総トン数500トン以上の船舶(関門港若松区においては総トン数300トン以上)は、夜間(日没から日出までの間)特定の港(函館、京浜、大阪、神戸、関門、長崎、佐世保)に入港する場合、又は、船舶は特定港において危険物の荷役を行う場合には、港長の許可を受けなければならない。</p> <p>なお、「危険物積載船舶の停泊場所指定および危険物荷役許可基準について」(昭和49年4月2日保警安第66号)により、火薬類(IMO Class 1)積載コンテナ船の夜間荷役については、禁止している。</p>			
計画等における記載	<p>【規制緩和推進3ヵ年計画(再改定)の5(6)】</p> <p>特定港における夜間入港制限については、安全な航行に支障がない船舶に対し、包括許可制度(一度港長の許可を受ければ一定期間入港の度に許可を受けなくても済む制度)を導入する。</p> <p>火薬類(コンテナ貨物)の夜間荷役の可能性について所要の検討を行う。</p>			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:平成12年度)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>夜間入港については、水先人が乗り組む等により安全であると確認できる船舶に対し、包括許可制度(一度港長の許可を受ければ一定期間入港の度に許可を受けなくても済む制度)を導入することにより許可手続の簡素化・弾力化を平成12年度内に実施することとした。</p> <p>夜間荷役については、夜間は周囲の状況を把握しにくく、荷役全般にわたり昼間荷役と同等の安全性が得られ難いことから、発災時に大きな被害をもたらす危険物である火薬類について夜間荷役を禁止しているところであるが、このうちコンテナ貨物については、昨今のコンテナ荷役の安全性の向上等について調査を行い、火薬類(コンテナ貨物)の夜間荷役の可能性について検討を行っているところである。</p>				
担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776			

分野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	意見・要望提出者	(社)日本船主協会		
項目	危険物積載船の荷役終了後棧橋でのレーダーの試運転許可				
意見・要望等の内容	港則法に基づく危険物荷役許可申請に対する許可基準において、原油タンカー及びLNG/LPG船等に対し、着棧中の本船レーダーの使用が禁止されており、本船の荷役終了後においても、着棧中のレーダーの試運転ができず、船員法第8条に基づく発航前の検査が困難な状況である。勿論、荷役中のレーダー使用は、防爆性の点から禁止されることは理解できるが、荷役終了後については、ガス等の発生は考えられず、発航前の試運転を許可すべきである。				
関係法令	港則法第23条第1項	共管	なし		
制度の概要	船舶が特定港において危険物の荷役を行う場合には、港長の許可を受けなければならない。 なお、引火性危険物の荷役を行うタンカーの荷役許可に際しては、「港長業務実施要領」(昭和49年3月2日保警安第26号)に基づき、着棧中本船のレーダーを使用しないことを条件として付している。				
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)5(6) 荷役以外の着棧状態におけるレーダーの使用制限について、ガス検定等により安全性が確認される場合は制限を緩和する方向で検討を行う。				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
(説明) レーダーの試運転については、引火性危険物の荷役を行うタンカーに対し、荷役に伴う爆発事故の防止対策として、着棧中のレーダーの使用について制限を行ってきた。 当該規制は、荷役時以外の着棧状態においても、荷役に伴い発生した可燃性ガスによる爆発事故の可能性が否定できないことから設けたものであるが、現在、荷役時以外の着棧状態におけるレーダーの使用制限について、ガス検定等により安全性が確認される場合は、制限を緩和する方向で検討を行っているところである。					
担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776				

分野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	意見・要望提出者	(社)日本船主協会		
項目	2万5千総トン以上の液化ガスタンカーに対する海上交通安全法に基づく東京湾、伊勢湾への夜間入出域制限の緩和				
意見・要望等の内容	<p>浦賀水道航路および伊良湖水道航路では航行安全指導によって夜間入出域が制限されている。</p> <p>岸壁の離着棧時間制限もあり該当船舶は限られていること、また、近年の船舶性能の向上(操縦性、航海設備)、航行管制等による安全性の改善を考慮すると、現在湾口付近で時間調整のために行われているドリフティング等による付近航行船舶の安全航行に与える影響の緩和、物流の効率化につながることから、早急な撤廃が望まれる。</p>				
関係法令	海上交通安全法第23条	共管	なし		
制度の概要	<p>海上保安庁長官は、巨大船等の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船の船長に対し、航行予定時刻の変更等を指示することができることとされている。</p> <p>なお、「巨大船等の航行に関する通報及び指示に関する事務の取扱いについて」(昭和48年6月8日、保警安第111号)により、浦賀水道航路及び伊良湖水道航路においては、危険物積載船で総トン数5万トン(積載している危険物が液化ガスである場合にあつては、総トン数2万5千トン)以上の船舶の夜間航行を禁止している。</p>				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>浦賀水道航路及び伊良湖水道航路における夜間入出域制限については、夜間は周囲の状況の把握が困難であるため発災時の被害等に鑑み、危険物積載船で総トン数5万トン(積載している危険物が液化ガスである場合にあつては、総トン数2万5千トン)以上の船舶に対し夜間の航行を制限しているところであるが、今後、関係者の意見を踏まえたうえで、当該制限の緩和の可能性について検討することとする。</p>					
担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776				

分野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	意見・要望提出者	(社)日本船主協会		
項目	瀬戸内海における危険物積載船を除く巨大船に対する航行管制の緩和				
意見・要望等の内容	備讃瀬戸東、北、南航路および水島航路等においては、巨大船に対し昼間に航行するよう管制している。浦賀水道航路や伊良湖水道航路では危険物積載船に対してのみ夜間航行制限を実施しており、上記航路においても、その危険性を検証し、航行管制基準の見直しを検討すべきである。				
関係法令	海上交通安全法第23条	共管	なし		
制度の概要	<p>海上保安庁長官は、巨大船等の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、当該巨大船の船長に対し、航行予定時刻の変更等を指示することができることとされている。</p> <p>なお、「巨大船等の航行に関する通報及び指示に関する事務の取扱いについて」(昭和48年6月8日、保警安第111号)により 備讃瀬戸東、宇高東、宇高西、備讃瀬戸北、備讃瀬戸南及び水島の各航路においては、巨大船の夜間航行を禁止している。</p>				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>備讃瀬戸東、北、南航路および水島航路等における夜間航行制限については、夜間は周囲の状況の把握が困難であるため発災時の被害等に鑑み、巨大船に対し夜間の航行を制限しているところであるが、今後、関係者の意見を踏まえたうえで、当該規制の緩和の可能性について検討することとする。</p>					
担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776				

分野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	意見・要望提出者	(社)日本船主協会		
項目	瀬戸内海に新規立地する危険物基地に係るタンカーの安全対策確約書の廃止				
意見・要望等の内容	瀬戸内海に新規に立地する危険物基地に就航する原油、液化ガス及びその他の引火性液体類及び引火性高圧ガスを輸送するタンカーは安全対策確約書を作成し、管区の海上保安部署に提出することとされているが、その記載内容については、海上保安庁に提出が義務付けられている入港届及び危険物荷役許可申請、緊急措置手引書等、その他の書式で十分に記載内容が担保されており、廃止が望まれる。				
関係法令	なし	共管	なし		
制度の概要	「瀬戸内海における危険物基地の新規立地に対する基本方針について」(昭和55年1月16日保警管第6号・保警企第6号)に基づき、危険物基地に搬入又は搬出するタンカーに対し、安全対策確約書の提出を求めている。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>安全対策確約書については、危険物荷役許可申請書、緊急措置手引書等の書式で記載内容がすべて担保されているものではないことから提出させているところであるが、現在、新規立地する危険物基地に係る安全対策確約書を廃止した場合、安全が確保できるか否かについて関係者等に意見を求め、内容の検討を行っているところである。</p>					
担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776				

分野	5 運輸関係 (6) 船舶航行	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	危険物船舶荷役時の船間保安距離の緩和			
意見・要望等の内容	船間保安距離については、IMO改正への対応により船の全長が長くなった船舶の操船技術も確立し常態化した状況も勘案して、また、荷主、顧客、船社への現場部門より安全確保が確実にできるとの確認を得た、20m(現行30m)へ緩和してほしい。			
関係法令	港則法第23条第1項	共管	なし	
制度の概要	<p>危険物を積載した船舶は、特定港においては、港長の危険物荷役の許可を受けなければならない。</p> <p>なお、「危険物積載船舶の停泊場所指定および危険物荷役許可基準について」(昭和49年4月2日保警安第66号)の別紙4「危険物専用岸壁の基準」において、タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁については、荷役船舶から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地が十分あることと定められている。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の船間保安距離については、荷役船舶の大きさ、付近停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、輻そう状況等を勘案し、必要な安全対策を施すことにより適宜増減できることとしているところであるが、今後、更に当該船間保安距離の緩和について検討することとしている。</p>				
担当局課室名	海上保安庁警備救難部航行安全課 (連絡先) 03-3591-2776			

分野	5 運輸関係(7) 船員	意見・要望提出者	規制改革委員会、(社)日本船主協会、(社)経済団体連合会	
項目	船員職業紹介事業等の自由化			
意見・要望等の内容	船員に対する有料職業紹介所の設置等に関するILO第179号条約の批准および国内法制化について、条約の趣旨と陸上における労働者派遣事業、職業紹介事業の自由化の現状を踏まえ、船員についての労務供給事業、職業紹介事業についても自由化が図られるよう、船員職業安定法を改正すべきである。			
関係法令	船員職業安定法第33条、第34条、第53条、第54条	共管	なし	
制度の概要	<p>・政府以外の者は、何人も船員職業紹介事業を行ってはならない。ただし、船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する共同の団体又は公益を目的とする団体で、有料でないこと等、一定の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて船員職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>・労働組合法による労働組合が、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員労務供給事業を行う場合を除いては、何人も船員労務供給事業を行い、又はその労務供給事業を行う者から供給される人を船員として自らの指揮命令の下に労務に従事させてはならない。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>船員職業紹介事業等の自由化については、船員職業紹介等研究会(今後の船員職業紹介等のあり方を検討するため、官学労使で構成)において検討してきたところであるが、労使の意見の隔たりが、なお大きいことから、実務者レベルで構成する研究会専門委員会において、問題点の整理・検討を行っているところである。</p>				
担当局課室名	海事局船員部労政課		(連絡先) 03-5253-8647	

分野	5 運輸関係(7) 船員	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	船員職業紹介事業等についての現行の許可制度の維持			
意見・要望等の内容	船員職業紹介事業及び労務供給事業は、船員労働事情の特殊性から、現行システムにおいて各船員職業紹介所の求人情報の全国ネットワークを構築する等の改善により、違法なマンニング(船員手配)を排除し、現行どおり国及び国が許可した団体が事業を行うことが適切である。			
関係法令	船員職業安定法第33条、第34条、第53条、第54条	共管	なし	
制度の概要	<p>・政府以外の者は、何人も船員職業紹介事業を行ってはならない。ただし、船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する共同の団体又は公益を目的とする団体で、有料でないこと等、一定の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて船員職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>・労働組合法による労働組合が、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員労務供給事業を行う場合を除いては、何人も船員労務供給事業を行い、又はその労務供給事業を行う者から供給される人を船員として自らの指揮命令の下に労務に従事させてはならない。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>船員職業紹介事業等の自由化については、船員職業紹介等研究会(今後の船員職業紹介等のあり方を検討するため、官学労使で構成)において検討してきたところであるが、労使の意見の隔たりが、なお大きいことから、実務者レベルで構成する研究会専門委員会において、問題点の整理・検討を行っているところである。</p> <p>なお、平成13年度から求人情報の全国ネットワーク化のための整備に着手することとしている。</p>				
担当局課室名	海事局船員部労政課	(連絡先)03-5253-8647		

分野	5 運輸関係(7) 船員	意見・要望提出者	(社)石油化学工業協会	
項目	内航船への外国人船員の受入れ			
意見・要望等の内容	<p>内航船の船員として外国人船員を雇用することを認めるべきである。 労働コストの安い外国人船員を雇用できず、内航運賃のコスト削減のひとつの方策である船員費低減の道が閉ざされており、内外格差の一因ともなっている。 外国人を雇用することにより、船員の高齢化、船員不足の解消を図ることができる。</p>			
関係法令	出入国管理及び難民認定法	共管	法務省	
制度の概要	<p>外国人の就労者の受入れについては、閣議決定により原則として単純労働者は受入れないこととしており、船員についてもこの趣旨を準用している。 わが国において就労しようとする外国人は、出入国管理及び難民認定法別表第一の一の表又は二の表の下欄に掲げる活動に該当し、また、一部の在留資格については、法務省令で定める基準に適合する必要がある。 外国人が我が国の内航船の船員として就労(乗船)する活動は同法別表第一の一及び二の表の下欄に掲げる活動のいずれにも該当しないため、外国人が内航船の船員として乗船することは認められていない。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>内航船員の雇用情勢は、平成12年10月現在で有効求人倍率が0.19倍と陸上労働者の0.64倍と比較しても極めて悪く、我が国の船員の雇用に対する影響を考えれば外国人船員を雇用できる状態にない。 船員の高齢化については、海員学校卒業者等の若年船員の採用を促進する等の対策を講じているところである。</p>				
担当局課室名	海事局船員部労政課 (連絡先)03-5253-8647			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	E U	
項目	航行施設利用料の軽減			
意見・要望等の内容	日本の空域における航行援助施設利用料を世界の他の主要都市における料金により近いレベルまで引き下げるべきである。			
関係法令	航行援助施設利用料に関する告示	共管	なし	
制度の概要	航行援助施設利用料は、国際民間航空条約（シカゴ条約）及び国際民間航空機関（ICAO）の理事会声明等国際的に認められた徴収原則に準拠し、かつ、利用者との協議を経た上で創設されたものである。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>航行援助施設利用料は、航行援助サービスの対価として課せられているものであり、規制緩和の問題ではなく、ICAOで認められた徴収原則に準拠しているものである。</p> <p>なお、我が国の当該利用料は、体系が国により異なっており厳密に比較することは困難であるが、諸外国と比較しても一概に高いとは言えない状況にある。</p>				
担当局課室名	航空局管制保安部保安企画課 (連絡先) 03-5253-8739			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	E U 在日外国航空会社協議会	
項目	着陸料の軽減			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の国際空港における着陸料を、世界の他の主要都市における料金により近いレベルまで引き下げるべきである。 ・日本で賦課される航空諸料金を大幅に削減する必要がある。特に、成田空港、関西空港、羽田空港において着陸料が大幅に減額される必要性を強調する。 			
関係法令	航空法第54条 運輸大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示	共管	なし	
制度の概要	我が国の飛行場に着陸する航空機に対しては、飛行場の管理者によって、当該航空機の重量に基づいて、着陸料が課せられており、すべての航空会社に公平、無差別に適用されている。また、成田空港、関西空港では、国際航空運送協会（IATA）との協議を経て現行の水準に設定されている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
(説明) 上記で述べたとおり、着陸料は、空港施設の利用に係る受益の対価として課せられているものであり、規制緩和の問題ではない。				
担当局課室名	航空局監理部総務課航空企画調査室 (連絡先) 03-5253-8695 飛行場部新東京国際空港課 (連絡先) 03-5253-8721 関西国際空港・中部国際空港監理官 (連絡先) 03-5253-8729			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会	
項目	ビジネスジェット機の国内運航規制の緩和			
意見・要望等の内容	外国ビジネスジェット機の国内運航規制を緩和すべきである。			
関係法令	航空法第127条 航空法施行規則第231条	共管	なし	
制度の概要	外国の国籍を有する航空機(定期便、チャーター便等の有償運送を除く。)が、日本国内の各地点間を航行する場合には事前に国土交通大臣の許可(申請書を10日前までに提出)が必要とされている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成12年度中)				
(説明) 近年におけるビジネスジェット機等の利用の増加を踏まえ、運航者の利便の向上を図る観点から、外国国籍航空機の国内運航に係る申請書の提出期間(現行は運航開始予定期日の10日前まで)を相当期間短縮する措置を講ずることについて、作業を進めている。				
担当局課室名	航空局監理部国際航空課 (連絡先) 03-5253-8703			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	E U	
項目	国際空港におけるスロット配分手続き等の見直し			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・成田空港の発着枠について、一般配分枠を増加させるよう、発着枠を制限している現在の規制を改正すべきである。 ・日本の国際空港において、IATAガイドラインに準拠した透明性があり、公正で公平な発着枠割当制度を確立、運営すべきである。 ・日本の国際空港におけるスロット配分手続きに関して、スロットコーディネーターに自由を与えるよう、徹底的な規制改革を行うべきである。 			
関係法令		共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の混雑国際空港（成田及び関空）におけるスロットの配分は国際航空会社の集まりである国際航空運送協会（IATA）のガイドライン及びIATAが了解したルールに基づき、IATAの発着調整事務局（コーディネーター）が全面的な責任を負って公正中立に行っている。 ・成田空港は内陸部に位置する大規模国際空港であり、その周辺地域における騒音問題が深刻な状況にあることから、我が国の空港の中で最も徹底した環境対策を講じるとともに、周辺地域との合意に基づき、1日あたりの発着回数の上限を370回に設定している。また、滑走路の運用状況、空域等に係る制約条件の下で安全な運航を確保するため、単位時間あたりの処理能力が決まっている。 			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
(説明) 上記により、政府の規制には該当しない。				
担当局課室名	航空局監理部国際航空課（連絡先）03-5253-8703 飛行場部新東京国際空港課（連絡先）03-5253-8721 管制保安部保安企画課（連絡先）03-5253-8739			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	E U	
項目	国際航空運賃の自由化			
意見・要望等の内容	日本における国際航空運賃を市場の現実を反映するような形に自由化すべき。			
関係法令	航空法第105条第3項 航空法第129条の2	共管	なし	
制度の概要	各国との二国間協定上双方の政府による認可が必要とされていることから、航空法の認可対象とされている。ただし、認可制の運用において、IATAで設定された運賃を相当程度下回る範囲まで認可を行うなど、柔軟な運用を行っている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成10年10月)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>国際航空運送事業に係る運賃については、我が国が各国との間で締結している二国間協定において、双方の航空当局による認可が必要とされていることから、航空法に基づく認可制度を採用している。</p> <p>ただし、個別の運賃の認可基準については、例えば、PEX運賃(個人旅行者が航空会社等の窓口で直接購入できる航空券に適用される個人用割引運賃)の場合、IATAの設定したPEX運賃を70%下回る範囲までで各社が独自に設定した運賃を自動的に認可する等、弾力的な運用を行っており、その結果、市場動向を反映した多様な運賃設定が可能となっている。</p>				
担当局課室名	航空局監理部航空事業課 (連絡先) 03-5253-8705 国際航空課 (連絡先) 03-5253-8703			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	EU		
項目	日本の国際空港における共有スペースの使用料の軽減				
意見・要望等の内容	日本の国際空港の共有スペースの使用料を世界の他の主要都市における料金に近いレベルまで引き下げるべきである。				
関係法令		共管	なし		
制度の概要	<p>空港ビルの賃料は、空港ビルの設置・管理者と利用者である航空会社等との間で決定されるべきものであり、政府が主体的に決定し得るものではない。</p> <p>また、空港ビルの賃料は、建設・運用にかかる費用、航空会社等の負担の程度を踏まえて計算され、航空会社等との調整を経て決定されたものであり、その取扱いについては内外の航空会社等との間で公平、無差別となっている。</p>				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>本要望は、空港ビルの賃料水準の引き下げを要求しているものであり、上記 で述べたとおり、規制緩和の問題ではない。</p>					
担当局課室名	航空局飛行場部管理課 (連絡先) 03-5253-8715 新東京国際空港課 (連絡先) 03-5253-8721 関西国際空港・中部国際空港監理官 (連絡先) 03-5253-8729				

分野	5 運輸関係 (8)航空運送事業等	意見・要望提出者	(社)全国空港ビル協会	
項目	構内営業承認の期間の延長			
意見・要望等の内容	第一類構内営業の承認期間は2年となっているが、国有財産一時使用の許可期間が自動更新を含めて3年となっていることから、これとあわせ、承認期間を3年に延長すべき。			
関係法令	空港管理規則第12条第3項で準用する 第7条第3項	共管	なし	
制度の概要	構内営業の承認には、条件又は期限を附することができることとされており、構内営業関係の事務処理を行うにあたり定められた要領において、承認期間については2年以下としている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:14年度当初)				
(説明) 構内営業承認期間については、事業者の負担軽減と事務手続きの簡素化の観点から、承認期間を3年以下に延長することとする。 なお、実施時期については、構内営業承認と併せ行われる国有財産の一時使用の許可期間(自動更新を含む)の更新時期と整合を図るため、14年度当初から予定している。				
担当局課室名	航空局飛行場部管理課 (連絡先)03-5253-8715			

分野	5 運輸関係 (8)航空運送事業等	意見・要望提出者	(社)全国空港ビル協会		
項目	空港ターミナルビル内で行うイベント等の手続の軽減・簡素化				
意見・要望等の内容	空港ターミナルビル内で行うイベントについて、空港内秩序の維持や旅客利便性の確保を前提にしつつ、基本的には各ターミナルビル会社の自主的判断に委ねるべきであり、必要な事務手続きについて簡素化、軽減化が図られるべき。				
関係法令	空港管理規則第18条第14号	共管	なし		
制度の概要	空港管理規則は、国土交通大臣の設置し、及び管理する公共用飛行場の施設の管理、構内営業の規則その他国土交通大臣の設置し、及び管理する公共用飛行場を能率的に運営し、及びその秩序を維持するために必要な事項を定めたものであり、同規則第18条第14号において空港内の秩序を乱し、他人に迷惑をかける行為が禁止されていることから、当該規定の適正な運用を図るため、旅客ターミナルビル内でイベントを開催する場合は、事前に空港事務所と必要な調整を行わせているものである。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>空港ターミナルビル内で開催するイベント等については、必要な調整に係る事務手続きの簡素化・軽減化を図るため、予め、空港の秩序維持等の観点から問題とならない行為類型等を定めた上で、その範囲内であれば各ターミナルビル会社の自主的判断により開催できるよう検討中である。</p>					
担当局課室名	航空局飛行場部管理課 (連絡先) 03-5253-8715				

分野	5 運輸関係 (8)航空運送事業等	意見・要望提出者	(社)全国空港ビル協会 定期航空協会	
項目	一般旅客が直接の利用者とならない施設に係る構内営業料金の承認制の廃止			
意見・要望等の内容	第一類構内業者が行う営業のうち空港ターミナルビルの貸室料金等別途告示で定められた料金については、現在、地方航空局長の承認制となっているが、このうち一般旅客が直接の利用者とならない営業については、事業者間の調整に委ねられるべき性格であることから承認制を廃止すべき。			
関係法令	空港管理規則第16条	共管	なし	
制度の概要	国管理空港において、国の管理する土地等を借用して営業を行う者（第一類業者）は、ターミナルビルにおいて行なう貸室業及び旅客サービス施設提供業、航空機燃料供給固定施設提供業、駐車場業及び見学施設提供業については、その営業に係る料金を設定又は変更しようとするときは、地方航空局長の承認を受けなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：13年度早期)				
(説明) 空港管理規則第16条の規定に基づき、価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内営業については、「価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内営業の指定に関する告示」により、1.ターミナルビルにおいて行う貸室業及び旅客サービス施設提供業、2.航空燃料供給固定施設提供業、3.駐車場料、4.見学施設提供業が指定されているが、このうち直接一般旅客がその対価を支払わないもの(ターミナルビルにおいて行う貸室業及び航空燃料供給固定施設提供業)については、近年の経済情勢等に鑑み、事業者が弾力的かつ機動的な料金設定を行い得るよう、料金承認の指定から外すこととする。				
担当局課室名	航空局飛行場部管理課 (連絡先)03-5253-8715			

分野	5 運輸関係 (9) 倉庫業	意見・要望提出者	
項目	倉庫業法の参入規制及び料金規制の見直し		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫業の参入規制について、政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。 ・倉庫業の料金の事前届出制について、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な料金規制にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。 		
関係法令	倉庫業法第3条、第6条	共管	なし
制度の概要	<p>倉庫業を経営しようとする者は、倉庫業法第3条に基づき、国土交通大臣の許可を受ける必要がある。</p> <p>許可基準：欠格事由に該当しないこと 倉庫の位置、構造及び設備が一定の基準に該当すること 倉庫業の適確な遂行に支障があるとき</p> <p>倉庫業者は、倉庫保管料、倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め、その実施前に国土交通大臣に届け出る必要がある。</p>		
計画等における記載	<p>【経済構造の変革と創造のための行動計画の記 1(2) 6)ロ】</p> <p>倉庫業の参入許可制について、政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。また、倉庫業の料金の事前届出制について、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な料金規制にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。</p>		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>平成12年12月20日に「倉庫業の規制のあり方に関する懇談会」において、倉庫業の参入規制及び料金規制の緩和について検討を行い、報告書を取りまとめた。</p> <p>報告書の提言に基づき、倉庫業の参入規制及び料金規制の緩和について倉庫業法の改正をはじめ、必要な措置を講ずる予定。</p>			
担当局課室名	総合政策局貨物流通施設課 (連絡先) 03-5253-8296		

分野	5 運輸関係 (10)その他	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会		
項目	無人貸出返却を前提としたITS技術を用いた車両共同利用システムの処理の緩和				
意見・要望等の内容	<p>【現状】レンタカー貸出時に免許証の提示が必要。</p> <p>【要望内容】会員制システムは、レンタカー関連事業法等の範囲外とする。会員登録時に確認のみで可能とし、約款は車両内装備で可能とする。必要時にナビゲーション等に表示できるようにする。</p>				
関係法令	道路運送法第80条第2項	共管	なし		
制度の概要	自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>レンタカー事業は、自動車運送事業の経営類似行為の防止や道路運送の健全な発達等の観点から、国土交通大臣の許可に係らしめ、免許証の提示による貸渡し状況の記録や貸渡約款の掲示等を義務付けているところである。このため、業として有償で自家用自動車を貸し渡す以上、道路運送法による許可が必要であり、当該要望を措置することは困難である。</p> <p>なお、車両共同利用システムについては、現在のところ運用実験事業の運営において様々な事業形態及び車両使用形態等が想定されていることから、実用化される具体的な方式に応じて必要な規制を判断することになると考えている。</p>					
担当局課室名	自動車交通局旅客課 (連絡先) 03-5253-8569				

分野	5. 運輸 (10)その他	意見・要望提出者	
項目	自賠責保険の政府再保険の廃止		
意見・要望等の内容	自賠責保険の政府再保険の廃止を廃止すべきである。		
関係法令	自動車損害賠償保障法第40条	共管	金融庁
制度の概要	国は保険会社等が受け付けた自賠責保険の保険料の6割を再保険をしている。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)5(10) 自動車損害賠償責任保険の政府再保険の廃止については、被害者保護の充実、政府保障事業の維持、政府再保険の運用益を活用した政策のうち必要な事業の継続、自動車ユーザー等へのメリット、合理的な範囲内のコストによる制度改正の5条件の実現の方向を確認した上で行う。		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>平成12年12月26日の「今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会」において、政府再保険の廃止の前提となる5条件についての検討を行い、報告書を取りまとめた。</p> <p>報告書の提言に基づき、政府再保険の廃止、被害者保護の充実等について必要な措置を講ずる予定。</p>			
担当局課室名	自動車交通局保障課 (連絡先) 03-5253-8577		

分野	5. 運輸 (10)その他	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	自賠責保険の加入期日の延長			
意見・要望等の内容	自賠責保険の加入期日の延長 車検対象自動車の継続検査時における自賠責保険の先日付契約の斟酌期間を1ヶ月以内から2ヶ月以内にする事。			
関係法令	自動車損害賠償保障法	共管	金融庁	
制度の概要	車検対象自動車の継続検査時の先日付契約は、始期前1ヶ月以内の契約でなければ保険会社等はこれを拒絶できる。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 自動車損害賠償法施行令第11条第4項は、強制保険として保険会社等に引受け義務を課している自賠責保険について、保険会社等が引受けを拒絶することができる理由を定めており、保険の契約の申し込み日から終了日まで車検の有効期間に1ヶ月を加えた期間を超えた契約は拒絶できるとしたものであり、このような契約を締結することを妨げるものではない。したがって、契約の始期2ヶ月前に先日付契約を行うかどうかは一義的には保険会社等の判断によるものである。				
担当局課室名	自動車交通局保障課 (連絡先) 03-5253-8577			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準・規格・認証	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	気象測器の検定制度の見直し		
意見・要望等の内容	気象測器の検定については、一定の能力を有する民間（営利法人を含む。）の検査を受けたものについて国の検査を省略できる新制度の導入を図るとともに、現行の検定の実施方法について民間の負担軽減を図る観点から見直しを行う。		
関係法令	気象業務法第27条	共管	なし
制度の概要	気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合、及びその成果を発表するために民間機関が気象観測を行う場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定により、国の行う検定（同法第27条）に合格した気象測器を使用しなければならないこととされている。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5（10）（b）、6（1）（w） 気象測器の検定については、一定の能力を有する民間（営利法人を含む。）の検査を受けたものについて国の検査を省略できる新制度の導入を図るとともに、現行の検定の実施方法について民間の負担軽減を図る観点から見直しを行う。		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>気象測器検定制度の見直しについては、規制緩和3か年計画（再改訂）に基づき、気象審議会の答申（平成12年7月）を踏まえ、民間の能力の一層の活用を図るため、一定の能力を有する民間の法人が検定を行うことができる制度の導入とともに、民間の負担軽減を図る観点から現行の検定の実施方法について簡素化を図る等所要の法改正を行う予定。</p>			
担当局課室名	気象庁観測部観測課（連絡先）03-3211-6019		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	自動車検査用機械器具の検査制度の見直し			
意見・要望等の内容	自動車検査用機械器具の検査については、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、公益法人要件の見直しを含めて指定基準の明確化について検討すべき。			
関係法令	・道路運送車両法第80条第1項第1号に基づく同法施行規則第57条第1項第4号 ・道路運送車両法第94条の2第1項に基づく指定自動車整備事業規則第2条第2項	共管	なし	
制度の概要	自動車分解整備事業場に備える一定の作業機械及び指定自動車整備事業場に備える自動車検査用機械器具については、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の指定する者の行う検査に合格したものでなければならないとされている。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)6(1)(u) 自動車検査用機械器具の検査の実施主体について、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、一定の能力を有する民間(営利法人を含む。)に解放することを含めて指定基準の明確化について検討を行い、必要な措置を講ずる。			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 現在、これまでの自動車検査用機械器具の技術の発展、検査実績等を踏まえ、検査項目、検査手法等について検討を行っているところであり、実施主体を含めた自動車検査用機械器具の検査の実施方法等について、今年度中に結論を得る予定である。				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部整備課 (連絡先) 03-5253-8599			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準、規格、認証)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
項目	大型トラックへの速度表示灯の取付義務の廃止			
意見・要望等の内容	速度表示装置の義務付けを廃止すべき。			
関係法令	道路運送車両の保安基準第48条の3	共管	なし	
制度の概要	車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車には、40、60km/hで点灯する速度表示装置を備えなければならない。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)6(1)) 平成11年までの調査・検討の結果を踏まえ、総合的な速度抑制対策を図りつつ、速度表示装置の義務付けを廃止する方向で必要な措置を講ずる。			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:12年度)				
(説明) 昨年8月に運輸省が設置した学識経験者及び業界の代表等から構成される大型貨物車事故防止対策検討会において、速度表示装置を廃止した場合の安全性への影響等について検討したところ、「速度表示装置の装備義務付けの廃止は妥当である。」との結論を得たため、今年度中に速度表示装置の装備義務付け廃止のための省令の改正を行う予定である。				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先)03-5253-8591			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1) 基準・規格・認証 Vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	EU	
項目	自動車の保安基準の見直し			
意見・要望等の内容	保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最少奥行寸法基準について、国際的な動向を踏まえて見直しを検討すること。 また、サイドスリップテストによる直進安定性の確認方法について、申請者の負担軽減の観点から、見直しを行うこと。			
関係法令	道路運送車両の保安基準第10条、第11条、第22条	共管	なし	
制度の概要	<p>1. 自動車の操縦装置は、かじ取ハンドルの中心から左右 500mm以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。</p> <p>2. 座席の奥行寸法は、非常口付近の座席等を除き、幅380mm以上、奥行400mm以上となっている。</p> <p>3. 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものでなければならない。この基準に適合している例として、サイドスリップテストを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mにつき5mm以内であることとされている。</p>			
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画(再改定)6(1) - 20</p> <p>保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最少奥行寸法基準について、国際的な動向を踏まえて見直しを検討する。</p> <p>また、サイドスリップテストによる直進安定性の確認方法について、申請者の負担軽減の観点から、見直しを行う。</p>			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最小奥行寸法基準については、国際整合性及び安全確保の観点から見直しを検討することとしている。</p> <p>また、サイドスリップテストによる直進安定性の確認方法については、申請者の負担軽減の観点から、横すべり量の特例扱いを受ける車両の認証時における技術的説明資料の簡略化等の見直しを検討する。</p>				
担当局課室名	<p>自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8591, 8589</p> <p>審査課 (連絡先) 03-5253-8596</p>			

分野	6.基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	E U 日本自動車輸入組合
項目	自動車の車台番号又は原動機型式の打刻届出の簡素化		
意見・要望等の内容	打刻字体の押印又は拓本の届出以外に写真又は図面による届出を認める。		
関係法令	道路運送車両法第30条	共管	なし
制度の概要	自動車の車台番号及び原動機型式の打刻を行うときは、予め打刻開始前相当期間の余裕をもって、道路運送車両法施行規則第6号様式の打刻字体欄に、使用する全ての打刻字体を押印又は拓本により届け出ることとなっている。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）6（1））-21 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻制度について、打刻字体の押印又は拓本の届出以外にも、字体を確認できる写真又は図面による届出方法を検討する。		
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期：平成13年3月)		
(説明) 打刻の字体及び大きさが写真又は図面により確実に判別できる場合にはそのような方法による届出を認める。			
担当課室名	自動車交通局技術安全部審査課（連絡先）03-5253-8596		

分野	6.基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	E U 日本自動車輸入組合
項目	正規輸入業者に対する原動機型式の打刻の緩和		
意見・要望等の内容	正規輸入業者が原動機の修理のために輸入したシリンダーブロックに製作者の委託により原動機型式を打刻できるようにする。		
関係法令	道路運送車両法第29条	共管	なし
制度の概要	原動機の製作を業とする者又は国土交通大臣から打刻の指定を受けた者以外の者は、原動機型式を打刻することができない。正規輸入業者が、原動機の修理のためにシリンダーブロックを輸入した場合、原動機型式の打刻されていないシリンダーブロックを組み付けて原動機を完成させた後、当該自動車を陸運支局等に提示して国土交通大臣が行う職権打刻を受けなければならない。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)6(1)-22 製作者からの委託に基づく正規輸入業者によるシリンダーブロックへの型式打刻について検討する。		
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期:平成13年3月)		
(説明) 補修用シリンダブロックにのみ原動機型式を特定する型式の打刻が無い場合においても、当該原動機製作者からの指示により正規輸入業者が打刻を行う場合には国土交通大臣に打刻の指定を受けられるよう措置する。			
担当課室名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03-5253-8596		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 Vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	規制改革委員会 EU	
項目	回転式助手席及び脱着式シートの取扱い要件の緩和			
意見・要望等の内容	回転式又は脱着式シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない状態となる自動車の取扱いについては、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行うべきである。			
関係法令	道路運送車両の保安基準第22条	共管	なし	
制度の概要	自動車には、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。後方に向けたシートの乗員についても、当該車両が衝突事故等を起こした場合において、乗員保護を図る必要があるため、シートベルトの装着を可能とならしめる必要がある。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートの取扱いについては、国際整合性及び安全確保の観点からも、現行制度の妥当性について検討を行う。				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8591			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	規制改革委員会 日本労働組合総連合会 日本自動車工業会
項目	自動車の型式指定審査の見直し		
意見・要望等の内容	(1) 型式指定申請に係る審査期間を可能な限り短縮する。 (2) 申請後、当該申請に係る内容変更をより柔軟に認める。 (3) 審査に提示する自動車台数を削減する。 (4) 型式指定の変更承認の対象となる変更の範囲の明確化と縮小を図る。		
関係法令	行政手続法第6条、自動車型式指定規則第3条、10条	共管	なし
制度の概要	(1) 型式指定申請に係る標準処理期間は2ヶ月としている。 (2) 試験前であれば申請内容の変更は随時可能である。 (3) 試験は、自動車の基本性能、構造が異なる毎に必要なであるが、試験車の提示は保安基準への適合性及び燃費値等を確認するための必要最小限としている。 (4) 型式指定自動車の構造、装置及び性能等を変更した場合は、変更の承認を受けた場合に限り当該変更に係る自動車の完成検査終了証を発行できる。		
計画等における記載	該当なし		
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期：平成13年3月)		
(説明)			
(1) 装置についての外国との相互承認制度等が活用できる場合には、外国での取扱いとの整合化を図りつつ、省略できる審査の内容に応じて、処理期間を短縮する。 (2) 申請内容の変更の柔軟な取扱い、審査に提示する自動車台数の削減についても、同様に措置する。 (3) 変更承認についても、外国における取扱いを参考にしつつ、軽微な変更と認められるものについては手続きの簡素化を図る。			
担当課室名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03-5253-8596		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	E U
項目	自動車の相互承認対象装置に対する型式指定審査の際の確認内容の簡素化		
意見・要望等の内容	ECE58年協定に基づいて日本が採択したECE規則に適合した制動装置、警音器又は側面衝突については、自動車の型式指定審査の際、ECEの認可書類だけでなく、自動車本体又は当該装置の確認が行われているが、認可書類又はメーカーの証明書のみで当該規則への適合性を確認すること。		
関係法令	道路運送車両法第75条、75条の2	共管	なし
制度の概要	ECE58年協定は、基準の調和と型式認定の相互承認を目的とする多国間協定であり、日本が採択したECE規則に適合するとして協定締約国が型式認定をした装置については日本の装置型式指定を受けたものとみなし、自動車の型式指定審査の際には当該装置に対する審査を省略し、審査手続きの簡素化を図っている。		
計画等における記載	該当なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>平成12年10月の日EU規制改革対話において、今後EUが各国の取扱いを調査のうえ、日本に情報提供することとなっており、その内容を踏まえて検討することとしている。</p>			
担当課室名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03-5253-8596		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 Vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	規制改革委員会 E U	
項目	非常信号用具取付位置要件の緩和			
意見・要望等の内容	非常信号用具の取付位置要件については、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行うべきである。			
関係法令	道路運送車両の保安基準第43条の2	共管	なし	
制度の概要	自動車には使用に便利な場所に非常信号用具を備えなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 自動車の非常信号用具は、踏切事故の防止、高速道路上での安全確保等の観点から、その取付位置については、使用に便利な確認できる場所に備えなければならないが、その取付位置要件については、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行う。				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8591			

分野	6 基準・規格・認証・輸入 (1) 基準・規格・認証・ 自動車・船舶・鉄道	意見・要望提出者	E U	
項目	E U のナンバープレートサイズ等の受け入れ			
意見・要望等の内容	E U の標準的な番号標板の寸法及び取り付け方法の受け入れ			
関係法令	道路運送車両法第11条 道路運送車両法施行規則第11条	共管	なし	
制度の概要	自動車の所有者は、自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を取り付けなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>ナンバープレートサイズ及び取付け方法については、視認性、製造コスト削減等の観点から、特定の国において使用しているナンバープレートのサイズ及び取付け方法のみを受け入れるのではなく、国際標準化を図ることが重要と認識している。</p> <p>このような観点から、既にEU側に対しナンバープレートサイズ及び取付け方法の国際標準化について、共同でECE WP 29の場に提案することを申し入れたところである。</p>				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課 (連絡先) 03-5253-8588			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会		
項目	NR装置の最高速度基準の緩和				
意見・要望等の内容	車両総重量50t以上の被けん引自動車をけん引する自動車については、NR装置の作動速度は時速60km/h以下とされているが、実際の走行では指定の速度維持が困難であるので、交通流のスムーズ化や安全走行の確保を図る観点から、NR装置の作動基準について現行の60km/hから70km/h程度まで引き上げられたい。				
関係法令	道路運送車両の保安基準	共管	なし		
制度の概要	車両総重量に係る基準緩和認定を受けた自動車のうち、車両総重量が50t以上の被けん引自動車をけん引する自動車には、運行時の安全性の確保のため、最高速度を60km/h以下に抑制することが必要なけん引車には、速度制限装置(いわゆるNR装置)が装着されなければならないこととされている。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>速度制限装置については、近年、速度制限装置を取り外した車両による事故が多発したため、平成8年12月から速度制限装置の機能確認の徹底を図っているところである。</p> <p>また、要望の「実際の走行では指定の速度維持が困難であるので」については、具体的な事実関係を確認の上、今後の対応を検討する。</p>					
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8591				

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会		
項目	土砂等を運搬する大型自動車(ダンプカー)の積載重量の自重計の取付の義務の廃止				
意見・要望等の内容	ダンプカーへの「積載重量の自重計」の取付義務については、事業用については運行管理等により、過積載違反が大幅に減少している現状に鑑み、物流コストの低減を図る観点から早期に廃止すること。				
関係法令	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第6条	共管	なし		
制度の概要	土砂等を運搬する専ら貨物を運搬する構造となっている道路交通法第3条に規定する大型自動車を使用する者は、技術上の基準に適合する積載の重量計を当該土砂等運搬大型車両に取り付けなければならないこととなっている。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
(説明) ダンプカーによる過積載は減少してきているものの、その違反件数は約1万1千件(過積載の全検挙件数の約40%:平成11年)と厳しい状況にあることから、自重計の取り付け義務付けの規定を廃止することはできない。					
担当局課室名	自動車交通局総務課安全対策室 (連絡先)03-5253-8566 技術安全部技術企画課 (連絡先)03-5253-8591				

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	E U 日本自動車輸入組合	
項目	未完成トラックの輸入車特別取扱制度の適用			
意見・要望等の内容	トラックのボディーが架装されていないキャブ付シャシの状態で購入された車両を、日本においてボディー架装し、トラックとして完成されたものについて輸入車特別取扱制度（PHP）を適用する。			
関係法令	道路運送車両法	共管	なし	
制度の概要	PHP制度は、年間の販売台数が2000台以下の輸入自動車について、あらかじめ国内外の公的な自動車試験機関等が発行した書面のみによって当該型式としての保安基準の適合性の審査を行うことにより、陸運支局等で1台毎に行う自動車の検査の合理化、簡素化を図るものである。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>平成12年10月の日EU規制改革対話において、今後EUが欧州におけるトラックの認証制度について調査し、日本に情報提供を行うこととなっており、その内容を踏まえて検討することとしている。</p>				
担当課室名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03-5253-8596			

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	規制改革委員会 E U	
項目	フォークリフトの速度制限の緩和			
意見・要望等の内容	フォークリフトについて、小型特殊自動車に区分されるための要件である最高速度制限を、15 km/hから30 km/hに変更する等、特殊自動車の車種区分について、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めて行くべき。			
関係法令	道路運送車両法施行規則第2条、別表第一	共管	なし	
制度の概要	フォークリフト等の特殊自動車は、自動車の大きさが長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下であり、かつ、最高速度が15 km/h以下であるものを小型特殊自動車として区分し、これを超えるものを大型特殊自動車として区分している。なお、大型特殊自動車は、最高速度に係る制限はないものの、小型特殊自動車より厳しい保安基準が適用されることとなっている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
(説明) 特殊自動車について、自動車としての安全性を確保するため、加害性、事故発生の蓋然性等の安全性等を考慮して大型特殊自動車及び小型特殊自動車の区分を設けているものである。 一方、諸外国におけるフォークリフトの車種区分を見ると、欧米各国においても統一がなされていない。 このため、本要望については、当面措置困難であるが、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論をすることとしている。				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03-5253-8589			

分野	6 基準・規格・認証・輸入 関係 (1)基準・規格・認証)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	(社)日本船主協会 (社)経済団体連合会	
項目	内航海運(沿海船)航行可能海域の拡大			
意見・要望 等の内容	堪航能力の優れた内航船舶については、20海里以遠の航行が可能となるよう航行区域を見直すべき(沿海区域の拡大要望)。			
関係法令	船舶安全法施行規則第1条第7項 船舶職員法施行令第2条	共管	なし	
制度の概要	船舶の航行区域等に応じて、船舶安全法体系では船舶の構造、設備等に関する基準等を、船舶職員法体系では船舶職員の乗組み基準を定めており、航行区域としては、平水区域、沿海区域、近海区域及び遠洋区域がある。このうち沿海区域は、基本的に距岸20海里の海域が設定されており、当該水域内を航行する船舶の構造、設備及び船舶職員の乗組み等に関する基準は、近海区域及び遠洋区域に比べ、比較的緩やかなものとなっている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明) 沿海区域については、平成8年に沿海区域の凹入部のうち拡大可能な海域について一部拡大を行っている。また、船舶の大型化、航海機器等の発達等に対応して、航行水域が近海区域のうち主要内航航路を包含する区域(最も遠いところで距岸100海里程度)に限定される船舶を限定近海船として、近海船よりも緩和された基準を設定しており、貨物船については平成7年7月に、また、旅客船については平成10年7月に限定近海船の技術基準を設定した。</p> <p>なお、船舶職員の配乗については、船舶の航行区域毎に、航行安全の確保を図る観点から、航行実態等を勘案して、乗組み基準を定めているところである。</p>				
担当局課室名	海事局安全基準課 海事局船員部船舶職員課	(連絡先) 03-5253-8636 (連絡先) 03-5253-8655		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 (Vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者	
項目	プレジャーボートの技術基準		
意見・要望等の内容	1) 我が国のプレジャーボートの技術基準へのISO規格の早期導入 2) 船舶の長さによる検査基準の採用(日本は船舶の総トン数を基準としているのに対して、ISOは船舶の長さを基準としている。)		
関係法令	船舶安全法第2条第1項(船舶の所要施設)	共管	なし
制度の概要	船舶は、安全を確保するために所要の設備を施設しなければならない。 上記に係る技術基準は、船舶の大きさ(主にその指標として船舶の総トン数又は長さが用いられる。)、航行区域等に応じて適用される。 なお、総トン数20トン未満の小型船舶(プレジャーボートを含む。)には、その特性に応じた技術基準が適用される。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)6(1)Vii) ISOにおいてプレジャーボート全般の規格が策定された後、国内技術基準の整合を図る。		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 其他
	(実施(予定)時期:)		
	1) プレジャーボートの安全性を評価する主要な要件である構造及び復原性の規格が未策定(策定作業中)の状況であるISO規格は、現時点で安全上の観点から確立されたものではない。このため、ISO規格の策定において、安全の確保が可能と判断された際に国内基準との整合化を図ることとしており、我が国も当該規格の策定に積極的に参画しているところ、全般のISO規格策定を望むものである。		
	2) 1)の全般についてのISO規格が長さに基づくものであれば、これに相当する我が国の技術基準も長さに基づくものとなる。		
担当課室名	海事局安全基準課 検査測度課	(連絡先)03-5253-8636 (連絡先)03-5253-8639	

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証 (Vii)自動車、船舶、鉄道	意見・要望提出者									
項目	小型船舶の汽笛、号鐘等の技術基準										
意見・要望等の内容	近年、我が国においてはヨットやプレジャーボートの利用が増大し、海外からの小型船舶が多数輸入されるようになった。そのような状況の中、海上における衝突の予防のための国際規則(COLREG規則)に適合した汽笛、号鐘が小型船舶にとって大きくかつ重たいことから、小型軽量な設備を望む声が多くの利用者から寄せられている。										
関係法令	船舶安全法第2条第1項、海上衝突予防法第33条	共管	なし								
制度の概要	総トン数20トン未満の小型船舶については、COLREG規則に従って、船舶安全法および海上衝突予防法に基づき、総トン数20トン以上の船舶と同様の技術基準が適用された汽笛、号鐘等の設置が義務付けられている。										
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)6(1)Vii IMOにおいて、小型船舶の汽笛、号鐘等の技術基準の緩和を図る旨の海上における衝突の予防のための国際規則(COLREG規則)の改正提案が採択された場合、その発効に合わせて国内基準の見直しを行う。										
状況	<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(実施(予定)時期:COLREG改正が発効次第実施)</td> </tr> </table> <p>小型船舶の汽笛、号鐘の技術基準については、COLREG規則により定められており、その改正に当たっては、国際海事機関(IMO)での審議、採択が必要となる。このため、IMOの第69回海上安全委員会において、我が国から小型船舶の汽笛、号鐘に関しCOLREG規則を改正するための検討作業を開始することを提案し、平成10年7月から検討が開始された。</p> <p>上記意見・要望等で指摘されている問題を解決するため、我が国から提案した改正案の概要は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汽笛については、小型軽量であっても十分な可聴距離を確保できるものであれば認めること ・号鐘については、12m以上20m未満の小型船についても、12m未満の小型船と同様に備え付けを免除すること <p>これらについて各国代表者により審議が行われた結果、現在のところ我が国の提案どおり改正されることとなっており、2001年11月の第22回IMO総会において採択される予定である。</p> <p>今後、上記改正内容を国内基準に取り入れるため、COLREG規則改正の発効に合わせて関係法令の改正等所要の措置を講ずる予定である。</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	(実施(予定)時期:COLREG改正が発効次第実施)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他								
(実施(予定)時期:COLREG改正が発効次第実施)											
担当課室名	海事局安全基準課 検査測度課	(連絡先)03-5253-8636 (連絡先)03-5253-8639									

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	日本鉄道建設公団の余裕金の運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	日本鉄道建設公団の余裕金の運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。			
関係法令	日本鉄道建設公団法第31条	共管	なし	
制度の概要	日本鉄道建設公団は、日本鉄道建設公団法第31条の規定により、国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得、銀行への預金又は郵便貯金以外に余裕金の運用をしてはならないとされている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>農林中央金庫が発行する債券については、既に運輸大臣の指定する有価証券として指定されており、日本鉄道建設公団の余裕金の運用先の対象とされている。(昭和39年措置済。)</p> <p>なお、余裕金の運用先の決定については、日本鉄道建設公団の自主的な判断によるものである。</p>				
担当局課室名	鉄道局財務課 (連絡先) 03-5253-8538			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	新東京国際空港公団の余裕金の運用先への農林中央金庫を追加			
意見・要望等の内容	新東京国際空港公団の資金運用方法として農林中央金庫への預金を追加する。			
関係法令	新東京国際空港公団法第32条第2号	共管	なし	
制度の概要	<p>新東京国際空港公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>二 銀行への預金又は郵便貯金</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>新東京国際空港公団には運用のための余裕金はなく、措置の必要性、実効性につき検討中である。なお、農林中央金庫への預金ができることとするためには、公団法の改正が必要である。</p>				
担当局課室名	航空局飛行場部新東京国際空港課 (連絡先) 03-5253-8721			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	地域振興整備公団の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。			
関係法令	地域振興整備公団法第 27 条	共管	経済産業省	
制度の概要	<p>地域振興整備公団の余裕金の運用先については、預貯金については「銀行への預金又は郵便貯金」に限られている。</p> <p>なお、有価証券については「国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有」とされており、農林債券については保有できる債券として既に指定されている。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>地域振興整備公団の資金運用先の拡大については法改正が必要であり、次期法改正に合わせ所要の法改正を行う方向で検討する。</p>				
担当局課室名	都市・地域整備局 まちづくり推進課(連絡先: 03-5253-8405)			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	特殊法人等の資金運用先に農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する			
関係法令	首都高速道路公団法第42条 阪神高速道路公団法第42条	共管	なし	
制度の概要	首都高速道路公団、阪神高速道路公団の余裕金の運用先については、「銀行その他建設大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」とされており、金融機関としては、信用金庫及び全信連が指定されている。 なお、農林債券については取得できる有価証券として既に指定されている。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)7-(1)-46-(d) 以上のほか、法改正を要するものも含めて、資金運用先の拡大に努めるものとする。			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 都市高速道路公団の運用する余裕金は、料金収入等の受入時期と事業費等の支払時期との差により生じる一時的なものである。 農林中央金庫の預金を建設大臣が運用先として指定することについては、上記余裕金の性格の観点から適当であるか検討する。				
担当局課室名	都市・地域整備局都市高速道路公団監理室(連絡先: 03-5253-8396)			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	日本下水道事業団の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。			
関係法令	日本下水道事業団法第38条	共管	なし	
制度の概要	日本下水道事業団法第38条では余裕金の運用先について規定しており、農林中央金庫の発行する債券については、同条第1号の「その他建設大臣の指定する有価証券」に指定されているが、預金の運用先については、同条第2号により銀行又は郵便貯金に限定されているため、農林中央金庫への預金はできない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 農林中央金庫への預金については、日本下水道事業団法の改正が必要となるため、次期改正時に対応する方向で検討することとする。				
担当局課室名	都市・地域整備局下水道部下水道企画課(連絡先:03-5253-8427)			

分野	金融・証券・保険 (1)金融	意見・要望提出者	農林中央金庫 全国農業協同組合中央会・(社)全国信連協会	
項目	特殊法人、地方公共団体関係機関等の資金運用先への農林中央金庫、農協・信連の追加			
意見・要望等の内容	地方道路公社の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券、農協・信連の預金を追加する。			
関係法令	地方道路公社法第31条	共管	なし	
制度の概要	地方道路公社の根拠法において、貯金等預入先に制限があり、農林中央金庫の預金及び農林債券、農協・信連の貯金が運用できない。			
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 地方道路公社の資金運用方法の拡大のためには、法改正が必要であり、農林中央金庫の預金及び農林債券、農協及び信連の預金を余裕金の運用方法に含めることについては、金融機関の中の農林中央金庫、農協及び信連の役割、位置づけについて検討をした上で判断する。				
担当局課室名	道路局 路政課 (連絡先: 03-5253-8479)			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等への資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	特殊法人等の資金運用先として農林中央金庫の預金および農林債券を追加する。			
関係法令	都市基盤整備公団法第58条	共管	なし	
制度の概要	住宅・都市整備公団は、平成11年10月1日付けで解散している。 なお、都市基盤整備公団の業務上の余裕金の運用については、国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得、銀行その他建設大臣の指定する金融機関への預金等とされている。 なお、農林債券については取得できる有価証券として既に指定されている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 都市基盤整備公団の業務上の余裕金は、家賃等の収入が事業費等に充てられるまでの一時的な滞留資金であり、適正かつ安全に、また、長期間固定されることのないよう運用される必要があるが、一方これを有利に運用して利息収入を確保することが望ましい。 農林中央金庫の預金を建設大臣が運用先として指定することについては、このような観点から適当であるか検討する。				
担当局課室名	住宅局都市基盤整備公団監理室(連絡先:03-5253-8503)			

分野	7金融・証券・保険 (1)金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	<p>・以下の特殊法人等の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。</p> <p>地方住宅供給公社、地方道路公社、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行法、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本鉄道建設公団、石油公団、首都高速道路公団、住宅・都市整備公団、阪神高速道路公団、雇用促進事業団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、水資源開発公団、中小企業事業団、日本下水道事業団、金属鉱業事業団</p>			
関係法令	地方住宅供給公社法第34条	共管	なし	
制度の概要	地方住宅供給公社の余裕金の運用方法は、国債又は地方債の取得及び銀行への預金又は郵便貯金に限られている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>地方住宅供給公社の資金運用先として農林中央金庫の預金を追加するためには、法改正が必要であり、将来の法改正で所要の改正を行うことを検討するが、金融機関の中の農林中央金庫の役割、位置付けについて検討した上で判断する。</p> <p>また、農林債券についても上記の法改正とあわせて検討し、判断する。</p>				
担当課室名	住宅局 住宅総合整備課(連絡先:03-5253-8507)			

分野	7金融・証券・保険 (1)金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	<p>・以下の特殊法人等の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。</p> <p>地方住宅供給公社、地方道路公社、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行法、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本鉄道建設公団、石油公団、首都高速道路公団、住宅・都市整備公団、阪神高速道路公団、雇用促進事業団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、水資源開発公団、中小企業事業団、日本下水道事業団、金属鉱業事業団</p>			
関係法令	住宅金融公庫法	共管	財務省	
制度の概要	住宅金融公庫の余裕金の資金運用先は、以下に限定している。 (1)国債、地方債又は政府保証債の保有 (2)資金運用部への預託 (3)銀行への預金			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>農林中央金庫からの要望内容については、資金の運用先に関する要望と認識するが、住宅金融公庫の余裕金の資金運用先については、民間では困難な長期・低利・固定の融資を行い自助努力による良質な住宅取得を支援する基本的役割を堅持する上で、安全かつ効率的であることが必要である。</p> <p>農林中央金庫の預金及び農林債券については、安全確実性、流動性、流通量を前提として公庫が余裕金の運用益の増収を図る上では、現在のところ資金運用先に加える必要性は乏しいと考えている。</p> <p>なお、資金運用先にふさわしいものについては、今後も運用の可能性を検討する。</p>				
担当課室名	住宅局 住宅資金管理官(連絡先:03-5253-8518)			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会、(社)全国信連協会	
項目	地方公共団体関係機関等の資金運用先への農協・信連の追加			
意見・要望	・地方住宅供給公社の資金運用先として農協・全信連の貯金を追加する。			
関係法令	地方住宅供給公社法第34条	共管	なし	
制度の概要	地方住宅供給公社の余裕金の運用方法は、国債又は地方債の取得及び銀行への預金又は郵便貯金に限られている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中)	措置困難	その他
(説明) 地方住宅供給公社の資金運用先として農協・全信連の預金を追加するためには、法改正が必要であり、将来の法改正で所要の改正を行うことを検討するが、金融機関の中の農協・全信連の役割、位置付けについて検討した上で判断する。				
担当課室名	住宅局 住宅総合整備課 (連絡先: 03-5253-8507)			

分野	7 金融・証券・保険 (3) 保険	意見・要望提出者	(社) 日本損害保険協会	
項目	子会社・関連会社で行うことのできる金融関連業務として「SPC法又は不動産特定共同事業法に定める不動産の管理及び処分等に係る事業又は業務受託」の追加			
意見・要望等の内容	SPC法・不動産特定共同事業法に定める不動産の管理及び処分等に係る事業又は業務受託を手がけられるのは宅地建物取引業者に限られているが、保険会社の子会社・関連会社も、金融関連業務として、同様に手がけられるようにするべきである。			
関係法令	宅地建物取引業法第3条第1項、不動産特定共同事業法第6条	共管	金融庁	
制度の概要	不動産特定共同事業法に規定する不動産の売買等を行うに当たっては、宅地建物取引業法第3条第1項により建設大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならないが、当該免許を有していない法人は不動産特定共同事業の許可を受けることができないこととされている。SPC法のSPCから業務委託を受けて不動産の売買等を行うに当たっても、同様に当該免許を有することが必要とされている。			
計画等における記載				
状況	措置済・措置予定 (実施 (予定) 時期 :	検討中	措置困難	その他
(説明) 宅地建物取引業の免許制度は、知識や経験の乏しい一般消費者を保護し、宅地建物取引業者の業務の適正な運営を確保するため、不動産の売買等を業として営む者に対して実施するものであり、不動産特定共同事業者やSPCから不動産の売買等の業務委託を受ける者は、その行う業務の性質から必然的に宅地建物取引業者に限られる。これに対し保険会社についてのみ例外として位置付けることは困難である。				
担当局課室名	総合政策局不動産課 (連絡先 : 03-5253-8288)			

分野	8 エネルギー分野 (2) 電気事業	意見・要望提出者	規制改革委員会、(社)経済団体 連合会		
項目	特別高圧送電線の施設について				
意見・要望 等の内容	特別高圧の架空送電線が、鉄道または軌道と上方で交差する場合、鉄道または軌道の外側から3メートル(水平距離)の範囲内にある部分の長さが100メートルを超えた場合でも施設できるようにすべきである。				
関係法令	普通鉄道構造規則第82条第4項第2号	共管	なし		
制度の概要	特別高圧の架空送電線が、鉄道または軌道と上方で交差する場合には、鉄道または軌道の外側から水平距離で3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならない。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
(説明) 現在、本規定についての技術基準の性能規定化を検討中である。					
担当局課室名	鉄道局技術企画課 (連絡先) 03-5253-8546				

分野	8 エネルギー分野 (4)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会		
項目	放射性物質に関する輸送容器に関する承認手続の見直し				
意見・要望等の内容	海上輸送のみの場合輸送容器の承認(設計、容器)は国土交通省であるが、公道輸送が含まれる場合、文部科学省又は経済産業省の承認が必要である。このため、同じ形式の容器が使用されるにもかかわらず両モードに使用される場合は、同じ内容の規制を二重に受けることとなっている。一方の承認を受けている場合は、他方が見なせるようすべき。				
関係法令	船舶安全法、危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9、91条の9の2	共管	文部科学省、経済産業省		
制度の概要	<p>一定の放射性輸送物(放射性物質等を輸送する容器に収納等した状態のもの)は、その運送ごとにその性状が安全なものであるか国土交通大臣等の確認を受けなければならない。(放射性輸送物の安全確認)</p> <p>上記の確認に際し、放射性物質等を収納する容器は、あらかじめ当該容器(設計、製作等)及び使用方法について、国土交通大臣の承認を受けることができる。</p> <p>(注)公道輸送等の陸上輸送に使用される場合は、文部科学省又は経済産業省が担当</p>				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>海上輸送時の放射性輸送物の安全確認は危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9第1項の規定に基づき国土交通大臣となっているが、同条第7項により文部科学大臣、経済産業大臣等の承認を受けた場合は、国土交通大臣の確認を受けたものと見なしているため、海上及び公道の両輸送モードに使用される場合において国土交通省の承認(設計、容器)は不要である。</p> <p>以上のことから、ご指摘の事項はそもそも存在しない。</p>					
担当局課室名	海事局検査測度課	(連絡先)03-5253-8639			

分野	10 公害・廃棄物・環境保全 (2) 廃棄物	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	廃棄物処理業および施設の許可を得る場合の事務の簡略化			
意見・要望等の内容	廃棄物処理のうち循環資源のリサイクルに寄与するものは、特例扱いするなどして、事務の簡素化をしていただきたい。			
関係法令	建築基準法第51条、建築基準法施行令第130条の2、廃棄物の処理および清掃に関する法律第8条、第15条	共管	厚生労働省等	
制度の概要	廃棄物処理業および施設の許可を得る場合の事務が煩雑である。特に、アセス、都市計画審議会の承認が必要な場合には、時間がかかりすぎる。具体的には、アセスに1年、住民同意に1～3年程度かかることがある。また、都市計画審議会は年2回程度の開催のため、さらに遅れることがある。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>建築基準法第51条において掲げられている施設は、いずれも都市の中になくなくてはならない重要な供給処理施設であると同時に周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるものであり、都市内のどこにこれらの施設を配置すべきかは十分に検討される必要があるため、原則として都市計画でその位置を決定したものでなければならぬものとしており、これによらない場合は、都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可したものでなければ新築又は増築してはならないこととしている。</p> <p>なお、都道府県都市計画審議会、市町村都市計画審議会に関する事務は自治事務であり、各地方公共団体が実状に応じて、開催時期、開催回数等の決定を行うものである。</p>				
担当局課室名	都市・地域整備局 都市計画課(連絡先:03-5253-8409) 住宅局 市街地建築課			

分野	1 1 危険物・防災・保安 (5) その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	給油所毎の揮発油地下タンク最大貯蔵数量の緩和			
意見・要望等の内容	工業地域・工業専用地域を除く用途地域において、最大50klに制限されている第1石油類(ガソリン)の貯蔵総量を100kl程度まで緩和すべきである。			
関係法令	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の9	共管	なし	
制度の概要	建築基準法に基づき、工業地域・工業専用地域を除く用途地域では、ガソリンスタンドにおける第1石油類の貯蔵総量が50klに制限されている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
(説明) 建築基準法は、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物については、その取扱う危険物が火災・爆発の危険性が大きなものであるという特性からして、周辺の市街地環境に与える影響の大きさから、危険物の種類ごとに用途地域に応じてその数量を定めて、建築を制限している。 ガソリン地下貯蔵施設に関しても、工業の利便の増進を図るための用途地域である工業地域及び工業専用地域以外の、近隣に多くの住宅の混在する蓋然性の高い用途地域では、50klに制限しているものであり、これについて規制を緩和することは適当でない。				
担当局課室名	住宅局 市街地建築課(連絡先:03-5253-8515)			

分野	15 資格制度 (1) 業務独占資格等	意見・要望提出者	
項目	障害等を理由とする欠格事由の見直し (見直しの基準・視点)		
意見・要望等の内容	規制緩和推進3カ年計画(再改定)15(1) 小型船舶操縦士の障害を理由とする欠格条項の見直しについて、早期に結論を得る。		
関係法令	船舶職員法第13条、船舶職員法施行規則第40条、別表第三	共管	なし
制度の概要	小型船舶操縦士免許取得に必要な身体検査基準は船舶職員法施行規則に定められており、身体障害がある場合にはその障害の程度に応じた補助手段を講ずることにより勤務に支障がないと認められることをもって足りることとしている。		
計画等における記載	規制緩和推進3カ年計画(再改定)15(1) 小型船舶操縦士の障害を理由とする欠格条項の見直しについて、早期に結論を得る。		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 其他
(実施(予定)時期:平成13年度内)			
<p>(説明) 小型船舶操縦士免許の欠格条項の見直しについては、広く一般から意見の募集を行うとともに、12年3月より学識経験者、医師等から構成される「障害者の海技免許取得等のあり方に関する検討会」において、検討を行ってきたが、同年12月に、身体検査基準を障害の状態に着目した基準から身体機能、運動能力に着目した能力基準とするとともに、補助設備の種類について大幅な拡充を図ること等を内容とする結論がとりまとめられた。(今後所要の制度改正等を行う予定である。)</p>			
担当局課室名	海事局船員部船舶職員課	(連絡先)03-5253-8655	

分野	15 資格制度関係 (1) 業務独占資格	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	三級海技士についての資格制度の見直し			
意見・要望等の内容	三級海技士（電子通信）取得に必要な6月の乗船履歴については、規制の国際的整合性の観点から、諸外国の実態を精査した上で日本独自の過剰な規制があると認められる場合には、所要の措置を講ずるべきである。			
関係法令	船舶職員法第14条、船舶職員法施行規則第25条、同規則別表第4	共管	なし	
制度の概要	三級海技士（電子通信）に係る海技従事者国家試験を受験するためには、受験資格として、6月以上の期間、一定の船舶において、実習又は通信を行わなければならないこととされている。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明) 我が国の乗船履歴は、STCW条約に規定する「实际的証明」に基づくものであるため、米、英、仏及びノルウェーの4カ国に対し、当該实际的証明として採用されている手法等について照会したところ、米国においては、最低1年間の乗船履歴が要求されており、我が国の制度は国際的にも過重ではないものと考えられる。</p> <p>なお、仏及びノルウェーからは明確な回答が得られなかったことから、再度照会を行うこととしている。</p>				
担当局課室名	海事局船員部船舶職員課 (連絡先)03-5253-8655			

分野	15 資格制度 (1) 業務独占資格等	意見・要望提出者	個人
項目	航空身体検査基準（遠距離視力）の緩和		
意見・要望等の内容	(1) 遠距離裸眼視力の最低基準を廃止すること。 (2) 矯正眼鏡の屈折度を限定する基準を廃止すること。		
関係法令	航空法第28条、第31条	共管	なし
制度の概要	<p>航空法第28条第1項の規定により、航空機に乗り組んでその運航を行おうとする者は、航空身体検査証明を有していなければ、航空従事者技能証明の業務範囲の行為を行ってはならない。</p> <p>国土交通大臣又は指定航空身体検査医は申請により、航空従事者技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行おうとする者について、航空法施行規則第61条の2で定める身体検査基準に適合すると認めるときは、航空身体検査証明を行う。</p> <p>なお、航空身体検査基準に定める遠距離視力については、以下のとおりである。</p> <p>次のイまたはロに該当すること。</p> <p>(第一種：定期運送用操縦士、事業用操縦士、一等航空士、航空機関士)</p> <p>イ 各眼が裸眼で1.0以上の遠距離視力を有すること。</p> <p>ロ 各眼が裸眼で0.1以上の遠距離視力を有し、各レンズの屈折度が±4ジオプトリーを超えない範囲の常用眼鏡により各眼が1.0以上に矯正することができること。</p> <p>(第二種：自家用操縦士、二等航空士、航空通信士)</p> <p>イ 各眼が裸眼で0.7以上の遠距離視力を有すること。</p> <p>ロ 各眼が裸眼で0.1以上の遠距離視力を有し、各レンズの屈折度が±5ジオプトリーを超えない範囲の常用眼鏡により各眼が0.7以上に矯正することができること。</p>		
計画等における記載	該当なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成13年度早期) (1)について	検討中	措置困難 (2)について その他
(説明)			
航空機の安全な操縦には、目標物の視認、障害物の発見、計器の確認及び空間における位置等についての正確な判断が必要であり、正常な視機能を持つことが航空安全上の必須の条件である。			
(1) 遠距離裸眼視力の最低基準について			
新たな航空医学に関する知見の蓄積等を反映するため、航空身体検査基準について定期的に見直しを行っており、平成12年6月に航空審議会より答申があった。それを踏まえ、現在においては、遠距離裸眼視力の最低基準を設定する意義がないと考えるため、米国及び欧州の基準と同様に廃止することとし、平成13年度早期に航空法施行規則の改正作業を行っている。			
(2) 矯正眼鏡の屈折度を限定する基準について			
矯正眼鏡の屈折度が強くなるにつれて視野の中心と周辺の視力の誤差が大きくなるとともに、映像のゆがみ、有効視野の狭窄及び眼精疲労等が生じるおそれがあり、航空業務へ多大な影響を及ぼしかねない。これらのことから、当該基準を廃止することはできない。			
なお、欧州(JAA)においても、当該基準が規定されている。			
担当局課室名	航空局技術部乗員課 (連絡先) 03-5253-8747		

分野	1 5 資格制度 (1) 業務独占資格	意見・要望提出者	土地家屋調査士
項目	測量士と土地家屋調査士		
意見・要望等の内容	土地家屋調査士の強制入会制度を廃止し、活動を自由にできるようにさせて欲しい。官公署の入札にも個人で参加できる様に制度を変えて欲しい。		
関係法令	測量法第 5 条など	共管	法務省
制度の概要	公共測量は、その成果が国民に広く繰り返し使用されるもの（当該測量の成果を用いて、他の公共測量を実施するための基準となるもの）であることから、一定の正確さをもって実施される必要があるため、これに従事する測量士には一定の技術水準が求められている。		
計画等における記載			
状況	措置済・措置予定 (実施 (予定) 時期 :	検討中	措置困難 その他
(説明) 測量士、土地家屋調査士となるための要件を比較すれば、土地家屋調査士には測量技術という点で測量士までの技術水準は求められていない。			
担当局課室名	総合政策局建設振興課 (連絡先 : 03-5253-8281)		

分野	15 資格制度関係 (2) 必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	自動車整備管理者の必置単位の見直し			
意見・要望等の内容	<p>自動車の点検、整備、車庫の管理は、本来、それぞれの使用者が自己責任において行うべきものであり、特定の資格者の選任を現行の必置単位で義務付ける必要性については疑問が残る。</p> <p>一方、ここ数十年の間に、自動車の性能は飛躍的に向上し、また、自動車保有率の上昇、使用形態の多様化、自動車排出ガスによる大気汚染の問題など、自動車の点検整備を取り巻く情勢は大きく変化しているが、整備管理者を選任すべき事業者等の範囲（＝必置単位）は、昭和38年以来、37年間変更されていない。</p> <p>したがって、整備管理者制度の運用実態、制度の費用対効果、先進主要国における類似制度等について調査を行い、その結果を参考にしつつ、必置単位を変更することについて検討を行うべきでないか。</p>			
関係法令	道路運送車両法第50条	共管	なし	
制度の概要	乗車定員11人以上の自動車、乗車定員10人以下の事業用自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車を5両以上、その他の自動車10両以上保有する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、整備管理者を選任しなければならない。			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>整備管理者制度については、これまで、度々見直しを行ってきており、最近の例では、平成12年3月に整備管理者の外部委託を認める改正を行ったところであるが、整備管理者を選任すべき事業者等の範囲については、今後、点検整備の実施状況、整備不良に起因する事故や大気汚染の状況並びに事故が起こった場合の加害性、公共性等を踏まえ、整備管理者の必置単位のあり方について調査検討し、この結果を踏まえ、必要に応じて必置単位の見直しについて検討を行う。</p>				
担当局課室名	自動車交通局技術安全部整備課 (連絡先) 03-5253-8599			

分野	15 資格制度関係 (2)必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会		
項目	告示航路の見直し				
意見・要望等の内容	告示航路は昭和39年に決定されて以来変更されていないが、その後の寄港地の医療設備の向上、航路付近の契約病院の増加、無線医療の発達などにより船舶の医療体制は向上し、告示航路を取り巻く状況が制定時から大きく変化していると考えられることから、告示航路の継続について見直しの必要性を検討すべきである。				
関係法令	船員法第82条、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第1条	共管	なし		
制度の概要	アフリカ西海岸にある港、ペルシャ湾にある港、カラチ港のいずれかを起点・終点又は寄港地とする航路(告示航路)については、貨物船であっても、医師を配乗するか、又は医師の配乗に代えて通常の衛生管理者に加えて「衛生管理者再講習受講者」である衛生管理者を配乗することを義務付けている。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他	
(説明) 当該告示航路は昭和39年、労使を交えた船員中央労働委員会での議論を経て決定されたものであり、このような経緯を踏まえると、現在の告示航路の見直しの必要性については、近年の疾病発生状況等根拠データを明らかにした上で、労使双方の意見も踏まえ検討する必要がある。					
担当局課室名	海事局船員部労働基準課		(連絡先)03-5253-8653		

分 野	1 5 資格制度 (2) 必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会
項 目	給水装置工事主任技術者と管工事施工管理技士の資格の相互乗り入れ		
意見・要望等の内容	<p>(要望) 給水装置工事主任技術者と管工事施工管理技士の 2 つの資格には求められる技術・能力等に重複する点もあることから、当面、両方の資格を必要とする事業者の負担を軽減する措置を検討すべきである。</p> <p>具体的には、給水装置工事主任技術者について、水道分野に関する管工事を施工する際に建設業法上必要な「主任技術者」として認める方向で検討を行うべきである。</p>		
関係法令	建設業法第 7 条など	共管	
制度の概要	<p>給水装置工事を施工する指定給水装置工事業者は、水道法に基づき、給水装置工事主任技術者免状を受けている者の中から、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>他方、管工事を行う建設業者は、建設業法に基づき、管工事施工管理技士等の中から、営業所ごとに「専任の技術者」を、工事現場ごとに「主任技術者」を置かなければならない。</p>		
計画等における記載			
状 況	措置済・措置予定	検討中	措置困難
	(実施予定時期 : H13.1.4)		その他
<p>(説明) H12.12.4建設省告示第 2 2 7 6 号により、給水装置工事主任技術者について、管工事を施工する際に建設業法上必要な「主任技術者」として認めるよう改正を行った。H13.1.4施行。</p>			
担当局課室名	総合政策局建設業課 (連絡先 : 03-5253-8277)		

分野	15 資格制度 (2) 必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	(26) 宅地建物取引主任者 (26-1) 定期講習の内容の見直し等		
意見・要望等の内容	<p>宅地建物取引主任者資格試験に合格し一定の実務経験又は実務講習を経た者は、試験を行った都道府県知事の登録を受け、宅地建物取引主任者（以下「取引主任者証」）の交付を受けることができることとなっている。取引主任者証の有効期間は5年となっており、更新に当たっては新たな取引主任者証の交付を申請することとなっている。また、取引主任者証の交付の際には、講習受講の義務付けがなされている。本資格は、資格者も多く、実際に業務に従事している者が受講しなくてはならないことから、事業者・受講者の負担も小さくない。一方、消費者トラブル防止のため取引主任者の資質の維持・向上を図ることが求められている。したがって、インターネット等による講習などによる受講者の負担の軽減方策等講習内容の見直しに向けた検討を行うべきである。</p>		
関係法令	宅地建物取引業法	共管	-
制度の概要	<p>宅地建物の取引に関する法制度等は比較的改廃が多いので、取引主任者に講習受講を義務付け資質の向上を図ることを目的とする。（宅地建物取引業法第22条の2第2項）</p> <p>実施機関 各都道府県知事又は民法第34条の規定に基づいて設立された各都道府県宅地建物取引業協会等の公益法人</p> <p>講習時間 1日（概ね6時間）</p> <p>講習内容 「宅地建物取引主任者に対する講習の実施要領」（昭和55年建設省告示第1798号）</p> <p>実績 平成11年度受講者約11万人（建設省取りまとめ）</p>		
計画等における記載	-		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 年度)	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>講義内容、講習時間及び講習方法等について平成13年度に委員会を設け見直しの検討を行う。 具体的には受講者の負担軽減のために、講義内容（税制等）、講習時間及び講習方法（ビデオ化等）や地域性を考慮したインターネット等による講習について検討する。</p>			
担当局課室名	総合政策局不動産課（連絡先：03-5253-8288）		

分野	15. 資格制度	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	公的資格制度の要件緩和			
意見・要望等の内容	公的資格制度について、個々の資格に必要とされる学歴を合理的なものに改めるとともに、必要に応じて一般教養試験を課すなどし、機会均等の観点から義務教育修了者に広く門戸を開くべきである。			
関係法令	各種法令等	共管		
制度の概要	国民の権利と安全や衛生の確保、取引の適正化、資格者の資質やモラルの向上等のため、厳格な法的規律に服する資格者が存在し国民に安心できるサービスを提供することを目的とする。			
計画等における記載	「規制緩和推進3か年計画（再改定）」2(3)資格制度の見直し			
状況	措置済・措置予定 （実施（予定）時期：	検討中	措置困難	その他
（説明） 規制緩和推進3か年計画を踏まえ、検討を行っているところである。				
担当局課室名	総合政策局政策課（連絡先：03-5253-8256）、大臣官房技術調査課			

分野	16 その他	意見・要望提出者	米国
項目	特殊法人等（日本小型船舶検査機構）の透明性と説明責任について		
意見・要望等の内容	日本政府は、特殊法人及びその他個別の法律によって設置され自主規制機関として機能している組織に対し、透明性の向上と説明責任の強化を義務づけるべきである。例えば、これらの団体（日本小型船舶検査機構等）が新たな規則を採用・制定する前に、パブリック・コメント手続きの採用を義務づけるべきである。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	船舶安全法により設置された日本小型船舶検査機構は、国の代行機関として、小型船舶検査事務の実施に関する規程を定めて、小型船舶の検査を実施しているが、当該規程の設定又は改廃する場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。		
計画等における記載	該当なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)により平成11年4月から、特殊法人等が、法令により付与された処分権限に係る審査基準及び処分基準を定める場合についても、本手続に準じた手続を経るよう、その規制の根拠となる法令を所管している行政機関が指導することとされた。</p> <p>これを受けて日本小型船舶検査機構は、検査事務規程及び同細則等の設定又は改廃を行う場合は、パブリック・コメント手続に準じた手続を経て策定することとしている。</p>			
担当局課室名	海事局検査測度課	(連絡先)03-5253-8639	

分野	16 その他	意見・要望提出者	米国		
項目	特殊法人等（日本自動車整備振興会）の透明性と説明責任について				
意見・要望等の内容	日本政府は、特殊法人及びその他個別の法律によって設置され自主規制機関として機能している組織に対し、透明性の向上と説明責任の強化を義務づけるべきである。例えば、これらの団体（日本自動車整備振興会連合会）が新たな規則を採用・制定する前に、パブリック・コメント手続きの採用を義務づけるべきである。				
関係法令		共管	なし		
制度の概要	自動車整備振興会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適性な運営を確保するための事業を行うことを目的とするものでなければならないとされている。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>日本自動車整備振興会連合会（日整連）は、自動車の整備に関する技術の向上等の促進、整備事業の健全な発達等を目的として活動する団体であり、規則の採用・制定は行っていない。このため、規則を採用・制定する前に日整連がパブリック・コメントを実施すべきというのは、事実誤認に基づく指摘である。</p>					
担当局課室名	自動車交通局技術安全部整備課（連絡先）03-5253-8599				